

令和 5 年

七ヶ浜町議会会議録

12月会議	12月4日	開会
	12月5日	閉会

七ヶ浜町議会

令和5年12月4日（月曜日）

第2回七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録

（第1日目）

令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録第1号

令和5年12月4日（月曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
水道事業所長	稲妻和久君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	菅井明子君

健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君
会計管理者	鈴木正実君
教育長	須藤清君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	遠藤裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木祐一君
同書記	鈴木一叶君

議事日程 第1号

令和5年12月4日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第58号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第59号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第60号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 7 議案第61号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 8 議案第62号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 9 議案第63号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 議案第64号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第65号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 議案第66号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 議案第67号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 議案第68号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 議案第69号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 議案第70号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 議案第71号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に

関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第72号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第73号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第74号 七ヶ浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第75号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第76号 七ヶ浜町被害漁業者生活資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第77号 道路占用料等条例等の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第78号 七ヶ浜町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第79号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第80号 公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第81号 七ヶ浜健康スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第82号 七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第83号 七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第84号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第85号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第86号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第87号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第88号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定

日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日12月4日は休会の日ですが、議事の都合により令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会を再開し、12月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番能勢鯨太議員、5番鈴木博議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会12月会議の日程は、本日から明日5日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、12月会議の日程は本日から明日5日までの2日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで諸般の報告を申し上げます。

お手元に諸般の報告の資料を配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、10月19日、宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会が開催され、私が出席し、役員を選任や令和6年度事業計画、予算案などについて審議をしてきております。

次に、10月30日、令和5年第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会が開催され、組合議員であります佐藤壮一議員、遠藤喜二議員が出席をしてきております。

同じく、10月30日、令和5年第3回宮城東部衛生処理組合議会定例会を開催され、組合議員であります熊谷明美議員、仁田秀和議員が出席をしてきております。

次に、10月30日、31日の両日、宮城黒川地方町村議会議長会主催の研修会が福島県西会津町と小野町で開催され、私が参加し、議会運営及び活性化の取組について研修を受けてきております。

次に、11月10日、宮城黒川地方町村議会議長会主催の自治功労者表彰式並びに議会研修会が行われ、正副議長をはじめ議員が出席をしております。

次に、11月20日、宮城県町村議会議長会主催による県知事と町村正副議長の意見交換会が開催され、仁田副議長と私が出席をしております。

次に、11月27日、宮城県町村議会議長会主催の議会報告研究会が開催され、広報広聴常任委員であります仁田秀和委員長、熊谷明美副委員長、佐藤信輝委員、能勢鯨太委員、鈴木恵子委員、佐藤直美委員が出席をし、よりよい議会広報づくりをするため研修を受けてきております。

次に、11月29、30日の2日間、町村議会議長全国大会が東京都内で開催され、私が出席し、宮城県選出の国会議員との懇談を行ってきました。

次に、10月26日と11月30日に行われた例月出納検査の結果が、監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

また、今定例会に説明のために出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（安倍敏彦君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会12月会議の開会に当たり、令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会9月第2回会議以後における行政報告を申し上げます。

初めに、11月1日、仙台市で宮城県文化の日表彰式が行われ、七ヶ浜町議会議員岡崎正憲さんと前七ヶ浜町議会議員佐藤梶信さんが地方自治功労、七ヶ浜町農業委員会会長職務代理者岩本松治さんが産業功労を、宮城県食肉生活衛生同業組合理事佐藤新一さんが保健衛生功労を、七ヶ浜町消防団副団長遠藤 力さんが消防防災功労を受賞されました。多年にわたり県勢の発展、県民の福祉の増進に尽くされた5名の方の受賞に心からお祝いを申し上げます。

9月28日、七ヶ浜国際村において、わくわくシニアフェスティバルが開催され、183名の方にお集まりをいただきました。アクアゆめクラブに所属する健康運動指導士からは「からだをラクに動かせるために～背骨と筋肉をしなやかに保つ～」をテーマとした運動指導があり、七ヶ浜レクリエーション協会による「七ヶ浜わげっすと体操」などで御参加いただいた方々に介護予防のポイントを学んでいただきました。

10月9日、ながすか多目的広場で開催予定だった「第17回スポーツフェスタ in 七ヶ浜～七ヶ浜を歩こう～」は雨天のため、残念ながら中止となりました。

10月14日、「海の子・山の子交流会」山のつどいが友好の町、山形県朝日町で行われ、本町からは、汐見小学校の児童16名が、朝日町からは、町立西五百川小学校の児童20名が参加しました。

交流会では、リンゴのもぎ取りや棚田見学が行われ、班対抗のモルック大会などもありました。体験学習を通して、子供たちには互いに友情が生まれ、そして豊かな心を育むことができました。両町の関係は、子供たちの交流がきっかけに始まったもので、互いに産業まつりに出展するなど、様々な分野で協力をする事になり、交流を深めてまいりました。友好の町締結から今年で11年目を迎え、様々な交流が絆をさらに強め、共に豊かな未来の礎となることを信じています。

10月19日、七ヶ浜国際村において、町遺族会主催の七ヶ浜町戦没者慰霊祭が開催され、遺族、関係者など72名が出席し、過去の戦禍で散った御霊を慰霊しました。さきの大戦から78年がたち、年々出席する遺族の高齢化が進み、会員数も減少傾向にあります。戦争を経験した世代の方も僅かとなり、戦争を知らない世代が国民の8割を占めるようになった今、戦争の記憶や平和への思いをいかに伝えていくかが大きな課題となっています。

10月22日、宮城県議会議員一般選挙が行われました。当日の有権者数は1万5,340人で、投票した方は5,982人、投票率は39%となり、前回、令和元年を僅か1.28ポイント上回る結果となりました。

11月4日、湊浜、松ヶ浜、菖蒲田浜の三地区合同の総合防災訓練が行われました。主要な訓練は、松ヶ浜小学校で行われましたが、湊浜児童公園と菖蒲田浜地区町営住宅もサブ会場にして訓練が行われました。訓練には、住民や消防団など約400人が参加して、高層階からの要支援者搬送訓練や避難所開設、運営訓練、拠点避難場への徒歩避難などに取り組みました。また、松ヶ浜小学校の校舎屋上から、宮城県の防災ヘリコプターによる、釣り上げ救出訓練も披露されました。今回は、津波ハザードマップ改訂後、初となる津波避難訓練であり、避難体制の構

築へ向けた検証ともなるものでした。

11月7日から9日までの3日間町内3小学校の6年生を対象に、しちがはま文化大使で、日本を代表するピアニストの1人である仲道郁代さんによる音楽のアウトリーチが行われました。この事業は、震災直後の2012年から始まり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により中止となった2020年度を除き、町内3小学校で毎年行われております。子供たちは、仲道さんの演奏や語りかけに耳を傾け、音楽に込められた思いに心を寄せながら、豊かな創造力を育むことができました。

11月11日、七ヶ浜国際村において、町制施行65周年記念式典を執り行いました。式典では、長年にわたり町勢の発展、住民福祉の向上に御尽力いただいた65名と2団体が表彰されました。また、交通安全、防犯、社会方針に尽力された6名の方には感謝状が贈られました。今回、初めての試みとして、七ヶ浜中学校と向洋中学校の生徒4名に司会を務めていただきました。この大舞台上で生徒たちが臆することなく、堂々と進行役を務める姿は、とても見事でありました。本町は、これまで人材育成に取り組んできました。七ヶ浜の次代を担う子供たちが、共に記念式典の振興の一翼を担うことができたことは、とても意義深いものであります。そして、この日は、震災直後から七ヶ浜町の復興に多大なる御尽力をいただきました「復興支援ネットワーク淡路島」の木村代表と「七里ガ浜発七ヶ浜復興支援隊」の中里隊長から記念の講演もいただきました。町では、今後も町内外に向け、防災、減災に関する知識や経験を伝える取組を実施していきます。

11月12日、花刈浜多目的広場において「町制施行65周年記念産業まつり」が開催され、約9,000人の来場者でにぎわいました。当日は秋晴れに恵まれ、目玉となるマグロ解体ショーや捕れたての魚介の競り売りをはじめ、野菜、新米、旬の味覚を買い求める方々で行列ができるほどでした。祭りを通して、七ヶ浜の特産や旬の食材をPRすることができ、改めて、訪れる方々の根強い人気と期待が寄せられていることを実感しました。また、今年も友好の町山形県朝日町や、パートナーシティである鎌倉市から「七里ガ浜発七ヶ浜復興支援隊」、そして、震災直後から多くの御支援をいただいている「復興支援ネットワーク淡路島」の関係者皆様にも御参加いただき、それぞれ特産のリンゴやタマネギ、地ビールなど、魅力ある各地の名産が店頭並び、祭りに花を添えました。

11月19日、七ヶ浜国際村において、N a N a 5 9 3 1 ミュージカル「海からのハーモニー」の公演が行われ、午前と午後の2公園で823人の観衆を集めました。七ヶ浜国際村の劇場つきミュージカルカンパニーとして2001年4月に誕生したN a N a 5 9 3 1は、22年目を迎え、小

学生から社会人まで約30名が所属しております。これまで多くの公演を行ってきた中でも、東日本大震災を題材にした「ゴーへ Go Ahead」は、震災の風化防止と、全国からいただいた支援への感謝という被災地からのメッセージを伝えています。その活動の一環として、ミュージカルの聖地東京日生劇場をはじめ、名古屋、鎌倉、朝日町など県外でも公演を行い、高い評価を得ております。今後とも、七ヶ浜町のシンボルとして、さらなる活躍と、この活動が次の世代へと引き継がれていくことが期待されております。

最後に、新型コロナウイルス感染症関連について報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症については、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。現在、全国的にインフルエンザが流行しておりますが、新型コロナウイルスにおいても、依然として一定数感染者が出ている状況で、油断のできない状況にあります。

新型コロナウイルスワクチン秋開始の接種について、当町では、令和5年9月26日より個別接種を先行して実施し、11月10日より集団接種を武道館で実施しております。本町の接種対象者は約1万2,000人となっております。接種者には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいた上で判断をしていただきますが、重症化を防ぐ1つの手段でもありますので、希望される方全員が安心して接種できるよう接種体制を整えてまいります。なお、武道館での集団接種は、12月22日まで実施する予定となっております。

今後も国などの情報を収集しながら、引き続き町民の安全・安心を最優先に、町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らせる七ヶ浜の「健幸で心かようまちづくり」に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。

提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会12月会議に提案いたしました議案について説明をさせていただきます。

今回、提出いたしました議案につきましては、議案第58号から第88号までの31議案であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説

明をさせていただきます。

初めに、議案第58号から議案第70号までは農業委員会の委員の任命についてであります。

現在の農業委員会の委員の任期が令和6年1月28日で満了することから、13名の委員を任命することにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第71号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の職員についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第72号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の特別職の職員で常勤の者の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第73号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の議会議員の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第74号七ヶ浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員が勤勉手当の支給対象となることから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第75号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、被保険者が出産する際の産前産後期間の保険税の軽減措置を講じるものであります。

次に、議案第76号七ヶ浜町被害漁業者生活資金貸付基金条例を廃止する条例については、被害漁業者への貸付け等が完了したため、当該基金条例を廃止するものであります。

次に、議案第77号道路占用料等条例等の一部を改正する条例については、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料等条例、都市公園条例、七ヶ浜町公共物管理条例及び財産の交換、譲与等に関する条例の占用料等を改正するものでございます。

次に、議案第78号七ヶ浜町営住宅条例の一部を改正する条例については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第79号七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議案第80号公民館条例の一部を改正する条例については、施設予約システムの導入に向けて公民館の施設使用料や設備器具使用料等の諸般の見直しを行うものであります。

次に、議案第81号七ヶ浜健康スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第82号七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について及び議案第83号七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、各施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第84号から議案第88号までは、各種会計の補正予算であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは、要点のみを説明いたします。

議案第84号は、令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）であります。補正の額は2億8,590万2,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ80億7,350万8,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、人事院勧告分及び人事異動等に伴う人件費の整理、社会保障・税番号制度システム整備事業、認定こども園等施設型給付費への追加、七ヶ浜中学校第2グラウンド等拡張工事負担金、物価高騰対応重点支援給付金支給事業等であります。主な財源としましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、子どものための教育・保育給付費負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を充当しております。また、債務負担行為補正を3件計上しております。

議案第85号は、令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。補正の額は173万2,000円の減額で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ5億5,833万7,000円とするものであります。主な内容としましては、人件費の整理等であります。

議案第86号は、令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。補正の額は389万5,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ23億5,727万円とするものであります。主な内容としましては、人件費の整理、一般被保険者療養費負担金への追加、葬祭費への追加等であります。

議案第87号は、令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。保険事業勘定における補正の額は515万4,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ20億9,912万5,000円とするものであります。主な内容としましては、人件費の整理、介護保険システム改修事業等であります。また、債務負担行為補正を1件計上しております。

議案第88号は、令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）であります。3条予算、収益的収入の営業外収益に42万円を追加、収益的支出の営業費用から20万5,000円を減額する

ものと、4条予算、資本的支出の建設改良費へ18万2,000円を追加するものであります。補正の主な内容としましては、人件費の整理と納入通知書等印刷代へ追加するものであります。

以上、提案いたしました議案について説明いたしました。慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

日程第3 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、8番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔8番 熊谷明美君 登壇〕

○8番（熊谷明美君） 8番、熊谷明美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

視聴覚障害者への支援はと、公園のトイレの維持管理はの2問について質問をさせていただきます。

1問目、視聴覚障害者への支援はについてでございます。

視聴覚障害は、先天性やけが、疾病など、様々な要因で視覚や聴覚機能に障害が生じる状態です。視覚障害は、弱視、強度弱視、盲の3つに分類され、例えば、眼鏡やコンタクトを着用しても一定レベルの視力がなかったり、視野が狭い、全く見えないなどで、日常生活を送る上で困難を感じる状態を言います。また、聴覚障害は、音を聞く、音を感じる経路に障害があり、話し言葉や周囲の音が聞こえない、聞こえづらくなるなどで、日常生活に困難を感じる状態を言います。

視聴覚障害の方には、身体障害者福祉法において、視覚障害者には1級から6級まで、聴覚障害者に対しては2級、3級、4級、6級の4段階の等級で身体障害者手帳が交付され、様々な支援がなされております。しかし、支援の内容は全国一律ではなく、各自治体の取組により支援の内容が異なる場合もあります。12月3日は国際障害者デーで、全ての人が参加できる社会とされております。障害をお持ちの方が日常生活を送る上で生活しづらさを少しでも和らげられるように、本町においての以下の支援状況を伺います。

1点目。視覚障害者（強度弱視・弱視）への対応で、本庁舎入り口階段の警告サインとして濃い色でマーキングし段差が分かるようにすることや、水道庁舎入り口の階段やスロープ側の傾斜にも、段差と傾斜の存在が分かるように濃い色でマーキングをし、つまずきや転倒防止の

ための注意を促す考えはないか、伺います。

2点目、暗所視支援眼鏡や眼鏡装着型音声読書器、点字ディスプレイの購入補助や貸与の考えはないか伺います。

3点目、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた意思疎通支援事業を実施しているのか伺います。

4点目、聴覚障害の支援の1つとして、人工内耳装着者が使用している音声信号処理装置、スピーチプロセッサの買換えや電池購入費の助成はなされているのか、なされていなければ実施の考えはないか伺います。

5点目、役場窓口や災害時避難所等で使用できる軟骨伝導イヤホンや手話通訳、意思疎通ボードの設置の考えはないか伺います。

6点目、音声通訳なしでスマートフォンから119番通報ができるアプリ「Net119緊急通報システム」の導入の考えはないか伺います。

7点目、視聴覚障害者の保護者や介護者、支援者を対象に、懇談会や講演会、相談会、講習会等の開催の考えはないか伺います。

続きまして、2点目、公園のトイレの維持管理はについてでございます。

私は、2016年9月の定例会議の一般質問で、町内外から訪れる方々が気持ちよく公園のトイレを使っていただくため、維持管理について質問をさせていただきました。公園や多目的広場等のトイレは、町内外の人々が利用しています。町は、昨年度に「逍遙のまちづくり計画」を策定し、「自分だけのくつろぎや癒やしの空間が求められており、風景を楽しみながら、町全体が逍遙できる場所にしたい」としています。しかし、美しい景色を見て心癒やされても、歴史や文化に触れ楽しんだとしても、せっかく訪れた町の公園のトイレが、使用するにためらわれる状況では大変残念なことであります。今回も、主に多聞山や君ヶ岡公園、菖蒲田海水浴場のトイレの維持管理状況について、以下の点を伺います。

1点目、多聞山、君ヶ岡公園、菖蒲田海水浴場の3公園の清掃は、それぞれ、どこがどのようなサイクルで行っているのか伺います。

2点目、多聞山と君ヶ岡公園のトイレ建物の造りは、上部サイドに窓や壁がなく、入り口のドアもない状態です。強風や大雨、台風のときは、そこから枯れ葉や砂ぼこり、風雨の向きによっては雨風が吹き込んでくる状況が考えられます。大変汚れやすい環境にあります。対策の考えはないか伺います。

3点目、菖蒲田海水浴場のトイレの手洗い場の蛇口が使いづらいとの声があります。その改

善策や、3公園の冬場の凍結防止対策、また、ながすか多目的広場を含めて洗い場に石けんと除菌液を設置するなどの考えはないか伺います。

4点目、トイレを使用する方に協力をいただき、各トイレの入り口などの見える場所にQRコードを設置し、不具合やひどい汚れ、破損など、気がいたらライン等で町に通報する仕組みを考えないか伺います。

以上、町長の回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、視聴覚障害者への支援は、第2問、公園等のトイレの維持管理はについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 8番熊谷議員の1問目の御質問、視聴覚障害者への支援はについてお答えさせていただきます。

1点目の御質問、視覚障害者、強度弱視及び弱視への対応で、本庁舎入り口階段や水道事業所入り口階段、スロープ傾斜に存在と段差が分かるように濃い色でマーキング等を工夫し、転倒注意を促す考えはないかについてお答えをさせていただきます。

視覚障害者における弱視につきましては、医学的・社会的・教育的にも定義は流動的でありますが、両目の矯正視力が0.3未満のもの、または視力障害の視力の機能障害があり、学習や日常生活には制約はあるが、主として視覚における様々な行動ができるものであると、一般的に言われているようでございます。

議員御質問の視覚障害者の転倒注意を促す考えについてであります。本庁舎入り口、水道事業所入り口階段、スロープの傾斜及び段差の存在に気づいていただく工夫としまして、マーキングなどを含め早速検討してまいりたいと思います。

次に、2点目の御質問、暗所視支援眼鏡、眼鏡装着型音声読書器や点字ディスプレイの購入補助や貸与の考えはないかについてお答えをさせていただきます。

暗所視支援眼鏡や眼鏡装着型音声読書器は、視覚障害者の支援として一定の効果があるものと理解をしております。全国においては、購入費を補助する給付事業の対象としている自治体もありますので、先行している自治体の状況を参考にするとともに、ほかの自治体の対応や動向を注視しながら検討していきたいと考えております。また、本町では、点字ディスプレイの購入費を補助することについて給付事業の対象としているところでもございます。購入者の負担につきましては、購入費の一部を負担していただき、残りを給付する事業となります。購入費の上限は38万3,500円までとし、購入者が、その購入費の1割を原則負担することになりま

す。

次に、3点目の御質問、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられている意思疎通支援事業の実施状況についてお答えをさせていただきます。

意思疎通支援事業は、他者と意思疎通を図ることに支障のある聴覚障害者等の方に社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者等を派遣するための事業でございます。令和5年度は1名の方が利用されておりました。

次に、4点目の御質問、聴覚障害の支援の1つとして、人工内耳の買換えや電池購入費の助成はされているのかについてお答えをさせていただきます。

人工内耳の買換えや電池購入費については、国の補装具給付費の対象に当たらないことから、購入費を補助する給付事業の対象外としているところであります。購入費を補助する給付事業の対象としている自治体もありますので、給付の対象としている自治体の状況を参考にするるとともに、ほかの自治体の動向も含めて対応を考えてまいりたいと思います。

次に、5点目の御質問、窓口や災害時避難所等で使用できる軟骨伝導イヤホンや手話通訳、意思疎通ボードの設置の考えはないかについてお答えをさせていただきます。

窓口や災害時避難所等における意思疎通を図る方法についてであります。例えば、聴覚障害者の方については、補聴器だけで大丈夫な方もおりますし、また、筆談のみで可能な方もおります。そのときの状況に応じ対応してきたところであります。今後も、支援が必要な方に応じた対応に努めてまいりたいと思います。

次に、6点目の御質問、音声通話なしでスマートフォンから119番通報できるアプリ、Net 119緊急通報システムの導入の考えはないかについてお答えをさせていただきます。

Net 119緊急通報システムは、携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、簡単な画面操作により119番通報ができるシステムでございます。聴覚・言語機能に障害があるなど音声による119番通報が困難な方で、事前に登録された方を対象としております。現時点において、Net 119緊急通報システムは、既に七ヶ浜町のほか塩釜地区管内にお住まいの方を対象に、塩釜地区消防事務組合において既に導入済みであることから、町独自の導入は考えていないところでございます。

次に、7点目の御質問、視聴覚障害者や、その保護者、介護者、支援者を対象に、懇談会や講演会、相談会、講習会等の開催の考えについてお答えをさせていただきます。

視聴覚障害者や、その家族の方などを対象にした講演会等の開催であります。近隣市町及び宮城県視覚障害者情報センターや、宮城県聴覚障害者情報センターと共催し、年間を通して

開催しているところであります。開催の情報については、町広報紙に掲載し、参加者を呼びかけているところでございます。その内容としましては、ふだんの生活に役立つ情報提供や参加者同士の交流会、また、毎回テーマを決めての講話や意見交換等を行っております。今後も、視聴覚障害者や、その家族の方などが地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要な情報等を発信してまいりたいと考えております。

次に、2問目の御質問、公園等のトイレの維持管理についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、3公園、多聞山、君ヶ岡、菖蒲田海水浴場の清掃は、どこがどのようなサイクルで行っているのかについてお答えをさせていただきます。

まず、多聞山展望広場及び君ヶ岡公園の2か所のトイレ清掃は、七ヶ浜町シルバー人材センターへ委託しており、菖蒲田浜海浜公園2か所のトイレは七ヶ浜町観光協会へ、それぞれ公園等清掃委託としてトイレ清掃を委託をしているところでございます。清掃サイクルは、年間の清掃実施時間による契約としており、各施設とも、月水金の週3回を基本とし、利用頻度が少ない冬場の1月から2月では、週2回と清掃実施時間の調整を行い対応をしております。

次に、2点目の御質問、多聞山と君ヶ岡公園の建物の造りは、上部サイドが窓や壁がない。入り口のドアもなく、そこから枯れ葉や砂ぼこり、強風、雨のときは向きによっては風雨が吹き込んでくる状況が想像され、大変汚れやすい環境にある。対策は考えないのかについてお答えをさせていただきます。

多聞山展望広場と君ヶ岡公園のトイレにつきましては、多聞山展望広場が平成3年、君ヶ岡公園は平成11年に整備しており、それぞれ年数が経過し古い施設もありますが、これまで、時代の変化に合わせて洋式便器への更新を行うなど、利用者の使い勝手に考慮した改修と修繕を重ねてまいりました。また、トイレ入り口ドアをオープンとした経緯は、防犯対策として、男女用ともに構造的に扉等は設けず、閉鎖的空間が少ない造りとした経緯がございます。

次に、3点目の御質問、菖蒲田海水浴場のトイレの手洗い場の蛇口が使いづらい。その改善策や、3公園の冬場の凍結防止策、また、ながすか多目的広場を含め、手洗い場に石けんと除菌液を設置する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

菖蒲田海水浴場トイレの手洗い場の蛇口につきましては、水は出る状況ではありますが、作動に支障がありますので、今後、修繕を考えたいと思います。凍結防止策につきましては、厳冬期の凍結による破損が懸念されるため、水抜きを行い、菖蒲田海水浴場トイレを閉鎖し、近くのながすか多目的広場トイレへ利用の誘導を図っております。また、手洗い場に石けんと除菌液を設置する考えにつきましては、トイレトペーパーの持ち出しやいたずらと思われる汚

損・破損もあり、現時点では、これらの消耗品を設置することは今のところを考えていないところでございます。

次に、4点目の御質問、トイレを利用する方々に協力をいただき、各トイレの入り口にラインのQRコードを設置し、不具合やひどい汚れ、破損などに気がいたら町に通報する仕組みを考えないかについてお答えをさせていただきます。

現在、不具合などの情報や通報は、清掃委託している町観光協会やシルバー人材センター利用者等から電話やメールなどで連絡を受け、施設の図面等を持参し、現地状況を町担当者が確認し対応しているところであります。新たな通報の仕組みについては、先進事例等を参考にしながら探ってまいりたいと考えております。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目でございます。こちらの再質問でございます。

強度弱視の方々の中に、盲の方は白杖を持たれておられる方もいらっしゃいます、また盲導犬等を使われている方もいらっしゃいます。白杖を持っている方、盲導犬の方々というのは、階段や坂道、その高さの傾斜角が判断しやすいというふうに考えられております。先ほど町長の答弁で、検討していきたいというような御回答をいただきましたけれども、町民の弱視の方々のお言葉ですと、多賀城市の玄関のところというのは、階段のところと、それからのポーチのところと若干色が違って、やはり分かりやすいということなんですが、本町の、特に庁舎前のところは、路面と階段とポーチがほとんど同じ色なんです。ですから、どのくらいの階段の段差があるのかということが分かりづらいということで、毒々しく、例えば黄色と黒とか、そういうものでマーキングしなくてもいいので、できたらその差が分かるような色分けをしていただきたいということですので、タイルとかそういうのを交換するのは大変お金がかかると思いますので、階段のへりとか、それから階段が始まる場所に、ぜひその色分けをしていただいて、そこに階段がある、それから階段の高さがこのくらいあるというのが分かりやすいような、そのような形で考えていただきたいというふうに思っておりますが、改善策を前向きにということをお答えいただきましたけれども、その辺を工夫していただけるのかどうか伺いたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 早速、その段差と、あとはそういったほかの施設でどういった対応をし

ているのかも調べさせていただいて、あと蛍光的なものがいいのか、普通の色合いがいいのか、どういったのが視覚障害者等で分かりやすいのか、その辺を早速調べて対応を進めてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 水道庁舎のほうは、庁舎のほうも整備が終わりまして、玄関のところも大分きれいになりまして、階段のところも色分けになっておりました。もう通告を出し終わってからの確認だったものですからあれだったんですけども、あと手すりのところが、黄色で手すりになっておりますけれども、欲を言いましたらば、やはり点字ブロックではないですけども、手すりのわきのところに、やはり弱視の方々が分かりやすいように、薄い点字ブロックとか、そういうものがついていると、なおさら親切ではないかなというふうに感じております。

水道事業所の庁舎のところの玄関に関しましては、あれでよろしいのかどうか伺いたと思います。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それではお答えいたします。

今おっしゃられたことも含めまして、検討して対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、2点目に進みたいと思います。

暗所視支援眼鏡とそれから眼鏡装着型音声読書器、点字ディスプレイのほうは本町で行っているということでございます。暗所視支援眼鏡は、購入価格が約40万円以上ということで、大変高額なものになっております。この眼鏡は、僅かな光で高感度のカメラが対象を捉えて、ゴーグルに鮮明な画像を映します。視野を広げ、映像の拡大、明るさ調整も可能で、暗い場所が見えにくい網膜色素変性症の方には大変有効な眼鏡というふうになっております。

熊本県の益城町では、2021年6月から、自己負担を1割として実施をしていると。また、ほかの自治体もそのように、大体1割の負担ということで実施されているところがございます。先ほど町長の答弁で、ほかの自治体もの状況も見てというお話でございましたので、ぜひ前向きに御検討していただいて、このような高額な眼鏡が必要とされている方が、実際にいるということで、前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、その辺もう一度御回答いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今、熊谷議員様がおっしゃられたことについて回答させていただきます。

確かに先行している自治体はございます。ただ、町としましては、どの地域においても、一応現行制度の福祉として国において制度設計しておりますので、今後、町は国の動向を注視しながら、今後検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今の購入補助のことですが、例えば、仙台市は2021年10月から、網膜色素変性症の患者、これは国の指定難病になっておりますが、患者の非課税世帯は無料で、そして課税世帯は月額1,100円で、この眼鏡を貸与していると、これは貸出しをしているということです。内容的には、契約期間は3か月、契約更新可能ということで、更新すればずっと借りられるというようなことでございます。

これは、なぜ貸出しという形にしているかというふうなことをお聞きしましたところ、まず、支援眼鏡が高額であるということ。それから、網膜色素変性症は進行性の疾患であるとの理由から、買換えも将来考えなければいけないということで、貸出しのほうがいいのではないかとということで、仙台市、それから松島町も貸与しているということでございます。購入の1割負担とともに、それからこの貸出しの貸与のところも検討すべきではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 確かに、仙台市さんの貸出しと松島町の貸出しが情報としては入っております。先ほどもお話ししましたとおり、一応、町としましては、国の制度設計に基づいて補助とかをしておりますので、今後、国のほうでのそういった動向があれば、我々は検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 国の制度設計ということで、私としては「逃げてるな」というふうに思うんですけども、やはり、自治体独自でやっているところがありますので、本町としてはどうするかということ、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

3点目に移りたいと思います。3点目の障害者支援のことでございます。地域生活支援事業に位置づけられた意思疎通支援事業についてでございます。

意思疎通が困難な方のために、手話通訳や要約筆記者などを派遣し、コミュニケーションの

円滑化を図る支援事業が必要となっております。例えば、聴覚障害者には手話通訳、要約筆記、それから、視覚障害者に対しては代筆、代読、点訳、音声訳などが入っております。意思疎通支援を行う者の中には、手話通訳者と、それから要約筆記者の派遣は、各市町村地域生活支援事業の中の必須事業であります。本町の必須事業である内容はどのようになっているのか、もう一度伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今おっしゃられましたとおり、手話通訳者の派遣につきましては、相談事業の給付として対応しておりますので、それで一応、実際、1人の方が手話通訳として派遣事業をやられているという状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） その方は、県からの派遣なのかどうか。それとも、町としてそのような講習を受けられた方がお1人いらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今のお話は通訳者の方、（「すみません」の声あり）県のほうにお伝えして派遣していただくという内容でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 前までは、耳マークが庁舎の入り口にあったような気がするんですけど、今、耳マークって貼られていませんよね、どうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） そちらのマークについては、ちょっと私のほうでは確認していません。申し訳ございません。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 手話通訳の方が常時いらっしゃるというふうになれば、ぜひ耳マークを見えるところに貼るというのは、大変住民サービスにはいいのではないかなと思いますけれども、その辺の御検討はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 先ほどお話ししましたとおり、手話通訳者の方につきましては、本人が使いたいんだということで、どこに何時にということを、こちらから連絡して、そちらの先に派遣するという制度でございますので、改めて七ヶ浜に常置とか、そういったことではございません。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、耳マークについては、6点目でお話ししようと思っていたのがちょっと飛んでしまいましたけれども、派遣で行かれているということでございますので、それは了承いたしました。

次に、4点目でございます。人工内耳の装着の買換えの対応でございます。

人工内耳は、装着を継続する上で、音声信号処理装置の体外装置の買換えなどに保険が適用されていないために、大変負担が大きいと考えております。これも、それぞれの情報を収集してというような町長の御答弁でございましたけれども、もう少し前向きに考えられないのかどうか、これは、保険が適用されていないということで、大分経費がかかるのではないかなと思いますけれども、本町はいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員さんの御質問についてなんですけれども、確かに、以前は最初の初期で医療費控除としてやっていました。その後、国のほうとしまして、たしか修理につきまして補助の対象にしたという流れでございます。

先ほどもお話ししましたけれども、やはり、うちの町として、国の現行制度にのっとってやっております、その内容に加味して補助とかを対象に考えていきたいと思っておりますので、今後、国のほうの情報等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 国のあれではないですけれども、やっている自治体がありますので、こちらも徳島県の北島町でございます。このほど、人工内耳専用の電池の購入費の一部助成を開始いたしました。助成額は、通常電池が1か月当たり上限2,500円、それから充填式電池が年間3万円。これは、大阪市でも同じでございます。ほかの自治体も、このように電池2,500円、それから充電池、それから充電器に対しての負担軽減を図っているということでございます。

こちらも同じような質問ではございますけれども、国のそのような動向を見るのではなくて、本町としてはできないのかどうか、その辺をしっかりと検討するべきではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員さんの質問にお答えします。

確かに、補助している自治体さんはございます。私のほうで確認したところ、大体200の自治体でございます。全国には1,700を超える自治体がございます、そのうちの200という考え

でございますので、今後、こういったものを踏まえて国のほうで調査研究されるかと思っておりますので、それを我々としては注視して補助を考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今日には時間かかるかなと思ったら、大分早く終わりそうでございます。5点目に移りたいというふうに思います。

軟骨伝導イヤホン、それから通訳、意思疎通ボードのことでございます。

こちらも、先ほどちょっと私も前のめりになりましたけれども、手話通訳さんのことも載せていただいております。茨城県龍ケ崎市では、手話通訳士を平日常駐、庁舎に配置しております。行政手続を手助けしたり、いろいろやはり耳が聞こえない方に対しての支援をされているということでございますけれども、本庁の窓口では、そのように手話通訳さんを設置する、置いていくというような考えはないか伺いたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 先ほどもお話あったんですけれども、七ヶ浜町では、基本通訳様を置いていない状況です。ただ何名の方、今まで何名の方かは窓口に来られております。その際には、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、補聴器があるので大丈夫ですとか、あと、我々が何とか筆談とかして対応している状況でございます。今の現段階においては、特にそういったのに不具合があったというお話は聞いておりませんので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、例えば手話通訳さんの、災害時は全ての避難所に設置するというわけではございません、というのは大変無理なのは重々分かっております。ただ、メインの避難所にそういう方々がいらっしゃると、耳の不自由な方は大変安心されるのではないかなというふうに思いますけれども、災害時の対応といたしましては、いかがか伺いたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 災害時ということで、こちらからお答えさせていただきます。

手話通訳者も必要であるとは思いますが、今、指さしボード、こちらで言う意思疎通ボードですか、そちらのほうダウンロードできるような状況になってございます。そちらのほうで対応できればと検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、確認ですけれども、ちょっと先になります、先ほどのボードの件でございますけれども、本町といたしましては、避難所にそういうものを導入するというふうな考え、理解でよろしいのか、再度確認したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほどお答えしたとおり、検討してまいります。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 軟骨伝導イヤホン、これは耳の入り口付近に軽く当てるだけではっきり聞こえるというものでございます。ですから、窓口で聞こえなくて、大きな声を出す必要がございません。個人情報をもた周りに聞かれる、そのような心配もございません。これは、手入れが簡単で清潔さを保ちやすいものでございます。耳の聞こえにくい高齢者や難聴者の方に対しては、例えばいろいろところで老眼鏡と違って置いてありますよね。そのような考え方で、この軟骨イヤホン、電動イヤホンも窓口を設置しておく、それを利用される方もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますが、窓口の設置は考えないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 軟骨伝導イヤホンにつきましては、確かにあると便利かなとは思っておるんですけれども、ただ現在、さっき言ったように筆談とかホワイトボード、今後コミュニケーションボード、そういったもので対応していきたいとは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 先ほどの避難所のボードに戻らせていただきます。このボードについてでございますけれども、例えばイラストとか、それから日本語とか、あとは本町におきましては海外、外国の方もいらっしゃいます。そういう英語表示とか、そのような方も工夫しながらの避難所のボードにするのかどうか、その辺も確認させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） そちらでございますけれども、そちらのほうは、何か国語かちょっと度忘れしました、たしか15か国語だったと思いますけれども、そちらのほうまで対応が可能なボードでございます。あと、イラストのほうは、適宜こちらのほうでも検討したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、6点目のところでございます。

Net 119、これは近隣の塩竈、多賀城さんと一緒にされているということでございます。これは、山形県の東根のほうの私もちょっと参考に聞かせていただいたところでございますけれども、例えば、御本人は登録制ですので分かると思うんですけども、身近な方とか、それから周囲の方とか、それから介護の支援をされている方々が、そういうふうな、御本人が登録されているのかどうか、そういうのは広く知っておかないと、本人が119できない場合もありますので、その辺の周知というのは、どの辺まで周知されているのか、町としては把握しているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今のNet 119のシステムなんですけれども、まず登録するに当たっては、町の広報紙で消防本部に直接お聞きするよという内容で広報紙には掲載しております。その後、消防本部のシステムと、その方の利用されているスマートフォン、または携帯電話、そこの連動でシステムを同期させているというのがまずスタートです。その方が、それに登録しているかどうかというのは、申し訳ないですけども、我々としてはそこまでの情報は入っていない状態でございます。ただ、言えるのは御家族の方とか支援団体、当然サービスを利用されているかと思っておりますので、その方と一応連携をされてやっているということで御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） これは、私も本当に感じたところなんです、こういうような大変便利など言いますか、親切なシステムがございまして、これは、当事者それから周りの方々だけではなくて、こういうふうなシステムがあるということは、広く、誰が登録しているかというのは、そこまで周知する必要はありませんけれども、やはりこういうシステムがあるということは、もっとやはり広報活動をすべきではないかなというふうに思いますけれども、今後の広報活動の取組としては、考えられるかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） まず、広報につきましては、消防本部から町の広報紙に掲載してほしいという情報があつて、こちらとしては、できる限り広報紙に載せている状況でございますので、あとは、国のほうにおいても、こういうのがありますよということで、ホームページとかネットで流しておるかと思っております。ですので、我々としてもできる限り広報紙を利用して周知してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ぜひ町のホームページ等にも、大きな字で載せていただけるとよろしいかなというふうに思ひまして、7点目に移りたいと思います。

懇談会、それから講演会、相談会、講習会等々の開催でございます。町の広報紙にも、この間載っております。12月21日に県のほうで、情報交流会が多賀城市のほうでありますということで、町の該当される障害者の方々もそちらのほうに行かれる、また御家族の方も行かれる方もいらっしゃるのかなというふうには思っております。

視聴覚障害者は、いろいろな理由で、もう生まれたときからという方だけではなくて、突然やはり病気だったり、けがだったり、そのような障害をお持ちの方がいらっしゃって、今まで何の支障もなく生活されていた方々が、目が見えなくなったり耳が聞こえなくなったりすることで、生活する上で大変な戸惑いだったり困りごとが出てくるということでございます。周りの御家族も、どのように接していったらいいのか、取り組んでいったらいいのかという迷いなんかも出てくると思います。

そのような、忌憚ない意見交換等々ができるようなものが、県とかでされているということでございますが、ここで私が開催を考えないかと伺っているのは、町独自で、そのような、例えば手話通訳さんの方とか、それから介護をされて、障害者に携わっている方々とか、そういう方々をお呼びして、講演会とか、それからじかにお声を聞いて、それに対してお答えをしていただくような、そのような懇談会等々を考えないかということで質問をさせていただいたところですが、町独自としてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 町独自というよりは、先ほど町長の回答にもありましたとおり、宮城県の聴覚障害者情報センター、あと視覚障害者情報センター、そちらの事務所というか、そちらのほうと一応共催してやっているのがほぼほぼほかの自治体さんもやっております。

町としても、町だけではなくて複数の、例えば、今回後ほど、12月かな、利府とか松島とか、要は共同で開催して、幅広い方たちとの交流を考えておりますので、町独自というよりは、広域的に考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 手話言語条例が全国的に広がりつつあります。今年10月6日の時点で、36都道府県と469市区町村に広がっているところでございます。条例後の取組の例題といたしまして、東京の葛飾区でこの間行われた区立小学校、聾者の方を講師に迎えて出前講座を行っ

たそうでございます。また、夏休みには親子で手話を学べる講座を開催しております。手話の魅力を知り、また、聾者との親しく交流する機会になったということで、大変好評だったというようにお声もでございます。

私、今までの講演会等のお話をさせていただきましたけれども、今後は、該当する方々だけではなくて、町民の方々を対象にしながら、そのような障害を持っている方々、それから町民の方々が一緒にやはり生活していく中で、お互いに理解し合える機会といたしまして、このように出前講座とか、そういうものも必要ではないかなというふうに思いますが、交流を深める機会を持つ考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員さんの御意見ありがとうございます。確かに、いろいろな方、障害者本人のみでなく、御家族、あと周りの方、そういった方が御理解いただくというのは確かに重要なことだと思います。

先ほどの、定期的に行っているもの、例えば聴覚障害者のみみサポサロン、これにつきましては、障害者本人が参加するだけでなく、周りの方誰でも気楽に参加していただくということの趣旨で行っております。当然、事前の申込みというのもございます。気軽にサロンが開催されているところに出向いていただいて、そういった講習というより交流会ですね、に参加していただきたいと行っておりますので、そういったものを町の広報などに入れて周知していきたいなどは考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、2問目に移りたいと思います。

2問目、これは本当に一般質問のみならず、ほかの議員さんも予算決算のときもいろいろと聞いておまして、多聞山それから君ヶ岡公園はシルバー人材センターさん、それから菖蒲田海水浴場のほうは観光協会さんが管理していただいているということでございます。また、シーズンによって回数が違っているということも了承しているところでございますが、あえて質問させていただいたところでございます。

シーズンごとに回数を増やすということは大変理解ができますけれども、やはり訪れる人、最近も私、聞こえてきたんですね。やはり、特に君ヶ岡公園のおトイレは、本当に使うのに大変ためらうというようなお声も聞こえてきております。ですから、町外から来られる方だけではなくて、町内の方も、例えば散歩の途中とか、それからあと、春とか夏とかになれば公園に来て癒やされる方もいらっしゃると思うんです。そういうときに、私ほかのところに行

ってもやはり、おトイレが汚いというのは大変に、その町のイメージといいますか、そういうものが下がってしまうなというところがございますので、この辺、月水金の週3回、それから冬場は、1月、2月は週2回ということでございますけれども、この辺、時々見回りをしながらやっているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問のとおり、時折見回りというのは当然のことながら行っているところです。また、苦情等が来た段階で、職員あるいは委託している業者の方々に点検あるいは清掃ということで対応をさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、ローテーションといいますか、お掃除それから見回りの回数は、今後も今までどおりで、回数を増やすとかというふうな考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） 町長答弁のとおり、冬場については比較的頻度が少ないということもありまして、契約はあくまで実清掃時間という形での契約としておりますので、状況に合わせて対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） トイレの2問目でございます。

防犯のことも考えて、ドアとかは設置しないというようなことでございますが、まず、汚れやすいというのは大変に、皆さん御承知のとおりだと思います。特に、多聞山のトイレ入り口のわきの窓は木の格子にはなっているんですがガラスは張ってありません。君ヶ岡公園は屋根が傾斜になっているんですが、両脇が何もないので風も入るし、ですから私もこの間行ったときに、枯れ葉が大分たまっておりました。

お掃除は、大分前に比べたら、大変きちんとされているのではないかなと思いますが、季節によって、そのように砂ぼこりだったり、枯れ葉だったり、いろいろなものが時を選ばず、そのようにおトイレを汚していくということでございますので、やはり少しは遮るものといいますか、窓のちゃんとガラスを張るとか、それからおトイレの入り口のドアを、幾ら防犯のためとは言いましても、ちょっと、特に女性は入りづらいというところがありますので、検討の余地はないのか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 確かに、壁とかドアがなくて、外から吹き込みやすい環境ではあるものの、トイレに構造的な不具合やそういったこともないことから、今のところ改築するような考えは、申し訳ないですけれども、なかなか難しい状況であります。週3回の清掃のほうで対応させていただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ドアなどもつける考えはないのか、伺いたと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 先ほど言ったように、閉鎖的な空間を設けないというようなこともありますので、今のところ、ドアをつける考えはございません。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 利用したい女性といたしましては、せめて女性のほうにはトイレのドアは必要ではないかなというふうに思います。確かに、防犯的には、特に多聞山のほうはちょっと陰になっていまして、女性トイレのほうが、暗くてちょっと怖いなというところもあるんですけれども、やはり女性は音を消したいとか、そういうのもございまして、何の遮りもないと、大変安心しておトイレもできないのではないかなというふうに思いますので、その辺、もう一度は検討していただけるといいなというふうに思っておりますので、また、3点目に移りたいと思います。

3点目でございますけれども、菖蒲田海水浴場のおトイレ、冬期は閉鎖するというところでございますが、この間もちょっと課長とお話ししたときに、女性用のトイレの蛇口が壊れていたということで、私はてっきり、使われた方もそうなんですけれども、そういうものだと思います。というのは、男性トイレは入ったことがないので分からないんですけども、蛇口のボタンを押すと出てくるんですが、押さないと水が出てこないんです。そうすると、手を洗うときに片方ずつ手を洗うような形になるんですね。これというのは大変に不便でございまして、しっかりと水が出て、石けんをつけて洗うぐらいの水量が出てくるような、そのような蛇口、水道をつけていただかないと、よく夏、あのまま皆さん過ごしたなというぐらいとても不便です。ちょっと離しただけですぐに水が止まりますので、どうやって片方ずつ手を洗うのかなというふうに思っておりましたけれども、どのような形で改善策というか、するということなんですけど、どのようなものをするのか、今決まっているのかどうか伺いたと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 現場のほうなんですけれども、押している間しか水

が出ないような状態でありました。設備業者のほうに伺ったところなんですけれども、最初は六、七秒ぐらい押したら出る状態だったんですけれども、このようになった部分を使い方が荒かったり、そういったことで、ちょっと故障しているような状態ではないかなというような状態を確認しておりますので、今後、押したら五、六秒程度は水が流れるような形に改良したいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 持ち時間を超しましたので、4点目は次回に質問させていただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時40分から再開いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、2番鈴木 篤議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔2番 鈴木 篤君 登壇〕

○2番（鈴木 篤君） それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告どおり、大枠1点質問させていただきます。

本町にある2つの中学校の学習環境についてお尋ねいたします。

本町では、少子化が進む中で教育を充実させるため、学校施設の再編を含め、検討課題となっており、ハード面だけでなくソフト面の充実も重要だと考えられます。そこで、中学校の学習環境、特に学力について、以下3点をお伺いいたします。

①番、本町にある2つの中学校の学力について、教育委員会としてどのように評価されているのかお伺いいたします。

②番、七ヶ浜中学校と向洋中学校の学力に大きな差があるかと思いますが、このことを教育委員会は把握されているのか。把握されているのであれば、原因と対策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

最後③番、教育現場へのICT導入は、学習面での成果だけでなく、教員の負担軽減にもつながると考えられます。また、宮城県教育振興審議会の答申でも、教育活動や教員の働き方改革に向け活用が求められております。このことに対して、教育委員会としてどのように進める

お考えなのか、お伺いいたします。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 本町にある2つの中学校の学習環境について、回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 2番鈴木 篤議員の御質問、本町にある2つの中学校の学習環境についての1点目、本町にある2つの中学校の学力について、教育委員会としてどのように評価されているかについてと、2点目、七ヶ浜中学校と向洋中学校の学力に大きな差があるが、このことを教育委員会は把握されているのか。把握されているのであれば、原因と対策については関連がありますので、一括して回答いたします。

まず、議員御質問の七ヶ浜町立中学校の学力について、教育委員会といたしましては、文部科学省による全国学力・学習状況調査と、民間による全国標準学力検査を基に把握、評価しております。いずれも全国規模であることから、各中学校ともに、我が国の中学生全体の中での相対的評価と、生徒一人一人の年度ごとの個人内評価も行っています。その中で、各中学校に差があることは、全国調査開始の平成19年度から15年間にわたり把握しております。ただ、議員御指摘の点については、年度によって、学校、学年、教科とも変動しており、各中学校の差が常態化しているとまでは評価していません。

教育委員会といたしましては、各中学校に加え、町内5校の校長会、小中学校の教諭による学力向上委員会を中心に、宮城県教育委員会策定の学力向上のための対策点を基に、原因に応じた対策に当たっています。

具体的には、1、保護者への家庭での学習習慣づくりの啓発。2、学校と家庭が連携した、スマホ・ゲーム等使用時間の適正化と依存防止。3、学習と将来の仕事や生き方の関連が結びつくかを考えさせる道徳教育、それから、宮城県独自の志教育の推進による学習意欲の喚起。4、小学校段階までの基礎的、基本的内容の習熟と徹底、中学校進学後の補充指導。5、小中教諭の事業力向上と生徒への自主学習方法の指導。6、英語科ラウンドシステムの改善。以上6点を柱にしています。

なお、令和5年4月18日実施の全国学力・学習状況調査では、7月公表の調査結果報告書から、向洋中学校に平均値を下回る生徒の割合が高いと認識したことから、校長会と共に補充対策を検討し、即7月以降、タブレットを活用した基礎的基本的事項の繰り返しドリル学習、数学科の少人数指導、生徒会の提案による昼休みと放課後の自習スペースの設置、誤答例を基に、考え方のつまづきを話し合う指導方法の工夫により、自ら考える力を鍛える事業づくりを進め

ています。

次に、3点目の御質問、教育現場へのICT導入は、学習面での成果だけではなく、教員の負担軽減にもつながると考えられる。また、宮城県教育振興審議会の答申でも、教育活動や教員の働き方改革に向け活用が求められている。教育委員会の見解はについて回答いたします。

教育現場へのICT導入による期待される効果は、議員御指摘のとおりと考えています。現在、各校でICTを活用した事業づくりを行うとともに、教員の業務改善を図っているところです。なお、この取組の評価については、導入から数年しか経っていないことから、児童生徒の学習効果、教員の負担軽減、働き方改革について、現在、文部科学省が全国全ての公立学校を対象に検証活動に取り組んでいるところです。本町でも、小中学校とも活用方法の工夫を重ね、実効性を高めるよう実践してまいり所存です。

以上、回答といたします。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 再質問をさせていただきます。

まず①番のところ、学力についてということなんです、私自身も七ヶ浜町のホームページのほうから全国学力テストの結果を拝見してまして、あのデータを見ますと、全国平均よりもちょっとだけ下という形かとは思いますが、私ごとで恐縮なんです、私、学習塾を営んでまして、七ヶ浜で16年経営しておるんですが、その中でちょっと違和感を非常に感じてまして、あれが実際の学力をきちんと反映された結果なのか、ちょっと1例を申し上げますと、実力テスト、各中学校で実施されているかと思うんですが、そのデータを見ますと、基準点が、今年8月に行われたものですと、264点に対して七ヶ浜中学校が260点、平均を上回っているんですが、向洋中のほうが196点、500点満点です。この結果を踏まえても、学力は全国平均と一緒だというふうにお考えなのでしょうか。再度お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育長。

○教育長（須藤 清君） 私は、答弁の中で、全国平均値との比較云々については言及していません。相対的評価はしていると言いましたけれども。そこで、全ての中学校の平均点を並べてみれば、その年度の、例えば3年生、ばらつきが出ます。そこで、今年の、今回のテストの点数差をもって、しかも恐らく鈴木議員さんがおっしゃっているのは、知識、技能のみの学力の観点でのテストではないでしょうか。全国学力・学習状況調査は、国が、これからの日本社会を生き抜くための学力を規定して調査を行っているもので、例えば、暗記の量であるとか、そういうものを図っているではありません。思考力、判断力、表現力、コミュニケーション能

力、社会、国、地域に関わろうとする社会人としての人間性、それを今、学力と捉えています。それがまだ、国全体に広まるまでのプロセスにあるので、まだ高校受験などのところではそごが出ていますけれども、そういうことで、全国平均との差がどうこうであるということについては、ここでは回答いたしません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ちょっと私の理解がずれていた部分もあるかとは思いますが、教育長がおっしゃることは全くごもっともだなというふうに思うんですが、一方で、七ヶ浜町内に生まれていて、七ヶ浜町内で子育てをされている保護者の方々、やはり気になるのは、高校入試とかに関しての学力というところも非常に気にされている方が多いかと思います。まずその点について、先ほど教育長が御答弁いただいた内容もちろん大事ではあるんですけども、こういった、やはり高校入試に向けたところの学力というものの担保というの、学校教育の本来の在り方だと思うんですが、そのあたり重ねて御質問いたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 私は、本来の在り方とは思っていませんけれども、結果として、それが重要であるという認識は持っています。でありますので、先ほど、向洋中の7月からの取組を変えた例をお話ししましたけれども、それは、鈴木議員さんがおっしゃっているところに向洋中も危機感を持って、結果が出てすぐ取組を開始したということです。

現時点の、それからこれから入試の時期までの伸びがどうなるかということについては、毎月の校長会で学力について話し合いを行っているところですので、その結果を、私も当然期待して、励まして、また方策を話し合っているところです。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ちょっと話が戻ってしまうんですが、先ほど御答弁の中で、年度によって生徒の質が違うというような内容の御答弁があったかと思うんですが、データを見ると、毎年変わらないんですね。手元に3年間分だけ用意しているんですが、3年ともほぼ同じ結果ということは、そのときの生徒の質ではなく、教職員側の指導力の問題もあるように感じるんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今、議員さんがおっしゃっているデータは、どのテストのデータか、もう一度教えていただけますか。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 各中学校で行われている実力テスト、定期テストに関しては各中学校違うと思いますので、比較ができないと思うんですが、実力テストは同じ問題を使っているはずなので、そこは比較ができると思っていますので、実力テストのほうの問題ですね。お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 遡ると、実は同じ集団がずっと上がっていきますので、小学校1年生段階で、もうその集団の一定の学力というものは分かります。それに対して、その実態に合わせて、向洋中ですから、松ヶ浜小学校、汐見小学校がほとんどなんですけれども、個に応じた指導等、特に、先ほども申し上げた平均点に届かない児童については、これは公教育の使命ですので、補充指導をどんどんしているところです。3年間、同じ母集団でいきますので、恐らく、なかなか1年生、2年生、3年生は変わらない。あるいは、3年生が3年連続向洋中が落ちていたということもありますよね。そのことについては、15年間の中で見ていくと、その逆の場合もあるわけです。3年間、七ヶ浜中が落ちていた時期もあるわけです。

だから、それを水かけ論みたいになってしまうので、今議員さんがおっしゃった教師力の指導力の向上というのは、これはもう当然のことです。まだまだ足りないと思っています。ただ、現場は、議員さん御承知のとおり、学力以外のたくさんの諸課題を抱えながら、今経営されていますので、今教員は、ブラックという言葉は使いたくないですけども、精いっぱい今やっています。なお、それに甘えるつもりはございません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 今、15年の中で逆のケースもあるというふうな御回答だったんですが、私が学習塾を開いたのはちょうど16年前なので、その中では一度もありません。データで確認しております。その部分に関しては、今お話ししてもというところもありますので、ちょっと視点を変えてというところなんですけど、私自身、非常に問題だなと感じているのが、これから多分統合という話が、どうしても少子化で進むかと思うんですが、そのときに、あまりにも学力差があると、非常に現場の先生方も大変なのかなと。というところで、教育委員会が指導で、各中学校の裁量に任せ過ぎず、何か研修とかというのは行っていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） もちろんです。七ヶ浜町では、町独自のグローバルPROJECTという教育政策があり、その1番目が学力向上、学び方の習得ということで、中学校同士、また

小中教員が授業を見ながら、話し合いをずっと重ねています。なので、絶えず研修は教員は続けておりますし、教員レベル差というものは、県の査定では同じです、大体、この2中。それで差がつく要因については、毎年、原因を分析し、そして、先ほどのような家庭学習のことだとか、自主学習の方法であるとか、そこに差があるのかなのか、それを確認しながら進めているところです。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 研修もされているということを知って、非常に安心いたしました。

最後に、③番のところに関しての再質問なんですが、このICT導入というところに関して、どんなすばらしいツールを用いたとしても、やはり教育サービスというのは人に依存してしまう部分が非常に大きいものだというふうに思うんですが、そのことに対して、御高齢の先生方とか、若い先生だけではないかと思しますので、ICT導入に関しての研修は何かされていれば教えていただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 特に昨年度からですけれども、ICTを使った事業を、先ほどのとおり、小中乗り入れて、お互い授業研修をしています。それから、定例教育委員会が毎月あるんですけれども、毎月ICTを使った授業を教育委員会で見て歩いて、教育委員さんとかに。そしてその後、学校長やそれから教員と話し合いを行っています。

そういうことで、ICTを使った授業は必ず導入していくことということは、昨年度から続けているところございまして、その結果を、まだはっきり評価できる段階ではありません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ICT導入に関しての研修もされているということで安心いたしました。

ICT導入は、繰り返しになりますが、学校の現場の、先ほどブラックな部分もあるというようにお話だったんですが、その改善に非常に役立つものかと思しますので、今後も研修等しっかり進めていただいて、未来ある子供たちのため、よりよい学習環境を提供していただければと思います。以上で質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時10分より再開いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

一般質問に入る前に、2番鈴木 篤議員の質問に対して須藤教育長より回答による発言の訂正がありますので、発言していただきます。

それでは、須藤教育長、その場で訂正をお願いします。

○教育長（須藤 清君） 先ほどの答弁の中で、全国学力・学習状況調査の今年度の日時を、力強く平成5年とございました。令和5年に訂正させていただきます。議員の皆様大変失礼を申し上げました。

○議長（安倍敏彦君） 次に、4番能勢鯨太議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番 能勢鯨太君 登壇〕

○4番（能勢鯨太君） 4番能勢鯨太でございます。今、議長よりお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

質問事項、1つでございます。観光政策に戦略はあるのか。

読み上げます。

令和4年、4万9,122人、令和5年、6万2,053人、いずれも37日間の菖蒲田海水浴場開設期間中の来場者数であります。令和5年度では、1日平均で1,600人を超えて集客する本町最大の観光のコンテンツだと考えますが、今後も安泰であるか、懸念しております。

近年、国民の娯楽は飛躍的に多様化、細分化されてきております。今後進んでいくことが予想される人口減少とも相まって、従来型のエンターテインメントは、従来どおりのサービスを提供していても、集客数は下降するであろうことは容易に想像できます。実際、県内でも、東松島市は、海水浴客離れによる来場者数減によって野蒜海水浴場を来年度は開設しないことを決定いたしました。これは、海水浴場を閉鎖することで、様々な海水浴ではない海のアクティビティを提供するビーチを目指すとも言っております。

翻って菖蒲田は、令和5年度はコロナ明けということで、前年度よりも多くの来場者数を集めました。一方で肌感覚としては、天候にも恵まれ、コロナ明けでしっかり人が出るかと思いましたが、思ったよりは伸びなかったというのが正直なところでございます。

本町の長期総合計画では「日帰りリゾートのまち」と、この確立を目指す掲げております。関係人口を増やし、そういった活動を支援するということが記載されておりますが、今後の観光政策への取組姿勢につき、次の4点をお伺いいたします。

1、そもそも、本町が海水浴場に期待するものは何か。

前段で申し上げましたとおり、従来型娯楽と海水浴場は言えます。これを来年度以降も現状維持で開設していくと想定していらっしゃるのでしょうか。

2、海洋アクティビティーについても多様化している中、本町はそれに応えるポテンシャルを十分に有していると考えます。それを生かすため、例えば、県道塩釜七ヶ浜多賀城線の菖蒲田浜から花淵浜までの区間の周辺を一体化して整備し、民間事業者を積極的に誘致することで、海水浴シーズンだけでなく、通年にぎわいを創出するような考えはないでしょうか。

3、「うみ・ひと・まち」をうたう本町にとって、海の安全安心は最重点取組事項だと認識しています。例えば、危険物のない浜、つまりビーチクリーン活動、また安全に歩ける海岸沿いの散策路、例えば鼻節神社周辺、花淵灯台周辺の整備、こういった部分、これまで近隣の住民などのボランティアなどによる活動に頼る部分が大きかったと思われませんが、より積極的に、これを町で支援する考えはないでしょうか。

4、海風による飛散や、農業用水の排水に伴い、菖蒲田浜の砂、砂浜の砂ですね、これが消失し続けています。菖蒲田浜同様に長い歴史のある和歌山県の白良浜海水浴場は、既にもう1989年より、オーストラリアから白い砂を輸入して維持していますが、本町でも、今の砂の流出を放置すれば砂浜消滅、そして、それを維持すると、そういった作業が必要になる可能性は高いと考えています。現状では、海水浴場開設期間中は、ライフガードなど海水浴場スタッフの余裕のある時間帯に砂を回収し、砂浜に戻すというような作業をしています。一方で、通年これは実施されておられません。この砂回収の作業や、そもそも飛散防止のための防風ネットなどの施工を町として積極的に実施する考えはないでしょうか。

以上4点、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 観光政策に戦略はあるかについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 4番能勢議員の御質問、観光政策に戦略はあるかの御質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、そもそも本町が海水浴場に期待するものは何か。従来型娯楽と言える海水浴場を来年度以降も現状維持で開設していくと想定しているのかについてお答えをさせていただきます。

能勢議員、御承知かと思いますが、菖蒲田海水浴場、1888年、明治21年7月29日に、全国で3番目、東北初の海水浴場として開設され、以来、七ヶ浜町、東北、そして宮城県を代表する

観光スポットとして国内外に発信してまいりました。開設当時、海水浴は「うみみずあび」または「潮湯治」と呼ばれ、療養が目的とされ、時代の変化とともに、現代では夏の涼を求めるレジャー施設の1つとなっておりますが、だんだんトーンダウンしているのも事実でございます。

東日本大震災以前においては、地元菖蒲田浜観光協会が主体となり、運営を行ってきた歴史があり、毎年5万人を超える来客と、海の家をはじめとし、民宿や企業の保養所なども隣接し、夏休みには滞在する人々などもおられ、大いににぎわうなど、七ヶ浜の夏の風物詩でもございました。

その海水浴場も、あの震災により壊滅的な被害を受け、運営母体であった菖蒲田浜観光協会も消滅いたしました。再開に当たっては、地元関係者とも協議いたしましたが、海水浴場の運営は難しいとの回答を得て、防潮堤や砂浜の復旧完了後は、七ヶ浜町観光協会を中心として、実行委員会組織による運営として現在に至っているところでございます。

議員御質問のとおり、海水浴の在り方やスタイルが大きく変わってきており、本町においても、防潮堤の整備や背後地の変化、さらには、利用される方々の多様なニーズなど、他市町の海水浴場の併設などの動きも含め、現状の運営だけでは、将来的に継続は厳しいのではと考えており、正直悩ましい状況であると捉えております。

その一方で、運営組織の中心を担っている七ヶ浜町観光協会では、今年度に先進的な取組として、海水浴場エリアに限定し、国際認証であるブルーフラッグを取得され、水質や環境保全、環境教育活動など、33の基準を満たすビーチとしてお墨つきをいただき、民間主導での海浜環境の保全と、ビーチ等における持続可能な発展を目指しておられ、次年度も認証取得に向けた取組と継続的な運営に期待を寄せているところでございます。

例えば、海の家に代わるキッチンカーでの出店や、海水浴場におけるバリアフリー、エリアを区分したアクティビティー体験など、新たな海水浴の在り方についても検討され、尽力をいただいております。引き続き、安全安心な海水浴場として発信してほしいと思っております。

2点目の御質問、海洋アクティビティーについても多種多様化している中、本町はそれに応えるポテンシャルを保有していると考えます。県道塩釜七ヶ浜多賀城線の菖蒲田浜から花淵浜までの区間の周辺を一体整備し、民間事業者を積極的に誘致することで、海水浴シーズンだけでなく、通年にぎわいを創出するような考えはないかについてお答えをさせていただきます。

にぎわいの創出につきましては、東日本大震災からの復興事業で整備しました花淵浜地区被

災市街地復興土地区画整理事業区域の業務系ゾーンに民間事業者を募集するなど、産業振興や地域のにぎわい創出など、復興のまちづくりを優先に取り組んでまいりました。休日には、飲食店やその周辺を訪れる人が増えてきており、にぎわいを見せているところでもございます。

また、菖蒲田海水浴場の背後地に位置する長須賀多目的広場では、子供からお年寄りまで多くの方々に利用されており、開放感あふれる憩いの場所として、心と体の健康増進、交流促進にもつながっており、癒やしの空間とにぎわい創出の一役を担っていると考えております。

また、議員御質問の県道沿線の菖蒲田浜から花淵浜長須賀付近までの区間につきましては、民有地や移転元地の町有地等が混在しております。町では、これまで復興まちづくり土地利用に関する基本方針、これは平成27年2月に策定したのですが、それを基に、菖蒲田浜から花淵浜長須賀までの移転元地の業務系用地の貸付けについて、復興まちづくりを加速化させる観点から、借地料の減額貸付けを適用させ、事業者誘致の推進を図っているところでございます。事業者からの相談には随時対応し貸付けを行っており、今後も事業者のニーズを踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

次に3点目の御質問、「うみ・ひと・まち」をうたう本町にとって、海の安全安心は重点取組事項だと認識する。例えば、危険物のない浜、ビーチクリーン活動、安全に歩ける海岸沿いの散策路、1例として鼻節神社、花淵灯台周辺の定期整備といった部分は、これまで近隣住民主体での活動に頼る部分が多かったと思われるが、より積極的に町で支援する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

まず、海の安全安心につきましては、海岸線に限らず、水産振興における海域等も含め、町としての重点取組事項であると認識しております。例として挙げいただきました砂浜のビーチクリーン活動や、安心して歩ける海岸沿いの散策路など、議員御質問のとおり、住民の生活環境から離れた場所にあっては、利用された方々やボランティアなどの活動により、御協力をいただいていると認識しております。

特に海岸線の散策路などは民有地に接しており、倒木などの危険性があるなど、緊急性を除き、定期的な整備は土地所有者や近隣住民などでの管理をお願いしているところであります。町といたしましては、砂浜や散策路などにつきましては、管理者や利用される方々での管理をお願いしているところで、引き続き、関係者の皆様に御理解と御協力を賜りたいと考えております。

次に、4点目の御質問、海風による飛散や農業用排水に伴い、菖蒲田浜の砂が消失し続けている。菖蒲田同様に長い歴史のある和歌山県の白良浜海水浴場は、1989年よりオーストラリア

から砂を輸入して維持しているが、本町でも、放置すれば砂浜消滅の可能性は高い。現状では、海水浴場開設期間中は、ライフガードの余裕のある時間に飛散した砂を戻す作業をしているが、砂回収作業や防風ネット施工など、町として積極的に保全する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

まず、ライフガードの皆様、そして砂浜の清掃ボランティアの皆様には、日頃のビーチクリーン活動をはじめ、飛散した砂の戻しまでと、広範囲の活動に町として大変ありがたく感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

さて、議員御質問の失われていく海岸線の砂浜の浸食につきましては、私自身、震災以前から、町の課題の1つであると認識しているところでございます。震災以前は、海岸沿いにセツペンを代表する白砂青松の景観が形成され、そこにあったクロマツの松林が飛散防止の1つを担っていた経緯もございます。

津波による松林の壊滅や防潮堤のかさ上げ工事など、環境が著しく変化いたしました。また、砂浜を維持するために海岸保全施設として設置された離岸堤や人工リーフも、震災により地盤沈下や流出など、現在も引き続き3号人工リーフの復旧工事が進められております。

海岸管理者である宮城県においては、令和2年度に菖蒲田地区海岸堤線のモニタリングを行い、砂の動きや砂浜の幅などを調査しております。リーフ工事が完了していないこともあり、明確な課題は見えにくい部分がありますが、海水浴場区域の左側に位置する4号人工リーフ付近では、震災前、平成18年より砂浜の幅が広がっている状況も見受けられ、3号人工リーフの工事完了による砂の動きを見極めていきたいとの宮県の見解が示されております。

また、町といたしましても、防潮堤整備後に石などが流れている状況もあり、宮城県に対して、その対策について要望し、都度撤去作業等を実施しております。さらに、本年11月には、塩釜地区広域行政連絡協議会を通じて、菖蒲田浜海岸一帯の砂浜の侵食と、堆積による堤線変化に対する、波打ち際ですね、堤線変化に対する海岸整備事業の実施について、宮城県知事及び宮城県議会へ要望書を提出しております。

引き続き、海岸の安定性や美しい砂浜としての地域資源を図るため、海岸管理者である宮城県に対し、養浜の実施について求めてまいりますので御理解をお願いをしたいと思います。

以上、能勢議員の回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） それでは、①から再質問させていただきたいと思います。

令和5年度までの海水浴場の運営についてでございますけれども、こちらのほう、まずお金

的な話を言いますと、こちらの海水浴場実行委員会のキャッシュフロー、こちらは、毎年この実行委員会は清算して翌年ゼロから始まるということで、手持ちの現金、前年度からの繰越しはない状態で開始されるというふうに聞いております。

海水浴場が開設するまでは駐車場収入もございませんので、手持ちなしで準備を始め、何とか駐車場収入が入り出したところで、それまでの準備にかかったお金かつ運営に関わるお金を出していくというようなサイクルで回していき、海水浴場が閉まった後に全て清算して、不足分についてを町からどう補填していくかというような協議をされるようなサイクルになっているというふうに伺っております。

これは、海水浴場が始まるのは、今では7月15日前後、半ばですけれども、そこまでするお金というのは、かなり持ち出し、言ってみれば、もう一つ実行委員会の相方である観光協会の持ち出しに頼るところが大きいというふうな状況になっていますが、これで健全な運営ができるとは、ちょっと考えにくいと思うところであります。

また、実際のところ、この海水浴場で働くスタッフにつきましても、ここで必要とされる備品などは、やはり常にコストセーブのプレッシャーがつきまわっていると。一夏、海水浴場を回して足りるか足りないかで足りなかつたら、町から最後充当されるのか、そこも確約がない状態というふうな話の中、やはりコストセーブというのは重要な海水浴場運営時の懸念事項が常につきまといながら、人命を預かる海水浴場を運営するというのは、健全な形ではないかなと思っております。

また、そのコストセーブの部分は人件費などにも関わってきますし、例えば、猛暑の中、駐車場を運営していただく婦人会の皆様、こちらは、今出されている、令和5年度出されている謝礼については、謝礼という形で出ています、これは、それに見合う報酬と拘束時間、これを割り算すると最低賃金を割り込んでしまうというような状況で、あくまで善意に基づき、それに対してお礼を払うという形でしか運営はできないというような苦しい状況の中やっているこの現状は、ある意味、善意に頼ったやりがい搾取とまで言われても仕方ない状況なのかなと思っております、この辺、より手厚いサポートが必要、人命を預かる海水浴場の運営としては手厚いサポートが必要かなと思われませんが、この辺いかがお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） ただいま御質問いただきました。1問目の回答の中で、町長より、これまで震災以前は地元の菖蒲田協会で行ってきたという歴史がございます。再開に当たっても、基本的には過去に行われた運営方法を基本として進めてきております。また、補助に

つきましては、開設に当たる準備金というのは、前もって別枠で準備させていただいているか
と思います。議員が御指摘のとおり、善意によるというものも、歴史的な経緯から婦人会様にも御協力を
いただいで運営をしたものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 菖蒲田観光協会時代からのということではありますが、既にやはり時代
としては、そういった本当の地区の観光協会、団体に頼るというやり方では、もうこのままで
は通じないだろうなど。それが七ヶ浜観光協会になったところで同じかなという印象は受けま
す。ここに当たって、無尽蔵にコストをかければいいというふうには申しませんが、海水浴場を町の看板に掲げて、海の町だと言っていくのであれば、少なくとも、そこに携わるス
タッフ、運営陣には、そういう安全以外の心配ごとというのをできるだけ少なくしていくのが
大事かなと考える次第であります。

一方で、費用面だけではなくて、やはり、彼ら海水浴場実行委員会の自由裁量をもっと増や
してやって、より魅力的な海水浴場を運営してもらおうというような、裁量面での自由度を高め
てあげる、そういった取組をされてはどうかと思うのですが、例えば、駐車場のシステム、
今人手でお金を徴収してお釣りのやり取りなんかをしていますけれども、この辺を、夏季限定
の機械式の駐車場なんかの導入を認めるとか、恐らくコスト的にはそんなには変わらないのか
なと、その辺を菖蒲田海水浴場周辺の駐車場に幾つか設置するだけでも、かなり労務面での負
荷は減るのではないかというふうな考えがあります。この辺、検討されたりした結果はござい
ますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） これまでの検討ではございます。ただ、公園全体としての機械の設
置というのは、以前御質問がありましたが、復興に当たって復興交付金等を整備してありまし
て、町全体として、公園の駐車場としては、そういった有料化にしないというふうな方針でこ
れまでできております。ですので、今後の海水浴に限定した機械設置という部分では、これまで
婦人会さんの御協力もいただいで運営してきたということもあるので、いろいろ御意見を伺い
ながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） いずれにしても、現状維持をしていくということでは、来場者数、
ひいては町のプレゼンスというのは維持できないということを念頭に置いて進めていただきた
いなと思っています。

②のほうに移らせていただきます。

県道と略しますが、県道周辺ですけれども、まず花渚浜地区、ここの区画がそういった形で貸し出されているというふうな、そういう形で誘致されているというのは承知しておりまして、都度都度、イベントなどでも活用されているなどというふうには見受けております。

一方で、菖蒲田エリア、ここについては管理地、町有地もある一方で民有地もあるというような状況だとは思いますが、一方で、誘致して今来ていただいている企業さんなんかについては、正直、町の観光業とはあまり関係ないところが多いのかなという印象を受けております。

あそこは、まず町外からいらっしゃった方々がまず通る、誰もが通る玄関口というようなところでもあり、花渚浜に行く前に、まず必ず目にするエリアでもあり、この地域につきましては、特に第3次産業、その中でも飲食業や複合サービス業といったものを計画的に誘致して、もしくは来ていただくというようなことを進めてはいかがかと思いますが、そういう業種についての町の方針というのは何かございますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） いろいろと能勢議員のほうで発想豊かに、海水浴中心に、そういった観光施設ということなんです、これまでも浴道沿い、あのかいわいというか、そういったものはどうなのかというふうなことで、震災後もですが、正直、来られる方が皆、トラックとか観光バスの置場というか駐車場というか、騒音対策もあるんでしょうが、町場でいられなくなったところが、そういうところでないですかといった対応とか、いろいろな事業の話はあるんですが、いろいろな集客の部分では、どうしても通過交通がないということ、やはりそういった意味では、なかなかそういった事業をここで展開したいという申出は、正直少ないというか、ないというのが現状でございます。

そして、少し前の質問にも戻りますけれども、菖蒲田そのものというのは、これは町の看板ということで、本来の町の基幹産業は、それまでは漁業でした。私は、子供のときから七ヶ浜育っていて、あの海水浴場を見ていて、正直、癒やしの提供だと思っています。海水浴場でうちを建てた人もいなければ、裕福になった人も、私はそんなに見ておりませんでした。ですから、駐車場収入だけで、それも、住宅が連担していたときに、庭先が広いから、おばあちゃん、おじいちゃんたちが小遣い銭稼ぎで、夏は人が来るもんだからということで駐車料金ももらっていたということで、町としても、ごみはいっぱい置いていってもらいましたけれども、そんなに町に還元していただいたという、私のこれまでの感覚であまりないんですね、正直。

ですから、ただ、仙台市に近接していろいろな人が来るということで、癒やしの提供ということで、それで、実は日帰りリゾートと、松島のような観光地じゃないよと。観光地というのは、宿泊と飲食と交通が整っていなければ、それは成り立たないという私なりの持論がありまして、うちのほうで、それ以外に、海の家とかそういう企業に貸していたときは、いろいろな、個人個人の収益もあったと思うし、民宿なんかもあったときはあったと思うんですけども、あまりイメージとして、うちの町での観光がなじむのかなというところ、これまでいろいろと自分なりに議論してきたんですけども、近くに松島があったり、なかなか滞在時間が少ない。今、菖蒲田とか散歩に来る人たちとか遊びに来る人たちなんかも、たまにお話を聞くんですけども、「何で七ヶ浜に来るんですか、何ですか」と聞くと「お金がかからないから」と。お金がかからない割には、七ヶ浜に来て景観がいいし、眺めて、何かぼうっとしているのいいからとか、あまり何ていうんでしょう、そういったにぎわいを求めてないということでは、正直、うちのほうで観光といった、本当に純然たる観光といった部分が成り立つのかなというのは、私なりにもいつも自問自答しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 少し質問書から離れつつあるような気もするんですけども、せっかくですので、その辺ちょっと掘り下げて伺いたいと思うんですが、一般的に言われる観光というようなものというのがそぐうかという、そうでないというのは私も一致いたします。ただ、この長期総合計画にうたわれておりますけれども、七ヶ浜のファンを増やすと、そうすることで関係人口が増え、ひいては住みつく方も増えてくるというような方は、現に一定数いらっしゃるかと認識しております。現に汐見台南とか、その辺のエリアというのは、この町の熱烈なファンになり住んでしまったという方が多い。昼夜人口が非常に差が激しいというのも、仕事はないけれども、この町に住みたいという方がいるという魅力、これはひいては、やはり海水浴場で家を建てた人はいませんが、海水浴場で家が建ってきたということだと思い、ここをおろそかにするのは、直接的に観光収入がないからといって、おろそかにすべきではないというふうに考えますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まさにそうございまして、私、じゃあ何があれなんだろうかといったときに、やはり町のイメージをアップをしなければならないと。ここに住みたいと思わせる、やはり思いをつくるのは何だったのかと。それで、実は逍遙のまちづくりを挙げたというのはそこなんです。

それはなぜかという、鎌倉に学べということではないんですけれども、なぜ鎌倉に住みたいのか、あんなに交通渋滞をして、海岸線であれ、なぜ鎌倉なんだと。やはり、まちのイメージなんですね。そこに住むステータスなんですね。やはり、葉山とかああいうところ。

だから、そういった七ヶ浜を町のデザインにできればいいと思うんですけれども、その辺が町単体でできるかというとなかなか難しいことがありますけれども、ただ、そういった形で、一つ一つその逍遥的なもので広げていけないだろうか。ちょっとしたところに、職場、家庭のほかに、第3のプレイスとしてカフェがあったり、ちょっとまったりした自分の時間を持つ場所であったりというふうなことで、そういったまちのイメージデザインを上げられないかというのが、私の日帰りリゾートとしての思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） それでは、私の質問書の③のほうに移らせていただきたいと思います。

海岸美化について、やはり中心は近隣の住民の方々というふうなことをおっしゃいましたが、ここの部分、町単体でやれることというのは少ないと思います、限界があるとは思いますが、海岸美化については、県の土木事務所だったり、ごみ処理については衛生処理組合だったりというところが関わってくる。また、ここに挙げさせていただいた灯台周辺については、塩竈の海上保安部といった方々との各所との連携が、巻き込みが必要だと思われま。

この辺について、我が町単体でできる、できないではなく、こういったところをどうやってうまく巻き込むかというようなところについて、何か思いつくところがあれば教えていただきたい。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 本当に、花淵灯台辺りは、残されたポテンシャルだとは思っています。

現実的には、昔からあのエリアはいい場所だよ、いい場所だよということなんですが、実は、あそこの灯台そのものに行く道を、私、40年前ぐらいに灯台の航路標識事務所の人たちが行くのに大変なので、鼻節神社までの道路を舗装したときに、碎石を引いたりして、ちょっと整備、少し手をかけたことがあったんですが、そうしたら、ごみが、不法ごみがいっぱい投げられて、それで、あそこの入り口を、逆に止めたというか入れないようにしたということがあったり、なかなか目の届かないところ、あとは、崖っぷちとかいろいろあって、釣り客が行って亡くなった方もいたりして、なかなか手をつけられる場所ではないということとか、あとは何よりも、特別名勝の特別保護地区という、手をかけてはならないという。そして、あの辺の道路の沿線に住む何軒かのうちも、あまりそこの整備をというか、道路の拡幅そのものも含め

て当時は望んでいなかったということもありまして、今ああいうふうな形で手つかずの状態と。

まして、鼻節神社もいい場所なんですけど、あそこは神社とか仏閣、そういったところには、行政は手をかけられませんので、そういった意味では、町のいい場所ということで、一つのベールに包まれたというか、一時期アニメの「かんなぎ」とかでにぎわったようでございますけれども、そこで手をかけてこなかったという部分はあると思います。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） おっしゃるとおり、手がついていないのもいいところだとは思われますが、多分、今町長がおっしゃられたとおり、手をつけないと、そういう不法投棄の格好の場所になってしまったりとか、そういったこともあり、せめて特別名勝であるなりの町としての手のかけ方をしていかななくてはならないと思います。

ただ、かつては恐らく手をかけようとした時期があったのかしらと思われるのは、やはり灯台の日なんかには現場の掃除なんかをしますと、埋もれていたベンチが現れたりとか、そういったことも見受けられ、思い出したときに手をかけるというようなことでは、いつも苦勞のゼロから掘り起こすということになってしまうかと思われます。定期的な整備をお願いしたい、目にかけていただくことはしていただきたいなと思います。

④につきましては、一定数今御回答いただきましたが、たまたまではあると思いますけれども、この通告書を出させていただきまして、私11月21日に出しましたが、そこから今日までの間に、県の土木事務所からの依頼で防潮堤、陸地側、山側の砂が大掃除されまして、きれいになっております。やっていたいた業者さんに聞きましたが、これはもう2年以上ぶりの作業だということで、これも、実際に実施するのは県とはいえ、町から依頼があれば、もう少し頻度は上がると思われます。こまめに、この辺の要請をしていただくというようなことは考えられていないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 養浜については、ずっと経年、私も見ておりまして、漂砂の状況というか、離岸堤がどんどんできていくと、トンボロ現象ということで、離岸堤の真ん中辺りにだんだん砂が寄っていくと。逆に見ていると、西側の大東館側の、以前、昔は砂浜があったのがどんどん消えて、そちらのほうに砂が移動していると。絶対量が減っているのか、それとも分からないんですけれども、これ漂砂というのはなかなか分からなくて、全体的に沿岸部分を動いているのかなど。そして、仙台港ができたことによって川が遮断されたので、砂の運搬がないので、砂浜がなかなかできていないという部分で、ちょっと悩ましいなというふうなことで、

どんどん東側に砂浜の幅が移動していつているなということは懸念しています。沿岸流も変わってきているのがそうだと思うんですけども、なかなか今後も、とにかく、県のほうにも砂の養浜ということで、例えば以前、山元町のほうの漁港に砂が、防波堤にどンドンしゅんせつしてしゅんせつが大変だと追いつかないなんて昔あったんですけども、ですから、そういった砂を、逆にこちらのほうにも運べないかとか、いろいろなお話はさせていただいた経緯もあります。

ただ、砂の場合は比重とかも関係してきますので、どこの砂でもいいというふうな話ではなくて、いろいろなバランスがあるものですから、あとは生態系を変えたりということもありますので、漁業関係にも影響が出ないとも限りませんので、そういった部分では慎重にしたいと思いますけれども、以前から、やはり砂の不足というか、ましてや今度防潮堤が幅広い防潮堤になりましたので、以前、砂浜まで行くまでに大分距離があったなと思ったのに、今はすぐ海が汀線が来ているというふうなこともありまして、今後も引き続き養浜といいますか、県のほうにはお願いしてまいりたいと考えています。

ただ、今砂は石油に匹敵するぐらい高いと言われていたくらいでして、何か砂を再生するには1400年ぐらいかかるというような、すごい、中国との関係もありまして、建設事業に骨材として使う部分が多くて、なかなか砂利とか砂というふうな部分が入手するのは困難だなというふうなことで、確かに和歌山あたりでは、そうやってお金をかけているようです。南三陸でも、震災後、復興事業で砂浜を再生されましたけれども、たしか、南三陸でも3億6,000万ぐらいかけてたしかやったと聞いていたんですけども、大分そういった部分でも、養浜事業というのは大変なんだなというふうなことで、ただ引き続き、そういったことをお願いをしてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） おっしゃられたように、なくなってしまった砂を戻すのは、本当に大きな労力とお金がかかるということで、少なくとも今あるものをとにかく大切にしていかなくてはいけないと。そのための努力というのは、我々、町として率先してやらなくてはいけないなと思っております。

以上、述べさせていただいた4項目ですけれども、どれも本町だけで完結するとは思っておりません。ただ、いずれにしても、この町のことであり、我々が当事者となってやらなくてはいけない。具体的な観光戦略を明確に立てて打ち出し、そして、率先して行動して、周囲を巻き込んでいくというようなことをしなくてはいけないと思っています。

高度経済成長期には、一夏に私30万人来たというふうなまで聞きました。これは、この町だけではなくて、宮城県の夏のシンボルであるというようなことは伺っており、それをまた取り戻したいと。これを取り戻すことで、また夏だけでなく通年を通じて町にぎわいが生まれるというふうな信じておりました、これをお伝えさせていただきまして、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時5分より再開いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について伺います。

第1の質問は、七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の運賃の適正化を求める質問であります。

2018年4月1日改正での新運賃の表示は、七ヶ浜町町内間は100円、町外間は200円となっておりますが、改正時刻表では、これに準じた運賃が設定されていないことから、以下の5点について伺うものであります。

1つは、花淵から本塩釜までの運賃は350円と明記されておりますが、50円の増額運賃の設定根拠の説明を求めるものであります。

2つは、前段での質問で花淵から本塩釜までの運賃料金は、町内150円となるわけですが、2018年4月1日改正では、七ヶ浜町内間は100円、町外間は200円ですと明記されており、これらの運賃改定との整合性が図られていないと見受けられることから、その説明を求めるものであります。

3、定期券（フリーパス）学生の1か月料金で見ますと、6,100円と設定されておりますが、本塩釜への花淵及び北遠山からの乗車運賃は同一運賃設定となっております。同一賃金の設定理由について説明を求めるものであります。

4つは、前段での定期券料金から照らして、割増しつき利用回数券は割高となっている状況であります。回数券の増数または回数券の料金減額をする考えはないか伺います。

5つ目は、塩竈、多賀城市民にも利用してもらおうよう、例えば、町外間運賃を塩竈間に関しては「NEWしおナビ」料金に合わせて100円にする考えはないか伺うものであります。

第2の質問は、ここで、文言の訂正いたします、2点ほど。七ヶ浜町公園墓地内に合葬墓所または樹木墓所の設定を求めるものであります。

七ヶ浜町民の方から「自分や妻が亡くなったら、墓を持って墓守をしてくれる家族がない」「子供たちが遠方にいるので、墓じまいをしたい」「無宗教なので檀家や墓石は要らない」などなどの声が寄せられております。仙台では、令和5年度より、いずみ墓園内に合葬墓所を開設しました。永代の使用・管理用も低額に設定されております。本町でも、墓石の建立、墓の維持管理に悩む町民の要望に応えるべく、同様の墓所を設置する考えはないか、以下の2点について伺うものであります。

1つは、町民からの合葬墓所または樹木墓所等の設置の要望などの声は聞かれているのか、伺います。

2つ目は、この合葬墓所または樹木墓所等の町民アンケート等で要望調査をする考えはないか伺うものであります。

第3の質問は、松ヶ浜字謡地区の街路（防犯）灯の設置・整備を求めるものであります。

熊野地区住民の方から、地区避難所に通じる町道が暗く、街路（防犯）灯の設置を求めたところ、早速地区避難所西側の四差路の電柱に1灯設置され、住民から喜びの声が寄せられました。今回の街路（防犯）灯の設置・整備を求めるのは、以前に、鈴木鮮魚店から熊野神社間の電柱・電灯が撤去されたまま現在に至っていることから、この区間の街路（防犯）灯の再設置を求めるに当たり、以下の3点について伺うものであります。

1つは、撤去した時期、理由について説明を求めます。

2つ、現況で防犯、災害時避難に支障がないと考えているのか伺うものであります。

3つ目は、再設置する考えはないか伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、七ヶ浜町民バス運賃の適正化を図れ、第2問、七ヶ浜町公園墓地内に合葬墓所または樹木墓所の設置を、第3問、松ヶ浜字熊野地区の街路（防犯）灯の設置・整備をについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 12番歌川 渡議員の御質問、1問目、七ヶ浜町民バス運賃の適正化を図れについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、花刈浜から本塩釜までの運賃は350円と明記されている。50円の増額運賃

の設定根拠は。2点目の御質問、1点目の運賃料金は町内150円の設定としているのかについて併せてお答えをさせていただきます。

「ぐるりんこ」の運賃につきましては、町内間で乗降する場合は町内間の運賃、町外間で乗降する場合は町外間の運賃を設定しております。町内と町外のバス停で乗降する場合は、路線バスを補っている町の公共交通機関であることから、路線バスと同様に、距離に応じた運賃を設定し、これらの運賃は、地域公共交通会議で協議し、国土交通大臣に届け出たものとなっております。

1点目の御質問、50円増額の設定根拠については、2018年4月1日改正では、花渚と本塩釜間の運賃の改正は行っておりませんので、50円増額は行っていない状況です。また、2点目の御質問の、町内150円設定としているのかにつきましても、花渚から乗車した場合の町内間の運賃は、町内ほかの停留所と同様100円となっております。

3点目の御質問、定期券（フリーパス）学生の1か月料金を見ると6,100円と設定されているが、本塩釜への花渚及び北遠山からの乗車運賃は同一運賃設定なのか。フリーパスについては、通勤通学者など定期利用者に対する利便性向上のため、有効期間内であれば、どこのバス停から乗車しても、どこで降車しても、何回利用しても同一の料金となっております。

4点目の御質問、定期券料金から照らして、割増しつき利用回数券は割高であることから、回数券の増数をすべきではないかについてお答えをさせていただきます。

定期券（フリーパス）を利用するか回数券を利用するかについては、利用する頻度等により使い分けがされているものと認識しております。割増しつき利用回数券については、現在の設定は適切と考えており、増やす必要性はないと認識しております。バスを利用する方にとって、よりよい方法を選択し、利用していただければと考えております。

次に、5点目の御質問、塩釜・多賀城市民にも利用してもらうよう、町外間の運賃を「NEWしおナビ」に合わせ100円にする考えはないかについてお答えをさせていただきます。

「ぐるりんこ」は、七ヶ浜町民に利用していただくことを第1に想定し、ルートや運賃を設定しておりますが、途中、塩竈市、多賀城市の一部交通空白地域を運行していることから、町外間のみでも利用できるように運賃を設定しているところです。

多賀城市内については、ミヤコーバスが運行する汐見台地線と路線がかぶっているところもあり、運賃については、民間事業者の活動に配慮する必要がある場合がございます。また、塩竈市ではバスの運賃を見直すという情報もありますことから、町外間の運賃を100円に下げるとは考えておりません。

鉄道がない本町にとって、町民バスは重要な公共交通機関であり、限られた財源の中で継続的な運行が必要不可欠と考えております。利用者の皆様に御負担をいただきながら、現在の運行体系を維持していきたいと考えております。

次に、七ヶ浜町公営墓地内に合葬墓所、これ合葬墓所でよろしいですか。（「はい」の声あり）合葬墓所または樹木墓所の設置をについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、町民の方から「合葬墓所」等の設置の要望が出されているのですかについてお答えをさせていただきます。

現在、蓮沼苑には、合葬墓や樹木葬等の承継者を必要としない区画を設置しておらず、全ての区画において墓地の使用者に、いわゆる墓守となっていていただいております。

御質問のような合葬墓等の設置の要望を受けたことはございませんが、「蓮沼苑に合葬墓はありますか」などのお問合せが、多賀城市など町外の方から、近年では年間3ないし4件ほど寄せられております。また、これまで区画を使用していた方が、自分が亡くなってしまうと墓守がない、遠方に暮らす我が子に墓守をお願いするので、お墓を移すなどの理由から、使用中の区画を返還するケースが見受けられるようになりました。返還の理由を全て把握しているわけではございませんけれども、返還の件数としましては、直近5年間で合計18件となっております。これらのことから、今後、合葬墓等へのニーズが徐々に高まってくることも考えられます。

次に、2点目の御質問、合葬墓書等の町民アンケート等での要望調査をする考えはないかについてお答えいたします。

合葬墓等についての要望調査を行う予定は今のところございませんが、今後、徐々にニーズが高まってくることも考えられますので、他市町村の合葬墓等への対応状況なども含め、情報収集に努めながら、今後の検討材料の1つと考えております。

次に、3問目の御質問、松ヶ浜字熊野地区の街路（防犯）灯の設置・整備をについてお答えをさせていただきます。

御質問の1点目、撤去した時期、理由はについて回答いたします。

議員御指摘の区間に設置されていた防犯灯につきましては、民有地に設置された地区管理の防犯灯でありました。撤去の経緯などを地区に確認したところ、当該防犯灯は鉄製の柱に設置された防犯灯でありましたが、平成28年から平成29年頃に、鉄柱の根元が腐食し倒れてしまったことから撤去したようでございます。

次に、御質問の2点目、現況で防犯、災害時避難に支障がないと考えているのかについて回

答いたします。

現時点では、この区間に防犯灯がないことで、防犯、災害時避難に支障が出ているかどうかの判断は難しいですが、地区の方々の意見などを聞きながら、対策が必要であると判断される場合には対応策を講じていきたいと考えております。

次に、御質問の3点目、再設置する考えはないかについて回答します。

防犯灯の再設置に関しましても、2点目の回答と同様、地区の意向を聞き、協議をしながら再設置の可否を検討し、必要となれば、町としましても地区と協議して対応を考えてまいりたいと思います。

以上、歌川議員の質問の回答といたします。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） では、再質問させていただきます。

まず、町長も1点、2点目についてはまとめて答弁したようなので、この辺についてはまとめて再質問させていただきます。

この距離間の設定については、国土交通省に申請した結果だということでもあります。そこで、改めて、当然お手元に持っているかと思うんですけども、これが、町民バス「ぐるりんこ」の料金表であります。ここに、確かに町内は150円、町内は、町内は。しかし、町内の方が町外に出て行く場合350円、花渚浜からかかるということでもありますね。そこから見ていくと、今言った、ここに距離間の設定というのが設けられているということで理解していいのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 議員さんおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 改めて、これについて質問いたします。

花渚から貞山橋までの乗車料金は幾らですか。そして、同じく北遠山から貞山橋までの乗車料金は幾らでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 花渚から貞山橋までの運賃は350円となります。北遠山から貞山橋までの運賃は150円となります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほど示したこの料金を見ますと、町内間は100円なんですよ。なので、

北遠山から乗ろうが花渚から乗ろうが、貞山橋までは、この町内間は同じでなければならないのではないですか。なぜここに町内は100円で示しているのに、ここの町内間になると200円の差が出てくるのはなぜでしょうか。改めて、ここに距離というのが出てくるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 貞山橋のバス停につきましては、町外のバス停というふうな取扱いにしておりますので、運賃につきましては町外間の運賃となります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） であれば、北遠山も町内から町外の理由なんですね。そうすると、最低でも、これ別の考え方で言えばいいことなんですよ、別の考え方でいいんだけど、その矛盾ですよ。本来、北遠山から貞山橋まで行くのに、同じく300円かからなければいけないんですよ、町内が100円だから。そうすると、隣のバス停なんだけれども、町外は200円なので300円にならなければいけないんですよ。150円にしてもらったことはいいことですよ。何で、そうしたらこの花渚も300円にしなければいけないのか、その理由を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） まず、「ぐるりんこ」の運賃につきましては、コミュニティーバスというふうな意味合いもありまして、町内間を100円と運賃をしたものでございます。次に、町内と町外の利用につきましては、塩竈方面については、以前の七ヶ浜循環線のバスを基準に設定をいたしました。そのために、距離制の運賃となつてございます。町外間につきましても、町外居住の方の利用がされるというふうなことで200円と設定したものでございますので、町外間につきまして、町内の100円と町外利用の200円を足したものが町内と町外の運賃となるわけではないことを御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そのことが、私ちょっとこう、半分漢字とか平仮名の読めない人間なんですけれども、その表現というのは、どこに書かれているんですか。ここについて。ここには、改めてここに、これは大きいやつですよ。ここにピンクで書いてある、ピンクで書いてあるんですよ、これ。七ヶ浜町内間は100円、町外間は200円です。そして子供の割引、障害者への割引、65歳の運転免許証を返納した方にも同等と書いてあります。プラス、ここで町外から来た場合は町内の距離間を加算しますという表現が、ここの1ページでは書いてないんですよ。ほかのところのどこに書いてありますか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 議員さんおっしゃるとおり、その部分につきましては説明がないので、誤解を与えてしまったかもしれませんが、1ページ目に、町内間運賃100円、町外間200円と記載したのは、以前、住民の方から問合せ等があったためにこちらに記載をし直したというふうな形になってございます。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私、この件について、もう再三、今日のこのことを初めてじゃないですよ。100円と200円問題、私過去にこれ3回目かな、やっているんですよ。全く町民への理解を示していない、表示もしていないんですよ。私最低でも町内100円、町外は200円だったら、いいか悪いかは別として、統一した料金にしなければいけないですよ。その中で、さらに学生は半額にしますとか、そういう設定だったら、あと70歳とか75歳とか、高齢者にも半額にするとか、そういう設定があるんだったらいいけれども、プラス距離間ですよなんて、どこにも書いてないという、そういう曖昧なことを、表現上理解できないことは、やはり改正すべきではないかなというふうに思います。その点、改めて、国土交通省に、その設置の改定を求めるとも含めて、100円、町外は200円、当面ですよ、する考えはないか伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 運賃につきましては、議員さん御承知のとおり、燃料費等も高騰しておりますので、利用者の方の御負担をいただきながら現在の体系を維持していきたいと考えております。

時刻表のほうの記載につきましては、今後、見直す際にその辺も工夫しながら、より分かりやすいように記載をしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ほかのところへ移るかなと思ったら、まだしゃべらなければいけない。燃料高騰とか話されていますけれども、それは行政だけじゃなくて一住民、大半の方々が、これから冬場を迎えるに当たって光熱費だって増えていくわけですよ。住民の方は、じゃあどこから負担してもらうのか。年金暮らしの方。ないですよ。盗人という言葉は今使っていないですね、そういうこともね、しなければいけないような状況になる方だって生じるかもしれません。行政は、町民の方から必要なものを徴収すれば済むかもしれませんが、やはりそういうことを考えてみて、ぜひ、住民の立場に立った施策をつくることを求めて、次の3点目に移ります。

3点目のところですね、まず、フリーパス1か月の料金6,100円、本塩釜からということな

ので、これが、定期券（フリーパス）の学生と大人の料金の設定です。これ1か月分だけで見ました。これを単純に、就労日数、通学日数的には月20日と25日でそれぞれ試算しました。そうすると、この一般料金でしますと、学生の場合だと、20日だと1万2,000円、通常の乗車券、25日だと1万5,000円です。そして6,100円になったことによって割引が約半額近くになります。しかし、定期券を買うのは当然、高校生とか、一般社会人もあるかと思いますが、高校生とか大学生の方なんかは、通常だと自転車で行くんだけど、雨とか雪とか、いろいろな交通に支障を来すようなときに、バス「ぐるりんこ」を利用する方も多々いるのではないかなというふうに思います。そういう方への配慮というのが、この七ヶ浜の回数券……。

3番、もとい、これは3番目でした。2点目、ごめんなさいね。2点目ですね、俺4点目見たからだ。ごめん、ごめん、3点目。（「3点じゃないの」の声あり）今、3点目だったよね。ごめんなさい、俺4点目今、再質問してしまったから。

このフリーパスの状況を見ると、学生6,100円が定期券料金になっています。しかし、日常の1日券にすると、こういう6割、4割、5割、半額になっています。ところが、この先ほどの1、2問目で質問した、普通の人から花淵から本塩釜まで、または下馬まで、北遠山の方が、本塩釜から、または下馬までの場合の1日券または回数券を使うときは、割引率というのはかなり違うんですよ。そういう点の考え方から見て、この定期券の割合の設定というのが妥当なのかどうか。要するに、花淵から本塩釜、下馬まで乗った方が、学生は全部6,100円、しかし、ここで乗ると、さっき言った200円の差が出ているんですよ。定期券についても、逆算すれば、例えば花淵の人だったら7,000とか7,500円とか、逆に言えば北遠山の方は5,000円とか4,800円とか、そういうような割引をすべきではないのかなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） こちらのフリーパスにつきましては、区間が決まっているものではなくて、どこのバス停から利用しても、この料金となっておりますので、そのところを御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） どこのバス停から乗っても同じだということでしょう。だったら、先ほども1番目で言いました、花淵と遠山から本塩釜、下馬に行くのは同じ料金ではいけないんですよ、今の考え方で言えば。違うんですか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） フリーパスの導入当初の時には、利用区間を設定した発行の部分
がなかなか難しいというふうなこともあり、フリーパスというふうな形を導入しております。
なので、同じ金額で、どこのバス停から乗っても、例えば本塩釜だけでなく多賀城のほうに
行かれる場合もありますので、そちらに利用してもこの金額で、どこでも乗ってどこでも降り
られるというふうな形になっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 平行線ですけれどもね、町内間は100円でしょう、どこから乗っても。
花渚から北遠山までは100円。ところが、花渚から貞山橋だと350円。北遠山から貞山橋だと
150円でしょう。違うんですよ。何で、定期券だけが町内間は関係なく、こっちだって関係な
いでしょう。ぜひ、その改善を求めて次のところに移ります。

4点目、申し上げますね。先ほどちょっとダブリましたけれども、4点目の割引つき利用回
数券は割高であることから、回数券の増数を求める考えはないか等々に伺いたいと思います。

先ほどの話の続きで、割増しつき利用回数券というのは、5,000円券で見ます、5,000円券だ
と1割増で5,500円分なんです。そうすると、500券の場合だと、要するに定期券の場合だと、
5割とか4割安くなっているんですよ。しかし、割増しつき利用回数券は1割しかないんです
よ。先ほど冒頭言いました、雨の日とか雪の日とか、そういう通学、通勤に不便なときに回数
券を買い求めて、それを有効に使うといった場合に、こういう方々は恩恵の率がかなり少ない
んですよ。せめて、これを5,000円券プラス1割ではなくて、5,000円券を1割増しの5,500円
という考えだけでなく、500券は5割引、4割引、3割引みたいな形で、それぞれ対応するこ
とが、フリーパスとの整合性があるのではないかなというふうに思いますが、そういう実施の
考えはないか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 先ほども町長のほうから答弁がありましたとおり、フリーパスを
利用するか回数券を利用するかにつきましては、その利用頻度により使い分けられていると思
っておりますので、今のところ増数する必要性はないと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） それについて質問させていただきます。

近年の、今12月ですので、この1年の、それぞれの月別の定期券（フリーパス）の発行枚数
と、回数券の発行枚数というのは把握されているのか。把握されているのであれば、説明を求
めます。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 発行枚数と回数券の、こちらは金額のほうでは把握はしてございます。（「金額じゃなくて」の声あり）枚数のほうで。（「そうですね。フリーパス6,100円のが1か月、3か月あるでしょ」の声あり）はい。（「それぞれ。あと大学も1か月、3か月あるでしょう。回数券も5,000円と3,000円あるでしょう」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） まず、フリーパスのほうにつきましては、学生6,100円の分が合計で98枚、令和4年度98枚、3か月が89枚、あと大人の一般の方は、1か月が200枚、3か月が80枚。（「80万ね」の声あり）80枚。（「枚」の声あり）枚、80枚。（「あれ、さっき6,100円は」の声あり）98枚。（「枚ね、はい」の声あり）大人の身障の方が1か月65枚。3か月12枚。学生の身障の方は、1か月がゼロで3か月が2枚となっております。

回数券のほうの枚数につきましては、今すみません、手元に資料がないので、後ほど回答させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次の質問に移る前に、令和4年度の運賃売上げというか、収入の定期券及び回数券の発行の収入割合というのは幾らになっているんですか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） フリーパスにつきましては21.7%、回数券につきましては19.2%となっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 最後の5点目ですね。塩竈も150円に値上げにするかもしれないということであります。そのときは、塩釜間については150円にするとか、そういうふうな臨機応変に対応すべきかなというふうに思いますが、そういうことも含めて、その考えはないということとで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。墓地の問題であります。

結論的に、その前に、先ほど聞こうとされていた返却の件数は分かりましたので、あとは、そういう近隣の動向を見て探っていきたいという一見前向きな答弁でありましたけれども、そ

ここで伺います。

現在、公園公営墓地が設置されておりますが、現在の使用率と未使用墓地数について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 現在の使用率ということでしたが、今端的に利用数と未利用数について、手元に資料がございますので申し上げます。

まず母数なんですが、整備数が1,916区画ございます。利用されているのが1,695区画です。残については差引きですので221区画ございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） それは、現在造成している、いわゆる販売している、使用許可をしている箇所だと思いますが、公園墓地の造成予定、母数との関係では、未使用墓地数というのは幾らなのか、改めて。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 未整備の部分があるのではないかと御指摘かと思えます。未整備の部分は、Bブロック、Cブロックがまだ整備されていないところであります。計画として、あくまで計画なんですが、Bブロックで573区画、Cブロックで555区画ということで構想がございます。こちらのところが未整備ですので、使用許可は全く出てないという区画になります。以上です。（「すみません、Bブロック何ぼと言いましたか」の声あり）Bブロックですね。Bブロックが573でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、残が1,128個というふうになるかと思えます。そこで、今後の担当課または町として、この未造成区域も含めて、この個数の将来的な張りつけ目標年、墓地に目標をつくっても、ちょっといかがかなという部分もあるかと思うんですけれども、そういうところの考え方というのは持っているのかどうか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 目標年次につきまして、私のほうから回答申し上げたいと思えますけれども、当初、これを企画したのは私でございましたので、ただ100年とか、これ50年とか、30年、50年ではなくて100年とか、そのくらいかかるだろうなというふうなことで、これは企業会計あるいは起債関係でそういったもので申し込んだものでございまして、今の段階では、例えば、残った分については、そのまま残っていくのではないだろうか。ただ、これは見直し

する必要もあるかどうか、その辺は考えていかなければならないというふうに思います。

公園墓地としては、本来、補助事業であれば、これの倍ぐらいの面積が必要でありました。ただ、それだと町からの一般財源の持ち出しがかなりの量になるというふうなことで、これは別な形で事業計画できないかというようなことで、ちょっと計画を見直しして、補助をもらわないで、逆に面積を狭くして起債を頼りにやったほうが得ではないかというようなことで計画をさせていただきました。

その結果、一応3,000区画は計画としては出させていただきましたけれども、これは100年以上かかるんだろうというふうなことで、当時は思いながら計画したものでありまして、今現在、担当課のほうに、目標年次が何年頃だというふうなことについては、回答申し上げるわけにはいきませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうですね。あそこは今、使用を開始されて30年経過しております。そして、近年の使用状況を見ますと、先ほどの返却を別として、大体年間多いときで20件、少ないところで12件ということで、例えば20件にすると56年、15件にすると75年、13件にすると87年もかかるんですよ。

別な形で言えば、先ほど副町長も言われたように、これから利用者が増えない傾向もあるようなニュアンスの発言をされました。多分、そういう可能性、私も冒頭の質問の中で、墓じまい、あとは、墓地を持たない、そういう中で、町内の方についても樹木葬とか、こういう、墓の使用のために、町外の大和町だ、松島だ、仙台の太白区だ、そういうところに、わざわざ家族が将来お参りに行かなくても、法律上、やはり安置してもらえようなところを今探しつつある住民の方が増えつつあるのかな、そういうことを考えれば、別な意味で、墓石を持たなくても、利用者が七ヶ浜で利用してもらう、そういう考え方も1つの発想として必要ではないかなというふうに思います。

町長、最後のほうで、そういうニュアンス的なことも言われたので、改めて、そういう墓地の設定なども考えることはないのか、改めて質問させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私、ニュアンスでもって話してしまいましたけれども、今後の墓地の在り方につきましては、時代とともに変わってくるんだろうなというふうなことにつきましては、執行部も理解しているところがございますので、今後計画を見直しする際には、議員さんおっしゃるようなことも視野に入ってくるかも分かりませんが、今の段階で計画を変更

するというようなことを申し上げますと、これは起債とか関係機関との関係がありますので、それは控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほどちらっと言いました、これ太白の合葬碑なんですよ。これも墓を持たなくて、それぞれの用途に応じて、もう人様と一緒に共同生活、第2の生活を共同生活するような合葬をしているんですね。あと、そのほかに個々人のお骨を埋葬するというようなやり方もあります。そういうところの考えを見れば、こういう形も1つの手段として、そして、公園墓地の使用料のアップとか、そういうことも一定考えていくことを求めて、次に移ります。

第3点目であります。これについても、最終的には、難しいが必要とあれば区と相談し、意向を聞いてということであります。これが、熊野地区の、ピンクの線で今回の改善を求めたところです。ここについては、前のスズキ、カトウさんだっけ、何だっけ、係長されていた、その方の敷地内を利用して建てていたという経過であります。

そういう点も踏まえれば、ぜひこういう民地を借りての防犯灯の設置なども可能でありますし、必ずしも、これは地区の費用で防犯灯を設置しなければならないという法的な義務はないので、あくまでもこれは町民の防犯、安全のための施策として十分考える余地があるのではないかなというふうに思います。

あとここにピンクで、下のピンクは今回取り付けていただいたところなんですけれども、上のほうのとオノデラさんの陰のほう、ホシさんだっけ、のところにも電柱があって、そこがちょっと角になっていて、やはり防犯上危ないということも懸念されるので、せめて、そこについては早急に設置して、あとは、前スズキ係長のところについては、やはりあったということが必要だからあったというふうに理解せざるを得ないんですね。そういうところを考えれば、ぜひ地区との話合いの中で、金がないから地区として駄目だというようなことがないような形での設置を進める考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほど町長も答弁していますとおり、必要であれば、町のほうでも対応を考えているというところがございます。民有地に設置するのは、ちょっと勘弁していただきたいなと思っております。また、トラブル等が発生する要因ともなりますので、民有地には建てないで、何とかあの通りに、どうにかしてつけられないかどうか、それも地区の住民の方々とお話合いをしながら決めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） その点は理解したいと思います。そこで、これについての結果は、担当課として、いつ頃まで決めたいな、できる、できないも含めて、今年度中か来年度いっぱい、長期的な検討を、地区との話合いの中で決めていきたいというふうなことでの、これに当たっての設置決定の時期をいつとしているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほどから御回答差し上げており、地区の方々との話合いの結果によります。ですので、こちらのほうだけの判断ではなかなか難しいというところがございますので、町側の判断とすれば、なるべく早くということになりますが、地区の住民の方々との話合いの結果によるものと御理解いただきたいといます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 地区の役員会なりというのは、汐見台の場合だと毎月1回やっているんですよ。ほかにもそういう流れでやっているかと思います。となると、やはり、それと代表者との話合いだけなのかどうか分かりませんが、それに見合って、その代表者との話合いなんかもそれなりに設定されているかと思うんですよ。そうすると、その取組姿勢というのは、当局側の姿勢で変わるのではないかなというふうに思って質問させていただきました。その点、改めて、できれば来年の春先までに何とかすっぺっちゃんあというふうな取組の姿勢というのはいないのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） その件に関しましては、もはや動き出しております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 以上で終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時10分より再開いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、7番佐藤直美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔7番 佐藤直美君 登壇〕

○7番（佐藤直美君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり2問質問させていただきます。

1問目です。スポーツ施設トイレの環境整備及び改善についてになります。

町内のスポーツ施設は、週末ともなると、町内の利用者のみならず、町外からもたくさんの方が訪れ利用してくださっています。しかし、トイレの環境はよいとは言えず、環境整備そして改善をしてほしいという声が上がっていることから、以下2点を伺います。

1点目、第2スポーツ広場には現在トイレが整備されていません。町としては、アクアリーナのトイレを利用するように促していると聞いておりますが、多くの子供が利用していることを考えると、安全面の観点からも、第2スポーツ広場敷地内もしくは駐車場にトイレを設置すべきと考えるが、町の考えは。

2点目、野球場、テニスコート、フットサルコート、第1スポーツ広場、屋内運動場、七ヶ浜サッカースタジアムには、利用できるトイレはありますが、設備、環境ともに十分とは言えません。清掃管理はどのような運営をしているのか。また、衛生面の観点からもハンドソープを設置しておくべきだが、設置の考えはないのかを伺います。

また、野球場のトイレは、比較的新しい施設となっておりますが、下水の臭いが漂って、本当に臭いがひどい時間帯があります。改善する考えはないのか併せて伺います。

2問目です。姉妹都市のプリマスとの交流事業についてになります。

姉妹都市のマサチューセッツ州プリマス町から、中学生や教育委員会らの訪問団が4年ぶりに本町を訪れました。長年継続してきた、とてもすばらしい事業と評価しますが、今回の訪問の受入れに実際に関わり、私が実際に関わりまして、「姉妹都市提携の同意」にある「私たち二つの地域社会は、経済、教育、文化、スポーツ等を通じての交流を奨励し助長するため、姉妹都市の関係を確立し、相互理解を深めるべきである」に立ち返り、今後の交流の在り方、町民への周知、そして事業運営をしっかりと見直すべきと強く感じました。

今回の訪問にかかった費用や成果、それから反省点、改善点、そして今後の展望について伺います。

以上2問になります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、スポーツ施設トイレの環境整備及び改善について回答を求めます。須藤 清教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 7番佐藤直美議員の1問目の御質問、スポーツ施設トイレの環境整備

及び改善についてお答えいたします。

1、1点目の質問、第2スポーツ広場のトイレの設置についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、第2スポーツ広場には専用のトイレがないため、現在、アクアリーナのトイレを利用させていただいております。今回、御質問をいただきました第2スポーツ広場へのトイレに関しましては、現時点においては設置の予定はございませんが、今後、スポーツ施設全体の整備検討項目の1つとして、引き続き議論してまいりたいと考えております。

2点目の質問、スポーツ施設のトイレの管理状況についてお答えいたします。

スポーツ施設のトイレの清掃状況ですが、トイレを設置しているアクアリーナ、野球場、管理棟、屋内運動場トイレは、休館日を除き毎日実施しています。サッカースタジアム内のトイレは、ふだんは施錠されているため、使用が終わった都度、清掃しているところでございます。

なお、ハンドソープに関しましては、アクアリーナ以外のトイレには設置していません。現時点において、アクアリーナ以外のスポーツ施設のトイレにハンドソープを設置する考えはございませんが、今後、設置するかどうかについては、他の公共施設トイレとの整合を図りながら判断したいと考えております。

なお、後段の質問である野球場トイレ付近の下水の臭いに関しましては、野球場後背地から流れ出る雨水排水の流末となっており、雨水ますに泥や枯れ葉などがたまりやすく、臭いが発生しているものと考えられます。今後、雨水ますや雨水側溝の清掃などにより対処したいと考えております。

私からは以上、1問目の回答をさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 次に、第2問、姉妹都市プリマスの交流事業について回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 次に、2問目の御質問、姉妹都市プリマスとの交流事業についてお答えをさせていただきます。

プリマス町との交流は、平成2年ですから1990年に姉妹都市締結以来、33年間、お互いの町を訪問し合い、回を重ねるごとに絆を強くし、今日に至っております。この間、青少年を中心に、プリマス町からは289名、七ヶ浜町からは303名の訪問により交流を深めております。令和5年度の姉妹都市プリマスとの交流事業につきましては、2020年から続いた新型コロナウイルス拡大防止対策等による様々な事業の中止、2022年2月、ロシアがウクライナに侵攻し、1年以上も過ぎ、終戦の動きも見えないなど悲しい出来事を乗り越えて、4年ぶりの実施となる事

業でございました。

事業計画段階から、両町の担当者らが、これらの継続した交流のためにも無事成し遂げることを命題に進めた主要な事業であります。そのような事業であることを御理解いただき、一般質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、今回の訪問にかかった費用についてお答えをさせていただきます。

令和5年8月3日から9日までの7日間に要した費用は、期間中の時間外報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料など、約150万円でございます。

次に、今回の訪問による成果についてお答えします。

4年ぶりとなる今回の訪問による成果は、大きく3点と考えています。

第1に、青少年の交流といたしましては、ホストファミリーとプリマス青少年の交流時間を多く確保したことで、限られた日程の中でも十分な交流ができたと考えています。これは、2017年、2019年の受入れに対するアンケートや意見を考慮したもので、公的な交流や団体行動に縛られたホストファミリーとプリマス青少年の時間が少なかったことに対応したものでございます。

第2に、表敬訪問団の受入れといたしましては、5回目となる七ヶ浜・プリマス教育懇談会「七ヶ浜サミット2023」の開催と宣言がされたことで、今後の教育関係の連携に大きな期待が持てたこと。

第3には、行政の代表であるタウンマネジャーが訪問したことで、今後の姉妹都市関係に割り当てるプリマスとしての予算を確保していくことや、プリマスの役員方にも、七ヶ浜町との交流を経験させることが重要だと伝えられたことなどを主な成果と考えております。

次に、今回の訪問による反省点、改善点についてお答えをさせていただきます。

受入れの協力をいただいたホストファミリー、プリマス青少年、タウンマネジャーをはじめとした公式訪問団員、C I Rなどのアンケートや意見をいただき、今後の交流事業計画に反映できるか模索してまいりたいと思います。

青少年やホストファミリーとの交流では、訪問する当事者が、事前研修などで、それぞれの文化や言葉、風習など、もう少し理解を深めたほうがよいのではないかと感じております。理解を深めることで、短期間の交流にとどまることなく、将来にわたる新たな家族として深く交流ができると期待しています。

今後は、お互いの町で実施する事前研修や、Z o o mなどのシステムを活用したりリモート研修などを模索しながら、実施してまいりたいと思います。

表敬訪問団の受入れといたしましては、スケジュール管理の難しさを再認識いたしました。体調や天候、個別の事情など、課題解決しながら全体のスケジュールを調整し、進めております。課題が生じた際、最善の対応を速やかに行うことで、お互いの信頼関係が改めて強くなると認識させていただきました。これからの交流においても、速やかに課題解決に向けて実施してまいりたいと思います。

また、今回の訪問では、世界情勢や為替の状況での、お互いに訪問することが難しくなることを踏まえた継続的な交流を模索する必要があると再認識いたしました。令和6年度以降の姉妹都市交流事業は、課題に対し様々な工夫が求められております。引き続き課題の洗い出しや工夫を加え、模索し、実施してまいります。

最後に、今後の展望について、お答えをさせていただきます。

本町の姉妹都市交流は、明治から続く高山外国人避暑地の皆さんとの身近で自然な国際交流から始まりました。姉妹都市を締結してからは、テロ、震災、パンデミックなど、数々の課題を乗り越え、33年間、交流が続いており、まさに継続は力だと受け止めております。

また、今回開催された教育懇談会では、選ばれた青少年の、お互いに行き来する交流だけではなく、学校単位やクラス単位など、より多くの青少年にお互いのことを知る時間を設ける工夫をしていきたいなど、新たな意見も出ております。

町議会の理解の下に、町行政と町教育委員会部局が連携し、より多くの青少年がこの事業を体験することについて、今後も取り組んでまいり所存でございます。

今後も、七ヶ浜町とプリマス町との絆を深め、草の根の世界平和を目指し、お互いの親睦と交流を行ってまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、1問目から再質問させていただきます。

1問目の1点目、第2スポーツ広場のトイレ設置に関してですが、現時点では設置の予定はないということですが、なぜ設置の予定がないかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 現在は、アクアリーナのほうのトイレを使っている状態です。アクアリーナのトイレについては、一応8時半から使えるように、アクアリーナのほうと調整しておりますので、現時点では、それで使っているということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 利用者からの声ということで、今回私も一般質問させていただいているんですけども、今現在、第2スポーツ広場では、野球の女の子や男の子、それからほかの、前伺ったときはアメフトのチームだったり、ほか団体も利用されているということです。

あそこ、皆さん御存じのとおり、道路を渡って、とことこ歩いて、アクアリーナの2階のお手洗いを、スパイクについた泥等を落としながら、気を使いながら利用させていただいている状況というふうに聞いております。利用するのが子供ということで、野球のユニホームだったり何だったりという、なかなかやはりベルトを外して、ズボンを下げて、それからスライディングパンツもはいていてというふうに、なかなか簡単にトイレに行ける状況ではないというふうに私は感じております。

しかも、女の子だったら、女の子今野球する子も多いので、生理だったりすると、やはりなかなかそういったことも考えると、あそこの遠くまで行くというのはちょっと、決してよい環境だと私は思わないですね。道路を、漏れそうで、もしかしてないとは思いますが、万が一飛び出してしまうとか、そういったことを考えると危険なのではないかなというふうに感じますけれども、アクアリーナのトイレ以外に、どうにか整備をしようというような考えはなかったのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） おっしゃるとおりだと思いますので、回答のとおり、今後のスポーツ施設の全体の検討の中の1つとして加えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） その際ですけれども、もしかして下水が第2グラウンドのほうまでは通っていないとなると、大がかりな工事になったり、いろいろな理由でグラウンド内には建てられないとなった場合、第2グラウンドの駐車場だったり、もしくは道路を挟んでしまうんですけども、アクアリーナの商工会議所ですか、あそこに建物がある駐車場だったら、もしかして下水のほうに通っていて、グラウンドに整備するよりは、簡単ではないとは思いますが、やりやすかったりすれば、そちらのほうに建設するお考えは、将来のことなんですけれども、ないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） いいアイデアをいただきましたので、その辺も含めまして検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 検討していただくということなのですが、やはり子供は成長しますし、プレーしている選手は、今現在でもおります。検討というお言葉いただきましたので、どれくらいの間検討されるのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 担当課としては、もちろんすぐにもつけたいという気持ちはあるんですが、全体の財源だったり、あとスポーツ施設も今後いろいろな修繕だったり、そういったものもございますので、我々のほうとしては要求していく側として提案をしていきたい。その中の1つの項目として、庁内で議論を進めていきたいと思っております。

時期については、ちょっと具体的にはいつというふうなことはお答えできませんが、検討していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、2点目に移ります。

現在、先ほど道の答弁で、ほぼ毎日、サッカースタジアム以外は清掃はしているということでした。しかしながら、サッカースタジアムも使用が終わった都度清掃していると。トイレ自体は、そこまではほかの観光施設のように、汚くて絶対入りたくないというような感じではないことは、私も実際使っていて分かっております。しかしながら、アクアリーナ以外の施設には、ハンドソープに関しては設置する予定はない。なぜ設置する予定がないのか。そして、なぜ今まで置いていなかったのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 必要がないという意味ではないんですが、一番は盗難ですね。

そういった購入費用が持っていかれてしまうというのがございます。当然それは、なくなれば設置するということであれば、補助していかなきゃない、そういった予算も当然置かなければならないということが一番大きい部分になります。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） アイデアはなかったんですかね。アクアリーナにはハンドソープが置いてあって、ワイヤーでつながっていたり、もしくは、私も結構息子たちのサッカーの試合で、いろいろな、ほかの市町村の、村は行ってないですね、市町のお手洗いに行くんですけども、しっかり何々施設とマジックでバーンと大きく書いてあって置いてあります。もしくは、昔ながらの緑の、役場庁舎内のトイレもそうですけれども、緑のハンドソープのあの液体、もう既

につながっているものがしっかりと設置されていたりという場所がほぼです。

ハンドソープが全くないというのは、恐らく私がいろいろ行ってきた中で、スポーツ施設の中で、泥を触ったり、いろいろなものを触ったりする施設にもかかわらず、子供たちには「手洗い、うがいしっかりしましょうね」と言っているにもかかわらず置いていないと。ちょっと矛盾しているのではないかなというところなんです、それを踏まえた上で、どうお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） そうですね。うまく盗難防止等も含めて考えてはいかなければならないと思うんですけども、ただ、やはり町全体屋外の、さっき熊谷議員さんのほうの回答にも、建設課の関連でありましたけれども、こういったのをある程度整備していかなきゃないと思っているんですね。そういう点で、今後、町の中でそういう設置のルールについても協議していきながら、当然、予算が絡むものでございますので、そういったことも検討を進めていきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） ハンドソープは何百万もしないかなと思います。やはり、ここの役場の庁舎のお手洗いにも緑のハンドソープがあるのと、漁協の女性部の方からもらったハンドソープがどちらも設置してあると。役場庁舎内はそうなのに、子供たちが使うスポーツ施設には置いていない。

この間、1件なんですけれども、サッカーの練習の前に子供が下りてきて犬のふんを踏んでしまったと、シューズ。それからボールにもついてしまった。それを洗っていたんですね、素手で。素手で洗って、ゆめクラブのところの外の水道の蛇口を借りて洗っていたんです。トイレに行って手を洗いました。しかしながら、ハンドソープがないんですよ。犬のふんを洗ったこの手で2時間練習しなければいけないと。私、車に消毒液があったのでそれをシュッシュュとかけて練習をさせましたが、それがいい環境というふうに思われるのでしょうか、教育長。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） その事象自体は、子供たちには適切ではないと思えます。その事象自体は。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） ですね、適切ではない。それで、ハンドソープがやはりお金がかかると

いうふうには言われていますけれども、何にお金をかけなければいけないか考えていただいて、次の同じところの質問なんですけれども、野球場のところの臭い、そちらに関して再質問させていただきます。

雨水ますのところに、側溝に落ち葉等々が入ってしまっていて臭いが発生しているということで、今お伺いしましたけれども、そのところは、臭いがするたびに清掃するのか、どんなスパンで、どのようにそれを解消していくのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） その場所に関しては、どうしてもたまりやすいというんですか、後ろが斜面になっていて、過去にそういうことをやったかどうかまでは確認をしていないんですけれども、一般的には、こういった場合は高圧洗浄ということで、そういう業者に頼んでやっていますので、今回、そういったことを今、見積り等を徴取をしております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、第2スポーツ広場に関しても、その他のスポーツ施設のお手洗いに関しても、やはり、このコロナ禍で十分に皆さん手を洗うという習慣ができましたので、そのところは、やはり同じように、役場庁舎だったり、学校だったり、公民館はすばらしいきれいなトイレがあつて、しっかりハンドソープも置いてありますので、町全体、観光施設も含めてしっかりとハンドソープを置いていただけるように願っております。

ある県の知事がトイレに関しておっしゃったんですね。埼玉県知事、平成29年なんですけれども。トイレは、観光地やその地域の印象に大きく影響いたしますとおっしゃっています。あるトイレの業者が、トイレ製造メーカーが、訪日された外国人なんですけれども、アンケートを調査したところ、その中で、旅行前に宿泊施設に期待していたことは、これは宿泊施設なんですけれども、スポーツをやる人も、やはりそういったお手洗いだったり、そういう施設に「きれいかな」と、特に応援に行く保護者もなんですけれども、そういうことを考えたりします。そのときに、外国人の結果が、1位が接客、2位が驚いたことにトイレだったんですね。食事や客室などの項目を大きく引き離れた結果となっているようです。

なので、やはりトイレというのは、生きていく中でやはり利用する、必ず誰しもが利用する場所ですので、そういったこともやはり考慮に入れて、これからの施設管理をしていくことを望んで、次の質問に移ります。

2問目のプリマスとの交流事業についてになります。

私も、もう30年以上プリマスとの交流に関わっております。町のホームページから、姉妹都

市プリマスとの交流の歴史というものを見つけて、いろいろ見させていただきました。私は、1992年7月の第1回プリマス青少年訪問団6名受け入れた中の1人を私の家でホームステイさせまして、してもらって、その次に、私が中三のときにプリマスに行っております。

その後に、1993年の7月にも受入れをして、1993年の9月に、大人の方、昔は女性の翼海外研修で10名をプリマス町に派遣しております。こちらは、見ると1回だけの事業だったんですね。そこのところを考えると、子供たちのことは、後でもう一回再質問させていただくんですが、やはり交流となると、子供だけではなくて、やはりその子供たちを育てている保護者だったり、祖父母だったりというところの交流も大事になってくると考えるんですが、そういった事業を今後、今回の事業の反省点だったり、改善点だったりを見て、やるお考えはないのか、まず1点目お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） これまでの交流、議員さん見ていただいたとおり、町のホームページに姉妹都市の交流の軌跡ということで載せさせていただいております。

ちょっと提携の同意とかにも関連するんですけども、そもそも姉妹都市締結を結んだ経緯には、2つの地域社会の経済、教育、文化、スポーツ等を通じての交流というところから姉妹都市の締結を始めております。今お話のあった女性の翼ほか産業視察団、375周年の文化交流、女性の交流、ジャパンウィーク、スポーツの交流等々、様々やっております。

ただ、そこまでやった中で、これからの姉妹都市の交流の中で、まずどれに重きを置くかというところを、過去の経験と反省から、青少年をまずはしっかり交流させていこうということで、今現在は青少年の人たちの交流がメインになっております。併せて公式訪問団になっていきます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そういった経緯で、青少年のほうに力を入れていくということで十分に理解しました。私は、最初に結んだとき、赤間今雄町長が町長だった際に、プリマスの都市行政委員会委員のアルバ・C・トンプソンさんと署名で締結ということで、今おっしゃったように、私たち2つの地域社会は、経済、教育、文化、スポーツ等を通じて交流をしていくということなんですけれども、ここの中で、教育は今現在行っております。しかしながら経済、文化、スポーツというところが、最近、今年度だけではなくて、ここ数年、どこに行ってしまったのかなというのが印象なんですけれども、そのところは、町として大きく姉妹都市事業を掲げている上で、3つはどこに行ってしまったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） こちらの経済、教育、文化、スポーツと先ほどもお答えさせていただきましたが、産業視察団については、経済で1991年に交流しております。そのときの反省としまして、なかなか直接的な経済の交流は難しいというものが、この交流の答えとして出ております。それから教育は、今文化で、子供たちの交流等をメインで進めています。文化につきましては、1995年、375周年の吉田浜の獅子舞をあちらに派遣して実際に見てもらっています。それから、ジャパンウィークも1996年に行っております。その文化交流から、実は2020年に、プリマスへN a N a の文化交流を派遣しようと思っておりましたが、コロナの関係で行けなくなってしまったというのが結果です。

スポーツ交流につきましても、1999年に交流をしておりました。人数が、やはり種目によっては大人数になるということから、これについても、継続して次の種目というところが波及できなかったというのが現状です。ただ、今回の教育懇談会の中でも話が出たように、選ばれた人だけが行く交流から、もう少し違う視点の交流が必要ではないかということで、町長の答弁のほうにも入れておりました。説明させていただいております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 経済、文化、スポーツと、1回はやったときがあると。でも、これは私がプリマスに留学する随分前の1991年、その頃と、やはりいろいろ使える機器も違ったり、輸入輸出できるすべも大分簡単になっています。1991年といたら、本当に前ですよ。本当に前です。

私が最初に言ったのが1992年ですので、それが中学校3年生、91年、中学校2年生ですね、私まだ。その頃は、携帯も、パソコンも、SNSもない時代です。それを思うと、この1回ばかりで、ちょっとやるのは難しいよね。しかもそれ、多分、英語と日本語でやり取りしているので、私は英語をしゃべるんですけども、やはり通訳を介してやっているというのは、なかなか本当に思ったとおりのことを、ちょっと意思疎通できてないよねというのを、見ていて度々思うんですよ、やはり、通訳する人のレベルによって全く違うので。それを考えると、1991年1回きりで、そういうふうに同意してしまったことを、いつまでも、今2023年までずっと引きずっていくのはどうなんだろうかとこのところですけども、どうでしょう、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 確かに、そういった経済交流云々ということで、以前、漁業関係も含めて、議員団もプリマスを訪問しました。ただ、なかなかロブスターとかいろいろな部分の輸入

云々というのは、なかなか検疫とかいろいろなことで難しいと。それで、じゃあ産業交流というか、いろいろな交流で、まずはプリマスのもの、商材とかいろいろなものを紹介しようということで、国際村にミュージアムショップを設けて、プリマスの商品をできるだけ扱おうということでやりました。

ただ、いろいろな部分で、ロットとかいろいろな調整とか、あとはドル建て、円建ていろいろありますけれども、そういった部分でロットがまとまらないということで、あちらとしては、なかなか商売として成り立たないということで、正直、つながっていかなかったというのは現実でございます。

そして、あちらは年間観光客が250万から300万人訪れる、ある意味では松島的な部分の場所なんですけど、うちの町では、商店とかいろいろな部分でノベルティーとかいろいろな部分を販売できる場所も少なかったり、そういった意味で、なかなかあちらのほうの商材をというふうなことになりますと、成り立たなかったと。

あとは、クランベリーについても、何とかうちがそういったことをできないだろうかということで、販売とかということではできないだろうかということで、なかなか販売の、今のようなネット販売とかいろいろなあれもなかったものですから、そこからつながっていないというのが現実でございます。

そして、まずは、あちらのほうでも子供たちの交流を主体として、これからやはり、それをまず確立しようというふうなことで話をしてきた経緯がございます。それで、その後、そういった産業とか物の販売とか、いろいろな商材というふうな経済的なことまでは波及しなかったというのが現実です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） なかなか難しいというのは、私も重々承知しているつもりではありますけれども、何かのイベントのときだったり、この間もやはり400周年というイベントをやったときに、もう少しアイデアを絞り出して、もっとやはりプリマスのもの、行った人から借りるのではなくて、しっかりとそここのところ担当、例えば、プリマスノース高校だったり、プリマスサウス高校だったりというのも、チームTシャツだったり、やはりいろいろなものを取り扱っていたりというのがあるんですね。セツ浜国際交流協会のブースのほうで、私が持っている自前のものを飾ってみたりというふうなこともしたんですけども、やはり、見に来てくださる方が「こういうのあるんだね」というような声をいただいたり、なので、やはりそういったイベントで少しでも工夫をしてやっていく考えはなかったのかなと、やはりイベントを通し

て感じたんですけれども、いかがだったものなのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 当初ですけれども、プリマスハウスの中のレプリカの家具とか何とかは、プリマスで作ってもらって輸入をさせていただきました。それで、メイフラワー号についても、ぜひプリマスで造っていただいたり、そういったことで、何かお互いに交流をできないかと思ったんですが、造る職人がいないということで、あれはスミソニアン博物館に連絡をして、図面をいただいて、東京で作成させていただいたり、プリマスハウスとかに関しては、できるだけプリマスとそういったものを輸入して紹介しようということで、かなりの金額は使用したんですけれども、そこからなかなか続かないというのが現実でした。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） スポーツも、たしかサッカーの試合をやられたということで聞いております。もちろん、難しいというところがありますので、しかしながら、スポーツの交流というのはチームを招致する、チームに来町してもらおうというだけがスポーツではないというふうに考えております。

今年の先生たちのサミットで、学校単位、クラス単位での交流をというのが出たというんですけれども、長年、私のほうでも、それは前からやはりやったほうがいいのではないかとということで、町のほうにはお話、度々私が交流するたびにお伝えしてきたことではあります。

今回、子供たちの交流が、ホストファミリーのアンケートで、もう少しそういった時間が欲しいと。それも、私も聞いていた話で重々理解はしているんですが、今回の訪問は、やはり表敬訪問団と子供たちの訪問団というのは、あまりにも差があり過ぎたのではないかとというふうに感じております。

以前、表敬訪問団が来たときの宿泊施設は、たしか多賀城にあるホテルに宿泊されていたはずですが、でも、ここ何年かは、松島の恐らくすばらしい立派なホテルに宿泊させていただいて、そこで、お偉い方々が交流しているというように見受けられますというか、そういうふうにしていらっしゃるんですね。

なので、なぜそこでその違いが出てきたのか。場所、立地にしても、やはり先ほど体調管理面々、いろいろスケジュール管理をしていく上で難しかったとおっしゃっていたのではないですか。そうすると、やはり近場に泊まらせていただいて、いろいろ子供たちとの行動もより増えるのではないかと私は考えますけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 5年度の交流につきまして、お話しさせていただきます。

今回、VIPの方の宿泊施設につきましては、もちろん松島でした。ただ、役所の施設のパレス松洲を使わせていただきまして、料金的なものは、皆さんが個室にちゃんと入れるようにという対応がクリア、しっかりできること。あとそれから、日本国内でも三大名所地ということで、場所も立地がいいところということで、経費を工夫しながら対応したのが、パレス松洲です。食事面についても、お互いに、あちらのパレス松洲の方と調整しながら、食事とかも工夫してもらいながら対応したのが現状です。

それから、子供と大人の交流につきましては、やはり今回は4年ぶりの訪問ということで、まずは、しっかり教育懇談会を成功させること、それから、公式訪問の場では、町長と町のあちらの関係者、タウンマネジャーとかがしっかりお話しできる時間とかを確保することを目標に進めたものです。ですので、少し落ちついてきたら、やはり公式訪問団の方々にも子供の交流を見てもらうというのが一番重要だと思います。タウンマネジャーの言葉にも、実際にこちらに来て七ヶ浜と交流をしているのを見ると、ぜひプリマスに帰って、役員の人たちにもこの経験をさせたいというのが、直接メール等で連絡が来ておりますので、そういったところを引き続き工夫しながらやっていきたいというふうに考えております。私からは以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、今後の学校単位、クラス単位での交流ということに関して質問させていただきます。それから、将来的な留学というプログラムにおいても質問させていただきたいんですが、以前私、平成29年、私が議員になって最初の一般質問でプリマスとの交流に関して質問させていただきました。そのときに質問させていただいたのが、プリマス青少年訪問団の学期中の受入れをということで質問させていただきました。

その際、町長から、調整できれば可能であるということでしたので、そちらのほうは、やはり今回8月に訪問してもらって、本当に天候、暑くて、どこに行くにも本当に大変だったんですね。キャンプ場で交流をしたり、松島におのおの訪問に行ったりといったところで、やはりもう子供たちも、プリマスの子供も暑い、暑い、暑いと言って、やはり体力を奪われている。七ヶ浜の子供たちも、一緒に行くのにはつらかったと。アクアリーナに冷房がないので、そこでやはり活動するのも暑かったと。そういうことを考えると、時期として8月が最もよい時期なのかどうなのか、町としては、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まさに、直美議員さん言うとおり、それで、秋休みとかそういうことも、

以前できないかということで検討させていただきましたけれども、どうしても、学校の始まる時期云々がこちらとかち合わない。できれば、あちらから、プリマスから来ていただいたときも、学校の授業風景なんかはこちらで見たいだったり、我々が行く時も、あちらの学校、授業風景等を見てみたいとか、そういったことも提案をしたり、お互いにすり合わせはしたんですが、なかなかそういったことが折り合わなかったというのを私、聞いています。それで、どうしても夏休みというふうなことになっているんですね、そういう状況です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 今、秋休みとおっしゃったんですけれども、あちらスプリングブレイクというのがありまして、結構長いお休みなんですね。そのスプリングブレイクを使って、アメリカの生徒たちはメキシコのカンクンに遊びに行ったり、結構いろいろなところ、海外に行くのが主流となっています。

なので、スプリングランクだと、日本の春休みにたしかかぶらないのではないかなということもありますので、もしかぶっていなかったら学校に来てもらう、来校してもらって子供たちと交流をするというのがかなうと思います。

ただ、学校の日本の春休みとかぶっていたとしても、天候としては、いろいろ年度末年始と、もしかして大変な時期かもしれないんですけれども、天候としては、やはり8月の猛暑よりはいろいろと過ごしやすい、いろいろと実行できる時期かとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） もちろん、議員さんおっしゃるように、いろいろな時期でできないかというのは毎回検討しております。具体的には、一昨年、コロナのことで最終的に中止になってしまいましたが、秋休みにできないか、春休みにできないかなど模索した結果、中止になりました。

今年度、4年ぶりの交流で実際に達成したわけなんですけれども、同じように、秋休みで学校訪問、春休みでの学校訪問、私たちが行くときの訪問、そういうのも、できれば学校に行くのが一番いい、先生方の意見でもそういうのは多く出ています。ただ、実務で詰めていきますと、最終的にいろいろな課題があって、なかなかそのときの工程の中で解決できないことが多いため、今までは、最終的に8月での実施がほぼほぼです。

ただ、今後は、やはりZoomであったり、ほかのいろいろなものを使いながら、実際に学校の中での交流とかやり取り、そういったものを目指していく。さらには、町長答弁のほうにも入っていましたが、より多くの青少年に体験をさせるということが一番重要だと考えてお

ります。ですので、やはりこれからの交流というものは、どれがいいのかというのをしっかり考えないといけない時期、コロナ、為替、世界情勢、いろいろなことを考えなくてはいけないというところにつながってくるかと思えます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 今の、検討はしてくださっていたということで、前もそれは伺っております。なので、検討はした、実現はしなかったではなくて、やはり、いい方向にできるものを見つけてほしいなど、方法を見つけてほしいなど、長年私も関わってきてそういうふう感じております。

1点なんですけれども、生徒児童に、やはり関わっている生徒児童は、ほぼ同じなんです、残念ながら。これが、プリマスで七ヶ浜に来たいという生徒がすごく増えたときがあったんですよね。それがマエスタス教育長はじめ先生方が、このプログラムに関してマエスタス教育長はもう引退されていますけれども、2016年の姉妹都市に行ったときの報告書の中で、ちょっと私が書いていたものなんですけれども、このプログラムに関して一人でも多くの生徒に参加してほしいと動いてくださっていました。

残念ながら、七ヶ浜では、そのときなんですけれども、チラシを1枚配布するだけで終わってしまっているような印象をそのときは受けていたんですね。それから、町側では町民には伝えているというふうに恐らく思っていたんだと思うんですけれどもというのを、私のほうでこちらの反省文というか、ほうに書いております。

2016年よりは、大分先生方もプリマスという姉妹都市に関して理解を深めて、自ら授業をしたいというふうに声を上げてくださっている先生方もいらっしゃいます。しかしながら、町のほうから、そういったものを借りようとしたら、借りて授業できなかつたとお聞きしたことがあったんですけれども、実際に私一緒に行ってお話しさせていただいたときがありますよね、その後には、どのようなものを貸して、どのような授業を行われているのか。そして、それを生徒全員、児童全員、小中どちらもなんですけれども、どうやって多くの生徒児童にそれを教えているのか、どういうふうにしているのかということをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） こちらの青少年の交流のほうについて、今議員さんのほうから、2016年にこういった提案をして、子供たちの多くの交流というのが進もうとしていたのは、私のほうでも把握しております。ただ、七ヶ浜からプリマスのほうに、コンスタントに子供たちが行きたいと言っていたのかという過去のことなんですけれども、2000年、2002年、その当

時は15名募集とかすると、かなり多くの方が募集して、ぜひプリマスと交流したいというのがありました。

その後、2006年、8年、10年ですと、2010年では、ぜひプリマスに派遣行きませんか、青少年の交流しませんかと言ったときには、応募者がゼロでした。その後に震災があり、その震災後からは、また御礼の形とか、プリマスとの交流という形で、少しずつ戻っているのが現状です。

学校のことに关しましても、教育懇談会がやっと5回目です。その5回目に来て、学校の先生方から、より強く、多くの子供たちと交流させたい、学校の中に取り入れたいという意見が出てきましたので、これについては、また引き続き実現できるように、前に進む方向で検討していきたいと考えています。

授業についても、学校の中の何かの単元で、姉妹都市という項目が出るのを国際村と教育委員会、そこを連携していきたいと考えています。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） では、学校側からそういったリクエスト、物を借りたいとか、こういったものをお借りして授業を受けたいという声があれば、そこはちゅうちょせずに、しっかりと貸し出すという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） そのとおりです。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、また戻るんですけれども、私の一般質問で、その他にしたのが長期留学というところを質問させていただいていました、このプリマス事業に関して。それが、グローバル人材育成の推進に当たり、留学はその国の言語、文化や習慣を実際に肌で感じ体験できる絶好の機会でもあり、いずれはプログラムに組み込むべきものと考えていると、町長の答弁にありました。

今後、プログラムの設立に向けて、プリマス町での受入れ体制をはじめ留学の期間や諸手続、費用負担等の課題を整理して、プリマス町と調整していく考えであるという答弁をいただいております。これは元年ですね。その後、どういった向こうとのやり取りで、このプログラムを推進しようとしていたのか、それとも、全く希望者がいなかったからやらなかったのか、そのところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これまでのいろいろな留学をした子供たちもいますけれども、あくまでもプリマスの民間の人たちの協力とか申出とか、いろいろな働きかけで留学ができませんでした。そして、今回やっと、あちらのタウンマネジャーが訪問団の1人として、プリマスの役所の方が、要は総務課長さんみたいな、来ていただきました。

私が訪問したときにも、その当時のプリマス市の総務課長さんを表敬訪問して、今後の留学とか、そういったものをもっと広げられないかということだったんですが、やはりあちらも行政的な部分の予算とか、いろいろなことがありまして難しく、これまで民間の人たちがいろいろと働きかけてやっていただいた。そのパイオニアが直美さんでございますけれども、あの当時は、プリマスのほうでもいろいろな費用が、経費がかかるんだと、留学生が来たりすると。でも、それは何とかということで、当初無料で、あちらのほうで、たしか授業費とかも無料でさせていただきました。

その後、やはりそれだけいろいろな、保険とかいろいろなこともプリマス市のほうで負担しなければならぬんだというような話がありまして、何人目からは、年間の費用を負担してくださいというふうなことで、あとは9.11のテロもあって、なかなかその辺が詰められないままになってきて、あと9.11以降、子供たちが留学したいという子が一気にトーンダウンしてしまって、それが続かなかった。

ただ、やっとここに来て、あちらのタウンマネジャーが来てくれたということでは、私は、その辺が今後詳細を詰めていける何かのきっかけになるのではないかなと、腰を上げていただければというふうな思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 実際に短期留学でプリマスを訪問した学生の中で、長期留学をしたいと相談があり、実際に国際村のほうにお話をさせていただいたことがあります。そのときは、やはりやっていないのでできませんというお答えで、その方は、個人で高校を通して違う場所に留学されたということがありました。やはり短期留学をして、やはり長期留学をしたい、その後に英語を使って仕事をしたいというふうに思う子供は、やはり数名ですけれども実際にはいます。やはり短期留学した後の長期留学の受皿、それから、大学を卒業したときに町に戻ってきてほしいと私は思っているんですけれども、そのときに働く場所だったりというのが、やはりずっとつながっているというふうに感じます。

ですので、やはり民間業者で長期留学というところをやられている業者はたくさんありますので、やはり町だけでは難しいところもたくさんあると思います、今。私が留学したときとは

違うので。なので、やはり柔軟に、どうやったらそういった事業を起こせるのかというのを考えて動いていただきたいと思うんですけども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） ぜひ本当に、子供たちの体に財産をつけるというふうなことで留学を進めたいと思うんですが、いかんせん、私立の高校の方が留学して、あちらに1年行って帰ってきてもちょうと卒業できると。ところが、公立高校の生徒があちらに行って1年間留学した場合は留年せざるを得ないという、なかなかその辺が大きな壁になっています。ですから、そういったことも含めて、子供たちの留学に足かせにならないように、そういったことがクリアされれば、もっと留学する子が増えるのではないかなと思います。

また、受皿としてですけども、留学、1年間、プリマスの高校に入学した子が、今町の職員として勤めている子もいますし、プリマスに訪問した子供たちから成長して、うちの職員になっている方も結構いますので、そういったことでは、今後なおさらのこと、そういった留学する子が増えればいいなというふうな思いでございます。

これからやはり、対役所同士でお話が進められればいいですし、あとは、教育委員会部局も含めて、留年なのか、そのまま進級できるのか、そういったことも今後ちょっと相談をしてみたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 民間業者との連携についてもお伺いしたんですが、そのところはいかがでしょうか。（「民間業者」の声あり）留学あっせん、留学。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういったことも、さらに探れば、ぜひ調べたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 留学をしたい子供たちが業者に行って、そのところで契約しているところに留学できるというようなシステムもございますので、町独自、町単体でやると思うと、やはり難しいというところがありますので、やはり、そういったところを広く視野を広げていただいて、せつかく町の財産と、町がやはり表に推し進めている事業ですので、子供たちが利用しやすい事業を展開していただければなと思っているところでございます。

最後なんですけれども、やはり家庭環境において海外とのやり取りをしたい、自分たちもやはり行きたい、受入れをしたいとなったとき、やはり子供がやりたいだけではやれないプログラムだというふうに思います。そのところを、やはり誰一人取り残さないという観点で、そ

ういったところ、親の援助がなくても、親が受け入れるのは難しい、金銭的にも留学させるのは難しいとなったときに、どういった方法で、町は今後そういった子供たちを支援していくのか、町のお考えを最後にお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今、直接的な回答になるかどうか分かりませんが、ベストは実体験をする、本当に行くということですね。でも、幅広くという観点で、今ピンチとチャンスが公立学校には同時にあります。令和元年と令和5年、七ヶ浜町の学級数、（「すみません。議長、マイクもう少し近づいていただいて」の声あり）七ヶ浜町の学級数が、この5年間で36学級から25学級に減っています。そのうち、令和元年、3年未満の新任教員が1人、今、3年未満の新任教員が11人なんですね。これは何を意味するかというと、各学校が、学校で教員を育てなければいけないので、学校の体力が、とても今、そこに割いているということなんです。ただ、チャンスと言ったのは、学級数が少ないということで、クラス同士のZoomを使った姉妹クラスみたいなのは、向こうのプリマスの中学校と、こちらの中学校、あるいは小6同士で組みやすい。少なくなったことをチャンスにできるという意味では、そこにはあります。ただ、派遣するという点については、なかなか難しいところはあるだろうと、教育現場からは見えます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 今、議員さんのほうからは留学ということでの質問だったかと思うんですが、具体的に今年以降、6年度からの交流で直近に来るのは、訪問が来ると思います。そのときに、どういった解決策があるかというところで、現段階で我々のほうで考えているものは、円安で、今現在、令和4年度と比較すると倍以上の経費がかかります。百二、三十円が今150円、1ドルがそうになっているということもありますし、燃料が影響しております。そういった、直接訪問するものが経費がかかっている。それに対して、議員さんの今質問にもありました、家庭の環境がネックになって行けなくなるというのも、我々としては望んでいません。やはり、より多くの人に、この青少年交流を体験してもらおうということが一番重要だと思っております。

その解決策として、リモート交流で、教育長さんの話のあったリモート交流、あとそれから、直接の訪問については、もう少し制限をかけたものがあるのかとか、あとは補助金がかかる経費の50%では、毎回保護者の人も大変だ、今年高いから、安いからというのがあるので、そういった補助金の在り方とかもしっかり検討しなくてはならないという課題が今多くありま

す。その課題を、しっかり年内、年明けの予算編成に向けて、我々担当課のほうで今検討し、模索しているところです。現状として、私のほうから回答させていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、毎回決まった家庭だけが関わるのではなく、一人でも多くの、やはり家庭環境に左右されないように、児童生徒がやはり興味を持ったら交流できるというような環境をぜひつくっていただくということを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） これにて本日の一般質問を終了いたします。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日は、12月5日午前10時より再開いたします。

御苦労さまでした。

午後4時10分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年12月4日

七ヶ浜町議会議長

署名議員

署名議員

令和 5 年 12 月 5 日（火曜日）

第 2 回七ヶ浜町議会定例会 12 月会議会議録

（第 2 日目）

令和5年12月5日（火曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
水道事業所長	稲妻和久君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	菅井明子君

健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君
会計管理者	鈴木正実君
教育長	須藤清君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	遠藤裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木祐一君
同書記	鈴木一叶君

議事日程 第2号

令和5年12月5日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第58号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 4 議案第59号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第60号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第61号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 7 議案第62号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 8 議案第63号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 9 議案第64号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 議案第65号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第66号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 議案第67号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 議案第68号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 議案第69号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 議案第70号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 議案第71号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 7 議案第 7 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 7 3 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 7 4 号 七ヶ浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 7 5 号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 7 6 号 七ヶ浜町被害漁業者生活資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 日程第 2 2 議案第 7 7 号 道路占用料等条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 7 8 号 七ヶ浜町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 7 9 号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 8 0 号 公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 8 1 号 七ヶ浜健康スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 8 2 号 七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 8 3 号 七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 8 4 号 令和 5 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 0 議案第 8 5 号 令和 5 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 8 6 号 令和 5 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 8 7 号 令和 5 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 8 8 号 令和 5 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 4 陳情第 2 号 「物価及び原油価格高騰、製造及び物流等のコスト高、人材不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経済対策についての要望書」について
- 日程第 3 5 請願第 2 号 「現行の健康保険証を残すことを求める意見書を国にあげることを求める請願書」について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 58号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 4 議案第 59号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第 60号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第 61号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 7 議案第 62号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 8 議案第 63号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 9 議案第 64号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 10 議案第 65号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 11 議案第 66号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 12 議案第 67号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 13 議案第 68号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 14 議案第 69号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 15 議案第 70号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 16 議案第 71号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 72号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 73号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 74号 七ヶ浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 75号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 76号 七ヶ浜町被害漁業者生活資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 日程第 22 議案第 77号 道路占用料等条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 78号 七ヶ浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第79号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第80号 公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第81号 七ヶ浜健康スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第82号 七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第83号 七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定に
ついて
- 日程第29 議案第84号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第85号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第86号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第32 議案第87号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第88号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第34 陳情第 2号 「物価及び原油価格高騰、製造及び物流等のコスト高、人材
不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経
済対策についての要望書」について
- 日程第35 請願第 2号 「現行の健康保険証を残すことを求める意見書を国にあげる
ことを求める請願書」について

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

これより令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会12月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番鈴木恵子議員、7番佐藤直美議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

6番鈴木恵子議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔6番 鈴木恵子君 登壇〕

○6番（鈴木恵子君） 6番鈴木恵子です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて質問します。座らせていただきます。

質問は1問です。小中学校の女子トイレに生理用品の設置を求めるため、質問します。

（「議長」の声あり）

○12番（歌川 渡君） 今、議長は座って発言させていただきますと言ったときに拒否しなかったの、今の問いについてはどうなのでしょう。議長が否定しなかったの。

○議長（安倍敏彦君） 基本的には立っていただいて質問していただきます。（「そういうふうにしてください」の声あり）訂正いたします。すみません。

○6番（鈴木恵子君） それでは、立って質問します。

小中学校の女子トイレに生理用品の設置を求めることについて質問します。

七ヶ浜町の子供たちは、学校において英語をはじめタブレット端末利用など早期に取り組まれています。それと同様に、子供が健康的な生活を送り、発達段階に応じて健康的な意思決定を行うベースとして、身体に関する基礎的な知識を持っていることが望ましいと思われま

す。健やかに成長し、QOLを高めていくためには、身体教育の一つとして、女性の生理は自然の

ことで、トイレに生理用品を置くことは、トイレにトイレットペーパーがあることと同様、極めて当たり前のことと考えます。

現在、初潮年齢は低年齢傾向にあると言われていますが、以下を伺います。

第1点目、町内の小中学校の初潮開始及び生理の状況について現状はどうなのか。

2点目、生理について、保健室での利用状況及び内容はどのようになっているか。

3点目、子供の発達段階に応じた生理に関する教育をどのように位置づけ、進められているか。

4点目、小中学校の女子トイレに生理用品を設置する考えはないか。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、小中学校の女子トイレに生理用品の設置をについて回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 6番鈴木恵子議員の御質問、小中学校の女子トイレに生理用品の設置をの1点目、町内小中学校の初潮開始及び生理の状況について回答いたします。

このことについては、町内の養護教諭部会の調査によります。初潮開始は個人差はあるものの、早い児童では4年生、一般的には5年生から6年生と押さえています。また、生理指導の状況としては、小学校では、高学年の宿泊学習や修学旅行を機会として、その事前指導の中で、また学習指導要領に体系づけられている性教育の中で行い、指導後には児童と保護者対象の相談活動も行っています。中学校では、自分らしさと生理について指導し、まさに議員がおっしゃるとおり、生徒の心理状態も含めて状況を把握、指導しております。そのほか、小中とも生理での欠席や体育の見学などについて、担任等が把握できます。その中で、この子は今悩んでいないか等の相談にも応じている状況です。

次に2点目、生理について、保健室利用状況及び内容について回答いたします。

生理に関する保健室利用については、平均しますと、各学校とも月1人から2人、1回から2回程度の利用があります。内容については、生理用品の提供が、まず1点あります。それから、生理痛の児童生徒に対する保温用の湯たんぽの貸与や、生理用ショーツの提供も行っています。また、その際、ここでも生理のみならず、その機会を捉えて性に関する相談も行っています。

次に3点目、子供の発達段階に応じた生理に関する教育をどのように位置づけ、進められているかについて回答いたします。

現行の学習指導要領に基づき、小中学校9年間を通じて、学年の発達段階に応じ、教科、特別活動、道徳教育等の中で、教育活動全体を通じて性教育を行うものとしており、9年間の後、高校、大学も含め、将来社会人として、ジェンダーの自己認識と性を含むよりよい生き方を考えさせる指導を行っています。よって、生理に関しても、それ単体のみで扱うということではなく、例えば生理における女性ホルモンの心理的作用なども含めて、正しい知識を男子生徒、女子生徒ともに指導しています。

次に4点目、小中学校の女子トイレに生理用品を設置する考えはないかについて回答いたします。

女子トイレへの生理用品の設置については、これまでも一般質問されており、その都度、校長会、養護教諭部会、また各学校の話合いを通して検討してまいりました。その結果としましては、まず生理周期等も含めた自分の健康管理と準備を身につけさせることが、教育の目的である自立した女性につながる。2つ目は、生理の悩みや不安の把握ができ、相談の機会となる。3つ目の理由として、トイレに常設することによる衛生面での心配があるという教育原理と衛生面の観点から、設置はしないほうが良いという結論に至っています。よって、現在保健室に生理用品を設置する考えはございません。

なお、設置とは別に、性教育について民間企業から、昨年度、二市三町の5社から合同で、本町の小中学校に対し、合計700個の生理用品を寄贈いただき、今年度においても、同じく民間企業5社から合同で、小学校4年生から中学校1年生の女子児童生徒に対して、生理用品とおりのシート、生理に関する指導説明書が入った初潮セットというものを326セット寄贈していただいております。初潮セットについては、先ほど申しあげました性教育の指導の中で、教材として1人1セットずつ配付し、有効活用をさせていただいているところです。

以上、回答といたします。

○議長（安倍敏彦君） すみません、教育長。ちょっと確認なんですが、先ほど保健室に生理用品を置かないというふうな答弁でしたが、これはトイレでよろしかったでしょうか。

○教育長（須藤 清君） 昨日に続き、1点訂正いたします。女子トイレへの設置は考えておりません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） これは立って。（「立って」の声あり）

まず、第1点目についての再質問をします。

時々ですけれども、私登校時の見守り活動に参加して感じます。3歳頃は広場や公園で走り

回ったり動き回っていた子供たちが、今年は1年生になったんだ。そして、その子供たちが3年、4年と進む中で、あっという間に6年生になって、中学生になって、今は自転車で高校に通っている、そういう様子が見受けられるんですね。その成長には本当にこう目をみはるものがあります。我が子を見たときよりも全然違う目で見れます。

4年生からということ、初潮が早い子は4年生からということなんですが、大体文献によりますと、6年生で半分ぐらいの子供たちは、もう生理が始まっているということのようです。しかも何ていうのかな、小学生の頃は始まりなので、生理の周期とか非常に不規則ですし、予測はもとより自覚もなかなかできない。学校に行って気がついたら服が汚れていたという状況が見られるのは、この件数なんだろうねと思っています。要するに、朝うちを出るときには何でもなかったのに、学校で始まってしまったという子も結構あるんじゃないでしょうか。この場合、個別にということなんですが、そのキャッチの仕方というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） とてもいい観点から子供たちを見ていただいてありがとうございます。鈴木議員のおっしゃるような状況が起きることはあります。それに対しては、学校全職員、そこにはアンテナを張り巡らしているところで、むしろ子供がそこで困ってしまって、自らトイレに入って使い方、あるいはそれを例えばばらばらと落としてしまうとか、そのことのほうが先ほど言った衛生面であるとか、あと自分でそのことを先生方に伝えるとか、そういうことができないということのほうが、児童にとっては不利益ではないかというふうに思っています。

現状どうかといいますと、5年生や6年生の保護者懇談会、PTAの懇談会等、生理の話題は担任からなされます。また、御家庭でそのことを親子でよく話し合っている様子も伺っています。全家庭がそうだとは言いませんけれども、そういう中で気軽に保健室に来れる学校体制、これは校長の責任になりますけれども、学校全体でそれが言いやすい雰囲気づくりは進めているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 日頃の学校での取組、よろしくをお願いします。

それでは、第2点目の質問です。これは2022年3月の町議会会議録で、町長が全ての相談体制につなげたい。教育長は、やっぱりそのときもトイレに設置の考えはない。理由は、必要なときに保健室に行って、保健の先生からもらう。家庭でできない状況を把握し指導するため

す。それから2つ目は、使い方、処理の仕方が分からない子が多いので指導するためとありました。

でもこう、私の孫なんかもなんですけれども、4年生になるかならないうちに生理が始まったんですけれども、そのときの話で、何組の誰々ちゃんはもう生理が始まったんだって。〇〇ちゃんもだよとか、バツバツちゃんは今日ナプキン忘れたから、〇〇ちゃんに持っていると思うから借りることにしたんだって。そこには保健室の先生が出てこないのです。要するに、もう4年生の段階から子供同士の連絡網というか、把握されているんですね。誰ちゃんがいつから始まったとかというのが。そういうところで保健室に取りに行くということで、それでその背後にある家庭の状況を聞いて指導できるからという、この目線というのはいかにも上から目線なんですね。その姿勢というのは、子供たちって大人のそういう視線というのは子供たち敏感にキャッチします。だから、どういうふうにしたらいいかというのは、子供たちでいろいろ探るわけですね。生理用品が常にいつもトイレに行ったらあるとなったときに、例えばこのときはどうぞ相談しに来てくださいみたいなメモを入れながらやるほうが、もっと保健室を利用しやすい状況になるんじゃないですか。そして、しまった、落っこしちやっ、汚しちやっ、そのときもどうぞ保健室においてみたい感じの、すぐそこに行動できるような体制を引けるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今のことなんですけれども、先ほど学校体制全員でとちょっと私お話をしたと思うんですが、必ず生理のことイコール保健室の先生というラインで学校が動いているわけではなくて、まずやっぱり担任です。担任であったり、あるいはその子と親和性のある教員があらこちらにいますので、それは支援員さんや用務員さんに相談に来る子もいます。ですから、とにかく大切なのは、生理というものを、何ていうんでしょうかね、生理というものの認識をひそやかな、何かこう陰に隠れたようなものとして捉えるものではなくて、これは当たり前前の女性の発達だという、開かれた教育をしていく学校体制づくり、これがとても重要になっていると思います。

そうすると、今鈴木議員さんがおっしゃった子供たちの言葉ですね。それは保健室の中でのみなされるものではなくて、クラス内で担任がいるところで朝担任のところちょっと行って、先生ちょっと今日こうなっちゃったとか、忘れちゃったとか、こういうことが常態化する、そういう学校づくりを目指しているところです。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それも踏まえながら、第3点目の再質問です。

教育に子供の発達段階に応じた取組、とてもよく検討されているなどというふうに思います。自分自身を大切にする、そこが基本になり、自分を大切にするということは、相手も大切にできる力を持つことなんですよ。そして人間関係が形成される。何が大切か自分で意思決定する力を養う土台となることだと私もそれは思います。しかし、これだけネット情報がすさまじい状況の中で、どれを選ぶか本当に自分が関心のあることが、ちょっと触るとどーっと入ってくるような情報管理がされている状況の中で、簡単に入手できるんですね。もう私なんかよりも孫たちのほうがどンドンどンドン、はるかにスキルが上です。そうすると、何が自分にとって必要か、自分で決定せざるを得ない状況下に常にさらされている状況なんですよ。

実は、教育長が亦楽小学校で活躍した時代に、私の子供も汐見小学校で低学年でした。そして、その頃に帰ってきたら、これは今日学校で教えてもらったんだろうなというふうに思ったんですけども、娘が、上の子が、母さん、生理ってどのくらい出血するの、見せてって言われたんですよ。そのときに2日目ぐらいの生理ナプキンで、このくらいは出るんだよというね、ふーん、そっかと。そのとき自分で、それはこれから自分が起きる状況なんだなって多分自分の中に位置づけたんだと思うんですね。それから、年子で男の子は次の年だったと思うんですけども、おっ母、おっ母、俺さ、あしたから女の子の人を大切にするって帰ってきて、すごい感動して帰ってきたんですね。それだけ低学年できちんと科学的に、自分の体ということを知ること、次へのステップの本当に大事な取組なんだなということのを思いました。そして、亦楽小学校での公開授業にも私参加させていただいて、すごい取組をしているんだなということを感じて見させていただいたんですけども、そういった取組がやっぱりとても大事だと思います。そういう点で衛生的に、じゃあ次、4点目の再質問でいいでしょうか。（「はい」の声あり）

本題で取り上げるきっかけになったのは、9月に町に提出した学校給食の無償化の署名活動をしていた際、お母さん方から、ねえねえ、七ヶ浜もさ、多賀城市の小中学校と同じようにトイレにナプキン置いてよ、ぜひそれを実現してというふうに言われたんですよ。実現。待てよということで、ちょっとまず受け止めて、そして今回これを取り上げることにしたんですけども、松島町の中学校でも、昨年からは女子トイレに生理用品を設置しているということです。児童生徒が安心して学校で過ごせるようにすることが大事です。女性の生理が男の子もみんな分かる、当たり前のこと、ごく自然なことというふうに捉える教育を、そしてお互い大切にするという教育をやっているんだしたら、生理で困ったときに生理用品がトイレにあるというこ

と、月経について正しい理解をサポートすること、相談できる体制、空気づくりが、本当に私もそう思います。必要だと思います。ぜひトイレに生理用品を置くことは、生徒と先生の信頼関係を強めることにもつながるのではないのでしょうか。生理用品をトイレに設置しないというのは、そういう考えというところもなんですが、予算的な問題では、例えばトイレは、今小中学女子トイレは何か所ぐらいあるのでしょうか。4年生以上ですけれども。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 女子トイレの数については、今この場では回答できないという状況でございます。

以上です。（「教えないのか、分からないのか」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 再度、答弁をお願いします。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 現在資料を持ち合わせておりませんので、回答できないということでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 今回回答できないということで、ざっと簡単に、1つの学年で4つぐらいあるかなみたいな感じで、4つぐらい女子トイレはあるのかなというふうなところを計算すると、小学校4年生から中学校までで72、女子トイレがあるのかなというふうに大体推測したんです、私は。そうすると、大体1か所のトイレに3個置くとして、補充は大体週1回ぐらい補充をすれば間に合うかな、それを年間通してやると44週かなということで、そうすると大体9,504個ぐらい必要になってくるのかなというふうに、簡単にですよ、ざっとですけれどもね。そうすると、大体生理用品40個2パック入りなんですけれども、ネットで調べたら325円だということで、大体年間、女子トイレに生理用品を置く値段は7万7,220円ぐらいの予算が必要になってくるかな。ですから、施設を造る、何千万円とか、4,000万円とか、そんな金じゃないんです。大体もう7万円か8万円ぐらいの予算があれば、きちんと置ける。それでも企業から、きちんとこう置かれているので、そういう点からすると、ぜひトイレに生理用品を置くということ、安心して使える、そして衛生的には汚しちゃった、汚したら汚したでいいですよ。だって仕方がないことで、でもそれをきちんとと言える雰囲気づくりを学校側でつくっていただきながら、男の子も女の子も、女の子の生理ってこうなんだよ、こうやって大人になっていくんだよということをお互いに認め合う環境をつくってほしいなというふうに思います。

そして……すみません、ちょっとごめんなさい。教育基本法の第1条にも、教育は人格の完

成を目指し、平和で民主的な国家、社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。そして、教育の機会均等、学校教育の第6条の2項で、学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならないというふうに、それをまさしく実践されていることと思いますが、その一つのスキルとして、トイレ、当たり前のこと、トイレに生理ナプキンを置くということについて、ぜひ前向きに検討していただければいいなというふうに希望します。ということで。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 2点、答弁いたします。

まず1点目、生理の貧困というのは、2015年のNGO、世界女性会議の中で、カンボジアの農村地域の女性にこの商品が届かないというところで始まった問題です。日本でもその後、一定の層にそういう方々がいるという報告がなされていますけれども、今日本で一番問題になっているのは、関係性の中における生理の認識です。つまり、男の子も女の子も同じように、人生を通じて男女の豊かな関係を築く。今議員さんおっしゃったとおりのこと、そのことのほうが日本は遅れている。日本の生理の貧困といった場合には、我々はそれを指しています。なので、今私は鈴木議員さんの言葉の中に、すごい親子の会話の実況中継の中に、どの家庭もそうなればいいなと思いました。なので、今後、今もやっておりますけれども、今後も、1点目は、やはり家庭の中で生理について、自由、オープンに話せるお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんの関係づくりがこれは必要だろう。それについては促していきたいと思います。

2点目は、学校全体の中で、さっきから繰り返しておりますけれども、そういうことについて話しやすい、人権的な意識と、人としてお前どうなのやというところの感覚が高い学校集団、学級集団づくりをしてまいります。

3点目は、子供自身が正しい知識をしっかり学習で身につけて、それによって例えばからかいであるとか、あいつ生理になったんだとやとか、昔ありましたけれどもね。そういうことは絶対許さない。これもいじめに入りますので、そういうことを学校として進めてまいりたいと思います。教育基本法第1条の認識は全く鈴木議員さんと私は同じです。

○議長（安倍敏彦君） 教育長、生理用品を設置するかしないかというところです。

○教育長（須藤 清君） なので、しません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） ちょっとなので設置しませんというところではがくっと来たんですけれ

ども、ぜひ設置するように、衛生面ではそんなに問題、みんなパックされていますから問題にならないと思いますし、1週間に1回見回りをすれば、大分クリアできるんじゃないかなと思うので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

10時45分から再開いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、10番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔10番 遠藤喜二君 登壇〕

○10番（遠藤喜二君） 議長より一般質問通告書の許可が出ましたので、発言させていただきます。

質問の前に、一言ちょっとよろしいでしょうか。今回、第22回宮城ふるさとCM大賞ですか、七ヶ浜が大賞を取られたことは喜ばしいこととあります。1年間に120回の放映がなされますので、町のPRにもなると思います。今回はダーツということで、Shall we DanceじゃなくてDartsでしたが、結構見応えもあると思いますね、あの短時間の中で。そういうことで、おめでとうございます。

では、早速質問に入らせていただきます。質問は2問です。

町内の交通標識・路面標示・速度表示等について。

まず、先般11月15日に汐見台郵便局から県道に出る場所の危険度を鑑み、町防災対策室と区長、地元区長との立会いの下、消えがかった路面標示と停止表示板等の取付け協議に関して立会いをされたと思います。特にこれだけではなくて、12年前の東日本大震災以降、津波に遭った箇所の表示板が一切更新されていない。まず、それがまず一つ問題ですね。

そしてまた、汐見台縦断道も砂山の公園前の県道、通称大代線というのかどうか分かりませんが、大代街道というのか分かりませんが、最高速度40キロ制限なんです。七ヶ浜全体を昔あった標語「ゆっくり走ろう狭いニッポン」じゃないですけども、今後町が出しているその逍遙の道づくり、これにもやっぱり関係はすると思うんですね。ゆったりとした散策、それも踏まえて。そして七ヶ浜は広く見える道路でも40キロ以上出せないという、運

転者にもう認識していただくよう、交通標識や路面標示、速度表示を行うよう、警察署や町交通安全協会に働きかける考えはないかをお尋ねいたします。

第2問、花渚浜地区町営住宅のごみ集積所に水道の蛇口の設置についてです。

これまでごみ集積所の水道設置に関しては、3回、4回と町長、また町のほうにお願いはしてきましたが、ことごとく私は負けてきました。ただ、今回最後の質問だと思いますから、これに関しては。安心安全で健康的な生活を送るためのごみ集積所への水道栓設置の請願書を今回集めました。それで先般、町長、副町長、総務課長、あと担当課長立会いの下、一応お願いは申し上げましたが、使うに当たって、住民の総意の下、基本料金と使用料をもちろん払いますと。そういうことで代表世話人さんのほうから書面の作成とか、あとは回覧の仕方とかそういうのを相談されまして、一応書面を作って10月15日に回覧していただきました。そのときの書面というか、要望書の書き方とか、そういうのはこういうやつで、私の手作りですけども、こういうやつで町民の方に、住民の方に回しました。それで、ほとんどの方から署名はいただきました。それで結局、ここまではいいんですけども、あとは町の考えが健康でついの住みかとか、の方がほとんどだと思うんですよ。災害公営住宅ですから。それを最後のついの住みかにできるよう、安心安全で過ごせるよう、町のほうでどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、町内の交通標識・路面標示・速度表示等について。第2問、花渚浜地区町営住宅ごみ収集所に水道栓設置についての回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、10番遠藤議員の1問目の御質問、町内の交通標識・路面標示・速度表示等についてお答えをさせていただきます。

まず、遠藤議員も御存じのとおり、道路交通の規制に関する標識及び道路標示は町での設置は認めておらず、公安委員会の管轄でございまして、県道の道路管理者は宮城県となります。東日本大震災以降、速度表示が改善されていない県道、主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線の菖蒲田浜から花渚浜の区間への速度制限標識、道路標示につきましては、以前より御指摘があり、町としても塩釜警察署交通課、さらに宮城県町村会を經由しまして、宮城県に設置要望を行っているところであり、設置されるまで今後も要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、道路交通の最高速度については、塩釜警察署に確認したところ、道路構造令及び交通

規制基準等にのっとり決められているとのことであります。また、決定されている制限速度を変更するのは容易なことではないとの回答がされておりました。

今後の方向性について検討が必要なものと思いますので、まずは最高速度が50キロになっている部分については、そういった経緯などを調べて、妥当性の確認をさせていただきたいと考えております。

また、自動車運転者の運転マナーが問題になっているところでございますので、交通安全協会七ヶ浜支部や塩釜警察署などと、ドライバーのマナーや安全運転の向上に対し、より一層啓発活動に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に2問目の御質問、花浜地区町営住宅ごみ集積所に水道栓設置についてお答えをさせていただきます。

県内の公営住宅では、外水栓が設けてある住宅については、近隣の二市三町にも確認したところ、ごみ集積所の水栓はございませんでしたが、仙台市のほうでは一部設置されているところもあるようでございます。

御質問のごみ集積所の水道栓の設置については、11月29日、花浜地区町営住宅入居者の皆さんより、町へ設置要望書が提出されたところであります。ごみ集積所については、町営住宅の共用部分でもあり、入居者の皆さんで清掃をいただいているところでありますので、水道栓の設置については維持管理方法、もしくは水道栓設置以外の方法も含め、詳細について入居世話人の方々と話し合いをしまして、詳細を詰めてまいりたいと考えております。

以上を質問への回答とさせていただきます。（「質問終わった感じだな、早すぎる」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 何かうれしい回答もらったような感じで質問を終わりますと言いたいんですけども、ちょっと続けさせていただきます。

七ヶ浜弁でほつつくってありますよね。わかりますか、皆さん。そうそうそう、それが多分逍遙の意味につながると思うんですよ。自由気ままにあちこちをぶらついて歩くこと、これが逍遙ですよね。当てもなくぶらぶらして、何でしたっけ、山下 清さんみたいな放浪じゃなくて、気の向くまま気分展開やリフレッシュをするために、リフレッシュを兼ねて歩くのが逍遙だと。

だからこの逍遙を、町が今後逍遙の道づくりをアピールするのであれば、じゃあ速度もゆっくり走ろう七ヶ浜じゃないですけども、やっぱり公安委員会なり県なりに要望して、七ヶ浜

に入ったらもう40キロ以上ないんだと、やっぱりそういうふうになんかこうつくるべきだと思うんですよ。例えば汐見台の縦貫道なんかは、50キロになっています。ところが大代に入ると40キロ。あの広い街道でさえ40キロですよ。あの2車線の。七ヶ浜50キロ、60キロ必要ですか。まして菖蒲田、花渕なんか、夜中ですか、もう80、90で吹っ飛ばして歩きますから、だからそれこそ監視カメラをつけていただきたい感じですよ。爆音鳴らしながら、私たちが若いときはそういうこともあったかもしれません。でもやっぱり今の人たちはちょっと度が過ぎるというか、加減が分からないというか、ちょっとひどいんですよね。教育の悪さか、教育の荒廃かは分かりませんが、親のしつけも悪いんだと思いますけれども。

だからこの逍遙の道づくりに対して、この町は、七ヶ浜はやっぱり道路標識にしても低速というか、そういうのをやっぱりしてもらいたいんですよね。だから、町長とあと防対さんのほうでいろいろ県とか警察とか動いてはいただいているとは思いますが、さらにやっぱり強く要望という形で上げていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） さらに強く要望してまいりたいと思います。ですから、七ヶ浜縦断線が50キロになった経緯がちょっと我々も正直分からないんです。外輪を迂回する県道は40キロと。ただ、これは道路を設計する際のことをちょっと申しますと、あそこの縦断線、あとは県道もなんですが、何種何級という種類、道路種別がありまして、要は3種3級で設計されていると思うんですけれども、その3種3級というのは、交通量に応じて道路の幅員とかが決まってくるんですね。そして、恐らく七ヶ浜縦断線、町道なんですけれども、両サイドに歩道があることとか、幅員とか、あとはそういった意味で設計速度が何キロで設計しているかというのはあると思うんですけれども、3種3級だと60キロか50キロか40キロか、3パターンから設定することになるんですね。設計する際は、道路の設計です。そして、恐らく縦断線はクロソイドカーブを使っていますので、そういった意味での視距とかいろんな部分を含めて50キロに設定したのが、これは町で設定したものではなくて、恐らく設計速度は60キロで設計していると思うんですけれども、50キロに設定した経緯が、ちょっとその辺は公安委員会に聞いてみなきゃ分からないんですが、それで同じ3種3級でも県道のほうは40キロということで、歩行者の安全とかいろんなことを踏まえれば、とにかく低速で走るのはあれなんですけれども、できるだけ早く効率よく交通量を流すという設定になると、そういった区間に応じては設計速度を50キロとか、そういった意味ではあるんですが、ただ、七ヶ浜縦断線も整備した代ヶ崎の手前までは50キロで、そこからまた40キロ、ただちょっとその道路の幅員性を考えるとちょっとどう

なのかなということで、その辺は聞いてまいりたいと思いますし、遠藤議員さんおっしゃるとおり、やっぱり七ヶ浜辺りは40キロくらいで設定するのが一番妥当なのかなと私も思うところでございます。

ただ、そういった形で、公安委員会でそういった表示をされるんですけども、以前交通渋滞というか縦断線、今そんなに渋滞はあれなんですけど、大分渋滞するときに、できるだけ早く、もう以前30キロとか町内の設定速度があったんですけども、そういったものをもっと上げてもいいんじゃないかとか、あとは道路とか歩道とか、いろんな路側帯とかがあるところについては、ある程度設計速度を勘案して、できるだけ町外に吐き出すための設定をしてもいいんじゃないかというふうなお話もあったことは事実なんです。

ただ、今回のやつについては、やっぱり逍遙じゃないですけども、幹線道路については40キロ、あとはサブ幹線については30キロとかそういった設定で、歩行者の安全をベースにした設定がいいのではないかなということで、さらにそういったことを要望といいますか、してまいりたいと思います。あと速度表示の設定とか標識の設置とか、そういったこともさらに要望してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） その3種3級というんですか、ちょっと私内容勉強不足なので、帰ったら勉強しますが、あの牛生街道でさえ、片側2車線で歩道も2メートル以上あって、40キロですよ。ところが汐見台の七ヶ浜の縦断道ですか、道幅なんか狭くて道路もちょっと今凸凹かなりしていますけれども、あそこで50キロというのが不思議でならないんですね。だって謡地区ありますよね。松ヶ浜の謡、あそこであの幅広いところで30キロですよ。それだったら、その割合からしたら、逆に縦断道なんていうのは25キロか20キロですよ。割合からすれば。そういうのを公安委員会がどのように決めるのか、それだってやっぱり町としてもきちんと把握すべきだと思うんですね。逍遙の道づくりに関して、今後、まずそういうのもあるので、やっぱり町のほうもやっぱり県なり公安委員会なりに、さらに要望を出すことを希望して、1問目を終わらせていただきます。ちょっと中途半端な質問になりましたけれども。

次、2問目なんですけれども、先ほど入居世話人さんと話を詰めるということなんですけれども、詰めるということは、前向きに捉えてよろしいのでしょうか。それともただ話を詰めるだけで、その後は進まないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その件については、単純にごみ集積所への水道栓の設置ということじゃ

なくて、遠藤議員さんおっしゃるとおり、いろんな汚れたところ等云々となると、今よく、何ですか、ハイワッシャーでありますよね。（「高圧洗浄」の声あり）高圧洗浄。ポリタンクで持って行って、携帯で高圧洗浄でやったりするというので、恐らく階段の汚れであったりいろんなところも必要なのかなど。だから、単純に水道栓、ごみ集積所のところの水道栓でいいんですかというふうなことも含めて、前向きには考えたいと。

それで、ごみ集積所だけの話じゃなくて、できれば水道栓は花壇に水をやるとかそういったときに必要だというふうなことで、厳密に言えば、ごみ集積所だけの例えば洗浄とかとなったとき、下水道への対応はどうかとか、排水はどうかとかいろいろなことがあります。皆さん今協力していただいて、ごみの集積所はできるだけ水分を切った形で、こう出していただいていますので、そういったことはどうかというふうなことも含めて、一番はごみ集積所の近くにそういう水道栓があれば一番便利だとは思いますが、そういったことも含めて詳細を今後どういった形がいいんですかということ、世話人さんとかと詰めてまいりたいということで、前向きの発言でございますので。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） あくまでもごみ集積所というのは、シャッターなりドアなりついていて、いたずら防止にもなるだろうということなんですけれども、やっぱり一番は美観なんですね。もう2年ぐらい前というか、3年前からもうアプローチにはカビが生えて黒くなって小汚いというか、そんな感じが多いんですよ。特に高齢者が多い、地区名出しちゃうと怒られるかもしれないですけども、代々崎なんかは階段なんかはすごいですね、汚れが。一度行ったときクモの巣とか、ちょっと取ったのもありますけれども、やっぱり高齢者になると掃除もできなくなりますから、ましてや自分のところから水道を持って行ってなんていうのは絶対できませんよ。

だからやっぱり町の財産ですから、あくまでも。幾ら住宅供給公社にその管理を委託したとしても、町の財産なんです。町の財産に我々は、私を含めて入っているわけですよ。やっぱり自分の家と一緒にですから、きれいなところで清潔な生活、安全安心な生活をしたいわけですよ。だから先ほど町長が言われたように、我々もその美観、一番は。ほかの方が例えば視察に来て何だこの住宅、汚いぞと。そしたら町の恥なんです。我々の恥じゃないんです。頭に立つ町長の恥なんです。何でこういう汚いところに住まわせているんだと。不衛生なところに住まわせているんだと。そうするとやっぱり町長の恥になるので、そのところはやっぱり考えて、前向きによろしく頼むというとおかしいんですけども、頼むと一般質問にならないものです

から、前向きに検討じゃなくて、実施に向けてやっていただきたいと。

それと、今花渚だけじゃなくて菖蒲田浜地区のほうも、先週世話人さんと会いまして、一応花渚の要領で書類ですか、要望書を作ってくれということで一応提出してきました。そして、今週か来週あたり世話人さんが集まって説明会をします。それであと全住人、全部の住人さんに一応集めて、水道設置をします、要望書を出すということで、一応話は代表世話人さんとあと区長さん、代表区長さんを含めて話はしてきました。菖蒲田は3か所集積所があるんですけども、やっぱり離れた平地というか結構多いものですから、あそこもやっぱり目立つんですね。（「遠藤議員、花渚地区にまとめていただきたいと思います。議題外ですから。十分伝わったと思います」の声あり）伝わっています。

ですから、やっぱり今議長から指摘を受けましたので、町営住宅全部、花渚を含めてほかの町営住宅も含めて、やっぱり美観、衛生面、そういうのを考えて、やっぱり実施に向けて努力していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ちょっと予定より早かったですね。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

午前11時09分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第3 議案第58号 農業委員会の委員の任命について

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、議案第58号農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

この際、熊谷明美議員の一身上に関する議題ですので、熊谷明美議員の退場を求めます。

〔8番 熊谷明美君 退場〕

○議長（安倍敏彦君） 当局の説明を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第58号農業委員会の委員の任命について御説明をさせていただきます。

初めに、農業委員会の委員の任期につきましては、農業委員会等に関する法律第10条第1項

の規定により3年となっており、現委員の皆さんが令和6年1月28日をもって任期満了を迎えることから、新たに農業委員会の委員を任命する必要があるため、議会の同意を求めるものでございます。また、新たな任期は令和6年1月29日から令和9年1月28日までの3年間となります。

御提案申しあげました熊谷明美さんは、現在、町議会議員及び遠山地区顧問として御活躍をされており、地域活動や自治活動にも積極的な方でございます。また、平成30年1月から現在まで、農業委員会委員を2期務められており、地域からも信頼も厚いことから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案について、先例に倣い討論を省略し、採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。

よって、議案第58号農業委員会の委員の任命については、これに同意することに決しました。
暫時そのままお待ちください。

〔8番 熊谷明美君 入場〕

日程第4 議案第59号 農業委員会の委員の任命について

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第59号農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

この際、佐藤壮一議員の一身上に関する議題ですので、佐藤壮一議員の退場を求めます。

〔9番 佐藤壮一君 退場〕

○議長（安倍敏彦君） 当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 議案第59号農業委員会の委員の任命について説明をさせていただきます。

御提案申しあげました佐藤壮一さんは、現在、町議会議員及び町の認定農業者として御活躍をされており、過去には七ヶ浜土地改良区の副理事長、仙台農業協同組合理事を、長きにわたり務められた方であります。また、平成27年1月から現在まで、農業委員会委員を3期務められており、地域においても約9年間消防団員として活動されるなど、地域や農業者からの信頼も

厚く、農業に精通していることから農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案について、先例に倣い討論を省略し、採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。

よって、議案第59号農業委員会の委員の任命については、これに同意することに決しました。
暫時そのままお待ちください。

〔9番 佐藤壮一君 入場〕

日程第 5 議案第60号 農業委員会の委員の任命について

日程第 6 議案第61号 農業委員会の委員の任命について

日程第 7 議案第62号 農業委員会の委員の任命について

日程第 8 議案第63号 農業委員会の委員の任命について

日程第 9 議案第64号 農業委員会の委員の任命について

日程第10 議案第65号 農業委員会の委員の任命について

日程第11 議案第66号 農業委員会の委員の任命について

日程第12 議案第67号 農業委員会の委員の任命について

日程第13 議案第68号 農業委員会の委員の任命について

日程第14 議案第69号 農業委員会の委員の任命について

日程第15 議案第70号 農業委員会の委員の任命について

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第5、議案第60号から日程第15、議案第70号までは関連が
ございますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第60号から議案第70号までの農業委員会の委員の任命に
ついて、一括して提案理由を申し上げます。

議案第60号の渡辺 弘さんは、現在、七ヶ浜農泊推進協議会会長、七ヶ浜土地改良区理事を

務められている方でございます。平成10年に就農されてから現在まで、25年以上の長きにわたり農業者として御活躍されており、東日本大震災以降は、ルバーブを中心とした西洋野菜の地域特産化に精力的に取り組まれるなど、本町の農業振興に多大な貢献をされております。農業に精通し、農業に関する広い識見を有していることから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第61号の岩本松治さんは、平成14年から現在まで、農業委員会委員を7期務められ、令和3年1月から農業委員会の会長職務代理者を務められております。地域活動にも積極的に、消防団員として28年間、防犯協会として33年間活動されており、現在も町の認定農業者として御活躍されている方でございます。地域や農業者からの信頼も厚く、農業にも精通し、かつ広い識見を有していることから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものでございます。

次に、議案第62号の渡邊勇一郎さんは、令和3年1月から現在まで、農業委員会委員を1期務められております。また、平成22年4月から現在まで、東宮浜農事実行組合長として御活躍されており、七ヶ浜土地改良区総代を10年以上務められるなど、地域、そして農業者からの信頼が厚い方でございます。引き続き、本町の農業の発展に寄与していただけるものと考え、御提案するものでございます。

次に、議案第63号の渡邊留四郎さんは、平成27年1月から現在まで、農業委員会委員を3期務められております。現在も菖蒲田浜農事実行組合長、七ヶ浜町広域協定運営委員会会長、農事組合法人ファーム七ヶ浜理事として御活躍されている方でございます。また、地域においては、消防団員として24年間活動され、分団長も務められるなど、周りからの人望も厚く、本町の農業に精通していることから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第64号の佐藤一郎さんは、平成30年1月から現在まで、農業委員会委員を2期務められております。昭和44年4月の就農から現在まで、会社勤めの傍ら農業に従事されている方です。平成元年4月に代々崎浜農事実行組合の組合員となり、平成29年4月から平成31年3月までの2年間、同組合の組合長を務められました。また、現在も交通安全協会の活動を通じて地域貢献されており、その功績により交通安全功労の表彰を受けるなど、誠実な人柄で地域からの信頼も厚く、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第65号の星辰男さんは、平成30年1月から現在まで、農業委員会委員を2期務められております。現在も七ヶ浜土地改良区水利調整委員委員長、松ヶ浜農事実行組合長、七

ヶ浜町広域協定運営委員会副会長、七ヶ浜土地改良区理事など、農業関連団体の委員等を複数務められ、町の認定農業者としても御活躍されている方でございます。令和4年4月から、町交通安全協会松ヶ浜分会長に就任されるなど、地域からの信頼も厚いことから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第66号の鈴木克也さんは、株式会社旅館麻屋の代表取締役を務めながら、町の認定農業者としても御活躍されている方でありました。令和4年2月に農業経営を承継され、同年12月に町の認定農業者として農業経営の改善に積極的に取り組み、地域の中心的担い手として水稻及び野菜の耕作等を行っております。現在は、七ヶ浜町広域協定運営委員会の中田地区代表、松ヶ浜実行組合班長、稲作部会の監査役を務められております。今般、農業委員会委員候補者として、地区の実行組合から推薦されるなど、地域の農業者からの信頼も厚く、今後の農業発展に寄与していただけるものと考え、御提案するものであります。

次に、議案第67号の我妻卓郎さんは、平成30年1月から現在まで、農業委員会委員を2期務められております。家族で経営する農業者としては、法人を除いて、町内で最も耕作面積が広く、農業経営をされております。また、令和4年6月から仙台農業協同組合理事を務められるなど、本町における農業の将来を担う方であり、農事組合法人ファーム七ヶ浜の組合員としても現在御活躍されているところでございます。農業に精通していることから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第68号の佐藤太郎さんは、農業委員会委員を平成16年6月から現在まで、7期務められ、平成26年12月から現在まで、8年以上にわたり会長職を務められております。平成14年7月から平成28年6月までの14年間、仙台農業協同組合理事を務められ、平成27年1月に設立した農事組合法人ファーム七ヶ浜の代表理事として御活躍されている方でございます。農業に関する豊富な経験と知識を有し、農業者からの信頼も厚いことから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第69号の相澤久明さんは、現在、町の環境美化推進員の副会長として御活躍されているほか、地区の老人クラブ監査役などを務めるなど、地域からも信頼のある方でありました。また、実行組合活動や地域活動に積極的な方であり、地区実行組合より農業委員会委員候補者として推薦を受けております。地域や農業者からの信頼が厚く、今後の本町の農業の発展に寄与していただけるものと考え、御提案するものであります。

次に、議案第70号の三島知恵子さんは、現在、七ヶ浜町婦人会副会長を務められております。昭和46年の就農以来、50年以上の長きにわたり、町内の女性農業者として御活躍されている方

であります。また、笹山地区評議員や地区役員も務めるなど、地域活動に積極的な方であり、地区実行組合から農業委員会委員候補者として推薦を受けております。農業に精通しており、地域や農業者からの信頼も厚いことから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

以上、一括して御提案申し上げましたが、御同意賜り賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより議案第60号から70号まで、一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより議案第60号から70号まで、先例に倣い討論を省略し、一括して採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議案第60号から70号までの農業委員会の委員の任命については、これに同意することに決しました。

日程第16 議案第71号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第16、議案第71号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、議案第71号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は14ページをお開きください。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の職員についても同様の扱いとするものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明したいと思います。

議案参考資料の14ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、第1条、職員の給与に関する条例の一部改正となります。

同条例の第19条第2項につきましては、職員の期末手当の額についてとなります。12月に支給する場合の率を、改正前の100分の120から、改正後100分の125とする規定になります。

続きまして、第3項では、定年前再任用短時間勤務職員について、前項の規定の読替え部分

の改正となります。同じく期末手当を12月に支給する場合の率を、100分の70とする規定になります。

次に、15ページを御覧いただきたいと思います。

同条例第20条第2項第1号につきましては、定年前提再任用短時間勤務職員以外の勤勉手当の額についてとなります。12月に支給する場合の率は、改正前の100分の100から、改正後100分の105とする規定になります。同項第2号につきましては、定年前提再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額となります。12月に支給する場合の率は、改正前の100分の47.5から、改正後100分の50とする規定となります。

16ページになります。16ページ目は第4条関係で、給料表を改めるものであります。

資料につきましては、飛びまして、21ページ目を御覧いただければと思います。

こちら第2条、職員の給与に関する条例の一部改正となります。

第19条第2項につきましては、職員の期末手当の額についてとなります。こちらは先ほども期末手当の部分で触れさせていただきましたが、来年度に関する部分となります。6月、12月に支給する場合ともに100分の122.5とする規定となります。

第3項では、定年前提再任用短時間勤務職員について、前項の規定の読替え部分の改正となります。同じく6月、12月に支給される場合の率を、ともに100分の68.75とする規定となります。

同条例第20条第2項第1号につきましては、定年前提再任用短時間勤務職員以外の勤勉手当の額についてとなります。6月、12月ともに支給する場合の率を、100分の102.5とする規定になります。

資料は22ページに移ります。

同項第2号につきましては、定年前提再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額についてとなります。6月、12月に支給する場合の率を、ともに100分の48.75とする規定となります。

23ページにお移りください。

第3条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

第6条は、特定任期付職員の給料表を改めるものであります。

次に、24ページを御覧ください。

同条例第8条第3項については、特定任期付職員に対する期末手当の率の改正となります。12月に支給する場合の率は、改正前の100分の165から、改正後100分の175とする規定になります。

資料25ページに移ります。

第4条につきましても、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

第8条第3項で、特定任期付職員に対する期末手当の率の改正となります。6月、12月に支給される場合の率を、100分の170とする規定になります。

議案書20ページにお戻りください。

施行期日につきまして、公布の日から施行となりますが、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日からの施行となります。第1条及び第3条は、令和5年4月1日から適用となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3点ほど質問させていただきます。

今回の改定は、「1問ずつ」の声あり）それぞれで1問ずつ、3点。職員と一般職の任用、再任用の期末及び任用の勤勉手当等の改定であります。そこで、まず一般職の任用職員について伺いたいと思います。

勤勉手当についてであります。この議案に関わる地方自治法の改正はいつされたのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 少々お待ちください。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 改正期日を記した資料をちょっと今持ち合わせていなかったの、確認の上もう一度提示させてよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ次に移ります。それに関連して、この勤勉手当、再任用職員に、これについては、後で提案される期末手当については遡及ということになるかと思うんですけども、この勤勉手当については遡及の対象に今回ならないような雰囲気ですので、これを遡及してはならないというような、各自治法の改定の中で明記されているのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 勤勉手当につきましても、今回6月は既に支給しておりますので、100分の100という形で出ておりますが、今回の改正で100分の105に改正し、来年度以降も同じ率になるようになっておりますので、遡及というよりは12月分で上がった分を全て見ているということになります。

以上となります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 続きまして、議案書の15ページ等々の別表第1、行政職給与表等々について質問させていただきます。

当然、正規職員の給与及びこの任用職員の給与の改定、増額であります。そこで伺いたいと思います。例えば号俸、それぞれ号俸1の1級、2級、3級、取りあえず、あと任用職員のそれぞれの1級、2級、3級の増額金額と増額率について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） ただいまの質問になりますが、あくまでも平均ということになってしまいますが、平均は国の人事院の勧告に基づいたものに鑑みておりますので、平均で1級で5.2%ほどになります。これを金額のほうに直しますと、当町では1級の5号俸が高卒の初任給になりますので、ここがこの給料表で見ますと、改正前が15万4,600円、改正後が16万6,600円で、昇給が約1万2,000円ほど上がっていると。対しまして大卒ですと、この比較でいくと1級の25号俸が大卒になりますので、18万5,200円から19万6,200円に上がることで、差分1万800円のプラスという形になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 任用職員のことについては説明されませんでしたけれども、今説明があったように、正規職員の場合ですと、1級、2級、3級等々も平均的に5%強の上昇率であります。ところが、再任用職員については、0.5%の上昇率であります。その点から見ると、やはり再任用職員の位置づけそのものが一定の期間、その業務の中で必要とされた人の中に、特別任用職員と一般的な職員がいるかと思うんですけれども、そういう点では、いわゆる業務の内容が類似しているものに対する支給の上昇率にしては、格差があるのではないかなというふうに見受けられるんですけれども、そのこのところの町独自の、国に準拠した人事院勧告に準じた施策を基に、町独自の人件費の底上げというものを図る考えはなかったのか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 歌川議員御指摘のとおり、同じ業務等々の中での給与の格差というところだと思います。現在のところ、うちの町のほうでは、人事院に基づく勧告、こちらを鑑みて適用させているところではあります。そのような課題があるということも重々認識しているところであります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第71号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

期末手当の支給規定と遡及での支給については評価するものであります。勤勉手当等々についても、一定の評価するものであります。しかし、任用職員の給与引上げ率が、正規職員の引上げ率から照らし不十分であります。先ほども質問の中で質疑させていただきました。同職場で同類の仕事量でありながら、このような格差があってはならない。特に住民の勤労者に対する模範的組織になるべき役場の給与体系について、あってはならない姿勢だと思えます。

そういうことから、給与の引上げ、任用職員の、求める立場から、本条例に対し反対するものであります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありますか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

議案第71号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例は、人事院勧告及び国における法改正に鑑み改正しようとするものであり、本町の職員についても、日頃の御努力を評価することとともに、人事院勧告に基づき同様の扱いとすることが適切と評価するものから、賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了します。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 賛成者起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第72号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第17、議案第72号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、議案第72号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は、21ページをお開きください。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の特別職の職員で常勤のものの期末手当についても同様の扱いとするものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明いたします。

資料の26ページ目をお開きいただければと思います。

まず、第1条は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例となります。

同条例第4条第1項において、支給する場合の率、こちらを100分の175と規定しております。

資料27ページにお移りいただければと思います。

第2条では、同じく第4条第1項において、支給する場合の率を100分の170とする規定となります。

議案書22ページ目にお戻りいただければと思います。

施行期日につきまして、公布の日から施行となりますが、第2条が令和6年4月1日から施行、第1条が令和5年12月1日より適用となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第73号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第18、議案第73号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） では、議案第73号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は23ページをお開きください。

提案理由は、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の議会議員の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明いたします。

資料は28ページを御覧ください。

まず第1条は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例となります。

同条例第5条第3項において、支給する場合の率を100分の175とする規定になります。

資料は29ページをお開きいただければと思います。

第2条では、同じく第5条第3項において、支給する場合の率を100分の170とする規定になります。

議案書24ページにお戻りいただければと思います。

施行期日につきまして、公布の日から施行となりますが、施行期日につきまして、第2条が令和6年4月1日より施行、第1条は令和5年12月1日より適用となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第74号 七ヶ浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第19、議案第74号七ヶ浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、議案第74号七ヶ浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は25ページをお開きください。

提案理由は、地方自治法の一部改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員が勤勉手当の支給対象となることから、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明いたします。

資料は30ページを御覧ください。

まず第2条では、勤勉手当を追加しております。

18条第2項では、文言の整理となります。

続きまして、31ページを御覧ください。

31ページ、第90条が追加となります。（「19条」の声あり）失礼しました。第19条が追加となります。

第1項では、勤勉手当の支給対象となるものを規定しております。

第2項では、給与条例第20条勤勉手当に関する規定を準用することの規定となります。

第3項につきましても、同条例前条第3項及び第4項の規定が、給与条例第20条の規定を準用することの規定となります。

32ページ以降につきましても、第19条が追加されたことによる文言の整理ということになります。

議案書26ページにお戻りください。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第75号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第20、議案第75号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第75号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は27ページをお開きください。

提案理由は、地方税法の一部改正に伴い、被保険者が出産する際の産前産後期間の保険税の軽減措置を講じるものであります。

なお、このたびの地方税法の一部改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によるものであり、この制度改正により、産前産後期間における国保税を免除し、その免除相当額を国、県、そして市町村の一般会計で負担することとされたものであります。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

議案参考資料34ページを御覧ください。

第23条に新たに第3項を加える改正であります。同項は、出産する被保険者がいる場合に、当該出産被保険者に係る所得割額と均等割額について、産前産後期間に相当する分を年間の税額から減額する旨の規定であります。

減額の対象となる期間は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間に相当

する分となります。なお、多胎妊娠の場合にあっては、さらに2か月間を追加し、出産予定月の3か月前からの計6か月間に相当する分が減額の対象となります。

資料36ページを御覧ください。

こちらは、新たに第24条の3を加える改正であります。先ほどの第23条第3項の適用を受けようとする際の届出についての規定であります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書29ページを御覧ください。

附則第1項のとおり、この条例の施行期日は令和6年1月1日からとなります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ。ページ、28ページ。（「どちらの28」の声あり）議案書です。基本的には議案書、資料のときは資料と発言しますので。

23条に次の1項を加えるの中の3の（1）の中の表現を基に、附則1、施行期日、令和元年1月1日から施行するということと伺いたいと思います。（「令和6年」の声あり）令和6年。申し訳ありません。もとい、令和6年1月1日からということであります。

要するに、1月1日または1月中に生まれた方は、年度でいうと令和の何年度の何月から令和の6年度の何月までなのか。単児の場合。多児の場合は、令和5年度の何月から令和6年度の何月までなのか、事例として説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問いただいた件なんです、施行期日との兼ね合いで条例改正直後の適用、運用についてどうなるのかという御質問かと思いますが、よろしいでしょうか。

6年1月施行でございますので、6年1月に例えば出産という場合につきましては、先ほど御説明した制度の内容だと1か月前からカウントすると申し上げましたが、その場合は6年1月からの条例施行になりますので、出産月からカウントして、6年1月から3か月分、出産後2か月間までを免除対象とするものであります。生まれた月が1月の場合。年度をまたぐ場合なんです、便宜上3か月までの分で1回減額分を計算してから、翌年度にまたがる場合は、改めて翌年度の課税の中からの減免額を計算するというやり方になります。

今回1月から施行になりますので、対象になるのが11月出産の場合の方から、11月出産の場合の方で出産後2か月までが対象月になりますので、その場合は令和6年1月分の1か月分が減免の対象となります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第76号 七ヶ浜町被害漁業者生活資金貸付基金条例を廃止する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第21、議案第76号七ヶ浜町被害漁業者生活資金貸付基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） 議案第76号七ヶ浜町被害漁業者生活資金貸付基金条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、被害漁業者への貸付け等が完了したため、当該基金条例を廃止するものでございます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。

廃止に伴うものでありますが、これについては令和5年度決算報告でされると思いますが、現時点での貸付け総額、そして貸付け利用者数について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） 御質問の貸付け総額につきましては900万円でございます。件数については3件でございます。前年度の令和4年度中に全て返済完了という形となっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、

で、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第77号 道路占用料等条例等の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第22、議案第77号道路占用料等条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） それでは、議案第77号道路占用料等条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は33ページを御覧ください。

提案理由は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料等条例、都市公園条例、七ヶ浜町公共物管理条例、財産の交換、譲与等に関する条例の占用料等を改正するものです。

議案書34ページを御覧ください。

第1条、道路占用料等条例の一部改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料の38ページとなります。

第1条、道路占用料等条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御覧ください。

別表第2条関係の改正となります。

改正箇所の説明は省略させていただきますが、増額となる事案で1円から最大で280円になります。

議案書にお戻りください。議案書の38ページになります。

ページの中段、第2条、都市公園条例の一部改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料の46ページになります。

第2条、都市公園条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御覧ください。

別表第9条関係の(2)公園を占用する場合の使用料の改正となります。

改正箇所の個別説明は省略させていただきますが、増額となる事案で、1円から最大で280円の増額になります。

議案書にお戻りください。議案書の39ページからになります。

39ページの下第3条、七ヶ浜町公共物管理条例の一部改正内容につきましては、また別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料の50ページとなります。

第3条、七ヶ浜町公共物管理条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御覧ください。

別表第5条関係の改正となります。

改正箇所の個別説明は省略させていただきますが、こちらも増額となる事案で、1円から最大で280円の増額になります。

議案書にお戻りください。42ページです。議案書42ページ。

ページ中段の第4条、財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正内容につきましては、また別冊の参考資料に基づき説明いたします。

別冊の参考資料56ページとなります。

第4条、財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御覧ください。

別表第8条関係の改正となります。

改正箇所の個別説明は省略させていただきますが、こちらも増額となる事案で、1円から最大で280円になります。

議案書にお戻りください。議案書45ページ。

ページ下の附則につきましては、施行期日と次ページの46ページ、経過措置の規定となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長(安倍敏彦君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番(歌川 渡君) 4点ほど質問させていただきます。

まず第1点、ページ、33ページ。提案理由、道路法施行令の一部改正に伴い、という表現が明示されております。そこで、この施行令の一部改正年月日について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらは施行日が令和5年4月1日からとなっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということでありますが、当町については、ページの45ページ、令和6年4月1日からということで、1年遅れになったというか、延長したその理由について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 電力とかN T Tの主な占用期間が令和6年3月31日となっております、前の附則でも新たな占用の更新時期に合わせて改正するということですので、1年遅れても前の条例が施行されるために料金は変わらないと判断しておりました。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。1条から4条をまとめてで、一括でもよろしいですので、占用料の平均的引上げ率、先ほど金額が1円から280円という説明がありました。それぞれの平均的な引上げ率について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 占用物によって、それぞれ1円から280円ということですので、平均がなかなか取れないのが実情であります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 残念です。

次に移ります。この引上げ額による年額増額は幾らになるのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） まず道路の占用料を、こちらで6年のベースとなりましては、約102万円ほどの増額予定となっております。都市公園使用料、こちらのほうに関しましては1万9,079円の増額予定となっております。公共物使用料、こちらに関しましては4万4,035円の増額の予定となっております。財産の交換、譲与等の使用料、こちらに関しましては4万8,348円の増額を予定しております。

以上であります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） それぞれ先ほどの2点目の回答で、それぞれの条例上での引上げ率につ

いては承知しない、示唆していないということではありますが、国からのこの引上げ金額率について指示はされているのかどうか、示されているのかどうか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 引上げ率の指示ということはありません。あくまでも道路の施行令、そちらに載った改定となっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほどの説明ですと、今回の改定に伴う次年度からの公有財産の貸出し等々の収入は、約年間で110万円であります。これを必ずしも国の施策に従って徴収しなければならない制度になっているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 国の制度ではありませんが、国の制度を参考としております。

○議長（安倍敏彦君） 大丈夫ですか、4問目。（「終わります」の声あり）終わり。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 議案第77号道路占用料等条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの町職員給与等及び特別職等の報酬の引上げは、昨今の生活商品の物価高騰の中、当然の措置であることを認識し、評価するものであります。

しかし、今提案内容は、これを利用する団体及び個人が公共等施設を使用した場合に課せられる条例改正であります。団体及び個人の収入、収益等が必ずしも増収が見込まれている状況ではないとも考えられます。

そういう状況の下で、今回の引上げは時期尚早と思われるので反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和であります。

議案第77号道路占用料等条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例は、上位法の一部改正に伴う関係条例の改正であります。国の制度には必ず従う、賛同する必要はないという御回答はありましたが、本町の税収の確保、そして公平性の観点か

ら、法令との整合性を図るために必要な改正であることと判断し、賛成とします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 賛成起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 25 分から再開いたします。

午後 2 時 1 4 分 休憩

午後 2 時 2 5 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第 2 3 議案第 7 8 号 七ヶ浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第23、議案第78号七ヶ浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） それでは、議案第78号七ヶ浜町営住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は47ページを御覧ください。

提案理由は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料の64ページとなります。

七ヶ浜町営住宅条例、新旧対照表、入居者の資格の特例第6条の2項、第1項第5号の2の規定中の中で、配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定の次に、「又は第10条の2」を加え、「読み替えて」の部分を「これらの規定を」に改めるものです。

議案書にお戻りください。議案書48ページとなります。

附則となります。施行期日は令和6年4月1日からとなります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 1問のみ。なぜこれは町営住宅に限ってのあれなんですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） この法律の一部改正、保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化というようなことになっておりまして、禁止命令等の申立てをすることができ被害者の範囲、こういったものが拡充するもので、同居とかそういった部分に兼ね合いするものですので、住宅ということで町営住宅、こちらのほうを該当させております。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第79号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第24、議案第79号七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第79号七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の49ページを御覧ください。

七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等

の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、提案理由にもありますとおり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

別冊議案参考資料の65ページから66ページを御覧ください。

第35条第3項中、「同号に掲げる」から、「利用定員の総数と、」までを削り、67ページになります。第36条第3項の、第6条第2項中の次に、「特定教育・保育施設」から、「以下この項において同じ。と、」までを加え、同号、または同条第2号を、同条第1号または第2号に改め、13条第2項中の前に、「同号に掲げる」から、「利用定員の総数と、」までを加えるものです。

議案書の50ページにお戻りください。

附則にもありますとおり、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第79号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第80号 公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第25、議案第80号公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 議案第80号公民館条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は51ページを御覧ください。

本案は、令和6年度稼働予定の施設予約システムに向けて、施設使用料や設備器具使用料等の見直しを行うものです。

主な改正点としましては、施設使用料に複数の区分にまたがる料金の表記、設備器具使用料の一部廃止と施設使用料に含める変更、町外料金の廃止などです。

説明につきましては、議案参考資料にて説明を行います。

議案参考資料の69ページを御覧ください。

まず、第3条の改正は、使用許可の変更に関する規定について新たに追加するものです。

次に、別表の施設使用料の改正でございます。

料金表の区分に、新たに午前・午後、午後・夜間、時間外の区分を追加しました。施設ごとに1時間当たりの料金を定め、午前であれば3時間分、午後または夜間は4時間分の料金としております。1時間当たりの料金は、時間外料金と同様でございます。改正額については表のとおりでございます。

議案参考資料71ページを御覧ください。

別表中、集会室Aと集会室Bは、第1・2研修室と同様に一体的に使用していることから、集会室A・Bに改め、1部屋として扱います。

次に、設備器具使用料の改正になります。

まず、現在使用していない16ミリ映写機とビデオを削除し、放送・音響設備とピアノは、施設使用料に含めるため削除いたしました。また、陶芸窯は1回当たりの料金、こちら1日単位になりますが、に改正いたしました。

議案参考資料72ページを御覧ください。

冷暖房使用料は、施設使用料に含めるため削除いたしました。

次に、備考に記載されている主な改正です。

1は、町外料金の廃止に伴い削除。4は、時間外料金を別表に追加したことに伴う削除。5は、冷暖房使用料と施設使用料に含めることに伴う削除となります。

議案書にお戻りください。議案書のほうの53ページになります。

本条例の施行は、令和6年1月1日としております。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 5点について質問させていただきます。

まず第1点、今回の使用料金の引き上げる理由について、詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 料金表は確かに一部値上がりしている部分もございますが、説明のとおり空調設備、音響設備等の使用料が含まれますので、実際の支払いベースとしては減額になるというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 令和4年、5年度を基準として、令和4年度の年見込額についての試算を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 改正に伴うどのぐらい見込みということでございますか。

（「はい」の声あり）そういった見込みは立てておりませんが、恐らく稼働率にもよると思うんですが、全体的な使用料については減ってきますので、収入ベースとしては減ってくるというふうに見込んでおります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点目、前回の全員協議会での資料からの質問させていただきます。

先ほども説明もありました条例の改正の中で、申請期限等々について、これまで町内、町外3か月でありました。区分の理由について、改めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 申請期限については規則の改正もありますが、説明をさせていただいておりましたので、改めてこの場で説明をいたします。町内につきましては3か月前、町外については2か月前というふうに改正を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） その理由について伺ったので説明を求めたんですけども、なかったので改めて、今回の区分したことによって当然、町内の方が優先ということにならざるを得ない状況であります。そこで、この間、令和元年からでもいいですけども、これまで使用された個人、団体からの、そういう町内と町外の申請受付を分けてほしい、そういう意見、クレームは何件ぐらいあったのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） おっしゃったようなクレームは発生しないんですが、今後施設

予約システムを別な議案として計上させていただいておりますが、そちらによって利用が促進された際に、町内で定期的に利用されている方が、もしかすると町外の方が早めに申請される、3か月のままだった場合、そういうことが考えられるということで、いろいろこれは庁内でも議論させていただいたんですが、あと今回ちょっと公民館条例だけの話でございますが、スポーツ施設のほうもそういった統一させていただいて、町内の方が確実に使えることを優先したいという考えから、町内を3か月前、町外については2か月前という設定をさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今の質問の中で、具体的には令和元年度から5年度になりますけれども、そういう意見としてはなかったという状況の中で、何でしなきゃいけないのか、もしそういう規定をするのであれば、この6年度のシステムの導入、施設予約システムの導入の経過を見た中で、やはり町内の方が、やはり優先される状況をつくらないといけないのかなという判断をすべきではなかったのかなというふうに思いますけれども、そういう考えを持つまでには至らなく、担当課としての判断でしたということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） ちょっとスポーツ施設については、もともと町内1か月という短い期間だったので、申請期限ですね。公民館のほうはずっと3か月でやっておりました。町外の方がじゃあ3か月前から前もって申し込むかということ、本当に町外の方が早めに申し込むというのは非常に少ない状況です。ただ、今回施設予約システムを導入を目指しているわけなんですけど、それによって申請のスピードというんですかね、どんどん促進される可能性があるということなので、始めてから短くするというよりは、そういったの見込んだ形で、一応町内は3か月前、町外は2か月前というふうに設定をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（安倍敏彦君） 3問目に移ってください。終わりですか。4問目は。（「了解しました」の声あり）

ほかに御質問ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 議案第80号公民館条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

町外料金の設定の廃止、会議室や研修室での音響施設は別個に徴収しないなどの、一部使用者負担の軽減を図ったことについては評価するものでありますが、今当局の説明の中で、施設全体としては減額になるのではないかなという説明がありました。具体的な減額が示されない中での、このような一見未定の増額的な改正が見受けられる。そして、今後の増額の、要するに利用者の負担が懸念される状況から、この議案80号に対して反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

私は、議案第80号公民館条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

本条例改正案は、施設予約システムの導入に向けた公民館の施設使用料や設備器具使用料等の諸般の見直しを行うものであり、冷暖房使用料を含めた施設使用料の見直しなど、利用実態に合った利便性の向上が図られることから、賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第81号 七ヶ浜健康スポーツセンターの指定管理者の指定について

○議長（安倍敏彦君） 日程第26、議案第81号七ヶ浜健康スポーツセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） では、議案第81号七ヶ浜健康スポーツセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書は54ページをお開きください。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第4条の規定に基づき、七ヶ浜健康スポーツセンターの管理を行わせることが適当と認められるものとして、指定管理者の候補に選定した当該団体について、指定管理者として指定しようとするものになります。

それでは、議案参考資料74ページをお開きください。

74ページは、株式会社グラン・スポールの事業概要となります。

続きまして、75ページになります。

75ページから76ページは、評価委員会での評価となります。

続きまして、77ページになります。

こちらが選定委員会での候補の推薦内容となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第82号 七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について

○議長（安倍敏彦君） 日程第27、議案第82号七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） では、議案第82号七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書55ページをお開きください。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第4条の規定に基づき、七ヶ浜町スポーツ施設の管理を行わせることが適当と認められるものとして、指定管理者の候補に選定した当該団体について、指定管理者として指定しようとするものとなります。

それでは、議案参考資料78ページをお開きください。

78ページは、特定非営利活動法人アクアゆめクラブの事業概要となります。

続きまして、79ページをお開きいただければと思います。

79ページから80ページは、評価委員会での評価となります。

続きまして、81ページに移ります。

81から82ページは、選定委員会での候補者の推薦内容となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第83号 七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について

○議長（安倍敏彦君） 日程第28、議案第83号七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、議案第83号七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書は56ページをお開きいただければと思います。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第4条の規定に基づき、七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの管理を行わせることが適当と認められるものとして、指定管理者の候補に選定した当該団体について、指定管理者として指定するものとなります。

それでは、議案参考資料83ページをお開きください。

83ページは、社会福祉法人七ヶ浜町社会福祉協議会の事業概要となります。

続きまして、84ページをお開きください。

84、85ページは、評価委員会での評価となります。

続きまして、86ページに移ります。

86、87ページは、選定委員会での候補者の推薦内容となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第84号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第29、議案第84号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、議案第84号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

議案書の57ページをお開き願います。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8,590万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億7,350万8,000円に定めようとするものでございます。

第2条では、債務負担行為を補正するものであります。

議案書の61ページをお開き願います。

第2表は、債務負担行為の追加3件であります。

1つ目の公共施設清掃管理委託と、2つ目の電話交換機等リースにつきましては、現在契約している業者との契約期限が今年度末までとなっていることから、次の契約に向け準備期間となる今年度を含め、それぞれ複数年の契約を可能とするためのもので、限度額を清掃管理委託は6,500万円、電話交換機等リースは2,500万円とするものであります。

3つ目のふるさと納税業務支援事業については、限度額を寄附金額の50%以内に相当する金額、期間を令和5年度から令和6年度に設定するもので、ふるさと納税に係るサイト等の業務委託の契約期限が今年度末までとなっていることから、次の契約に向け手続を前年度から行えるようにするためのものがございます。

今回補正する主なものにつきましては、人件費の整理や物価高騰対応重点支援給付金支給事業、社会保障税番号制度システム整備事業、認定こども園等の施設型給付費補助金への追加、施設予約システム導入関係費用、町道整備工事への追加、小中学校換気対策、備品購入、七ヶ浜中学校第2グラウンド等拡張工事負担金などがございます。

それでは、歳入のほうから説明いたします。

64ページをお開き願います。

15款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金322万円は、障害者医療費負担金の増額補正で、更生医療給付費負担金の財源となるものであります。補助率については2分の1でございます。3節児童福祉費負担金2,317万5,000円は、認定こども園、幼稚園及び私立保育所の施設型給付費補助金に追加するもので、国からの公定価格、いわゆる基準額の増が示されたことによるものであります。

2目衛生費国庫負担金15万円は、未熟児養育医療費助成の財源として追加補正するものであります。

2項1目総務費国庫補助金1節の総務費補助金938万3,000円は、住民基本台帳等システム改修委託の財源として措置されるもので、補助率につきましては10分の10であります。2節企画費補助金の上段になりますが、1億1,100万円につきましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済支援における低所得世帯支援枠を追加的に拡大する支援事業の財源として交付されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯への支援給付金事業へ充てるものであります。その下になりますが、264万円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、各小中学校の空気清浄機購入事業の小中学校保健特別対策事業の補助裏分として措置されるものがございます。

2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金24万7,000円は、障害者自立支援給付審査支払等システム改修費用の財源として措置されるもので、補助率については2分の1であります。

2節児童福祉費補助金40万5,000円は、子ども・子育て支援交付金として、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善事業補助金の財源として手当てされるもので、補助率は3分の1であります。

3目衛生費国庫補助金26万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の人員費追加分の財源として措置されるもので、補助率につきましては10分の10であります。

5目教育費国庫補助金187万円は、小中学校保健特別対策事業費補助金として、各小中学校の空気清浄機購入費用へ充てるものであります。

16款1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金161万円は、国庫負担金と同様で更生医療給付費負担金の財源として追加補正するものであります。補助率につきましては4分の1となっております。3節児童福祉負担金830万6,000円は、認定こども園、幼稚園及び私立保育所の施設型給付費負担金について、これも国庫負担金同様、公定価格の増加が示されたことから追加するものであります。

2項2目民生費県補助金2節の児童福祉費補助金128万2,000円の減額の主な内訳につきましては、乳幼児医療費補助金39万3,000円については、医療扶助費増による追加、子ども・子育て支援交付金40万5,000円は、国庫補助金同様に放課後児童クラブ支援員等の処遇改善事業補助金の財源として措置されるもので、補助率については3分の1であります。また、施設型給付費等補助金210万7,000円の減額は、町内外の私立幼稚園、認定こども園に通う1号認定の園児数が当初見込みより減となったことによるものであります。

4目農林水産業費県補助金13万7,000円の減額は、こちらは各事業費がほぼ確定することから補正計上するものであります。

次ページ、66ページになります。

17款1項1目財産貸付収入348万7,000円は、普通財産の町有地貸付料の増により追加するものであります。

2項1目不動産売払収入748万1,000円は、町有地売払収入で、こちらは代々崎浜土地区画整理地区内の3筆分、代々崎地区の3筆分でございます。

19款2項9目被害漁業者生活資金貸付基金繰入金の1億2万3,000円は、基金条例廃止に伴い、全額を一般会計の収入として財政調整基金積立金の財源とするものであります。

21款4項3目雑入の1,391万2,000円は、職員研修受講助成金として、公益財団法人宮城県市町村振興協会より19万9,000円の追加と、丸森町派遣職員人件費の増による経費負担金1万2,000円の追加、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金1,368万1,000円は前年度の精算金、乳幼児身体発育調査受託料2万円は、国が実施します全国調査に伴う県との委託契約による受託料でございます。

続いて、歳出について説明いたします。

初めにですが、職員人件費と各施設の電気料への追加についてですが、まず職員の人件費については人事院勧告分と、それから人事異動等の未整理分の調整、電気料への追加については燃料価格高騰によるものでありますので、説明については省略させていただきます。ちなみになんですが、今回の補正での電気料への追加は、一般会計で882万1,000円となっております。

69ページをお開き願います。

まず中段になりますが、2款1項1目一般管理費18節負担金補助及び交付金の市町村自治振興センター寄宿舍利用負担金19万9,000円は、新規採用職員研修所宿泊費分を追加するものであります。

5目財産管理費18万8,000円につきましては、こちらは仙台トヨペット株式会社で地域貢献活動の一環として取り組んでいるパピヨングリーン基金というものがあまして、そちらのほうよりハイブリッドカー1台の寄附申出があったことから、登録諸費用等を計上するものでございます。

次ページ、70ページになります。

8目諸費64万4,000円は、防犯灯の修繕箇所の増により追加補正するものでございます。

10目財政調整基金費1億2万4,000円については、歳入でも説明しました被害漁業者生活資金貸付基金繰入金分を積み立てるものであります。

71ページになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料938万3,000については、戸籍法等の一部改正が国会で成立し、この法改正に対応するため、戸籍等に振り仮名を表記するなどの必要が生じることから、住民基本台帳等のシステムを改修するための委託料であります。

72ページをお開き願います。

6項1目企画総務費13節使用料及び賃借料19万8,000円は、現在ふるさと納税ポータルサイトの運営につきましては、2つの事業者と委託契約をしておりますが、利用者、寄附者の利便性の向上、それから新規寄附者獲得のため、ポータルサイトを追加するための使用料でございます。

次ページの4目七ヶ浜国際村運営費12節委託料の40万3,000円は、DX推進の一環としてオンラインによる施設予約システムを導入するための設定委託料でございます。なお、今回の補正予算に計上しております対応施設は、国際村のほか中央公民館、各スポーツ施設、アクアリーナ、学校施設となっておりますので、後の各施設の補正の内容説明については省かさせていただきます。

75ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費27節の繰出金137万7,000円と、3目になりますが、老人福祉費27節の繰出金117万円は、各特別会計の事務費、人件費等の一般会計負担分への追加でございます。

3目老人福祉費19節の扶助費44万円は、緊急通報システム設置申請者の増による追加であります。

次に、5目障害者福祉費12節委託料の49万5,000円は、来年度の障害福祉サービス等報酬改定に伴う対応として、システム改修を行うものであります。19節扶助費の644万円は、更生医療での手術費等の増加に伴い追加するものでございます。

76ページをお開きください。

11目物価高騰対応重点支援給付金支給事業費1億1,100万円は、歳入でも説明しましたが、国のデフレ完全脱却のための総合経済支援対策の一つで、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯に対しまして、1世帯当たり7万円を今年5月会議にて議決いただきました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金3万円の支給を受けていない住民税非課税世帯等の低所得世帯には10万円を給付するものでございます。物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対して1世帯当たり7万円を、そのほか、5月会議で議決いただきました支援給付金3万円の支給を受けていない住民税非課税世帯には10万円を給付するものです。給付金の総額につきましては、1億800万円。1,500世帯を予定しております。内訳につきましては、7万円が1,400世帯、10万円が100世帯となっております。なお、残りの300万円につきましては、事務費、人件費であります。

次ページの2項3目子ども医療費対策費334万1,000円は、受診件数の増加により、医療費助成金が不足することが見込まれることから追加するものであります。

次ページの78ページをお開き願います。

上段のほうにあります5目保育所費12節の委託料10万5,000円については、火災報知機の自動通報音声装置データ更新のため、機器交換を委託するものでございます。

8目放課後児童健全育成事業費121万8,000円は、放課後児童クラブ支援員等に対して、賃上げ効果を継続させるために補助を交付する処遇改善事業補助金であります。

次ページの11目教育・保育施設推進事業費4,802万1,000円は、認定こども園、幼稚園及び私立保育所の施設型給付費補助金への追加で、国から示された公定価格の引上げに伴うものであります。

80ページをお開き願います。

4款1項3目母子衛生費19節扶助費30万円は、今後さらに該当者が増えた場合に対応すべく、追加補正するものであります。

次ページの2項1目塵芥処理費の10節需用費のプラスチック資源周知用チラシ等印刷代34万1,000円は、東部衛生処理組合構成市町でのプラスチックごみ回収方法が来年度から変更となることから、その周知用チラシと分別パンフレットの印刷代であります。12節委託料248万9,000円は、回収する粗大ごみが増加したことから追加補正するものであります。

82ページをお開き願います。

6款1項3目農業振興費14万6,000円の減額と、4目農地費28万1,000円の減額は、今年度の事業がほぼ確定したことから整理するものであります。

84ページをお開き願います。

8款2項3目道路新設改良費の14節工事請負費の吉田花渕線防護柵設置工事502万4,000円は、当初なんですが、水路安全対策といたしまして防護柵設置工事で発注しておりましたが、当初は防護柵設置で発注しておりましたが、幼児が侵入する事案があったことから、既存側溝へのネットがけと蓋つきの側溝に変更するための増工分でございます。

8款4項5目公共下水道費の繰出金173万2,000円の減額は、事務費、人件費相当分でありませう。

9款1項2目非常備消防費の47万円は、新たに各男女2名が入団することから、消防団員用の作業服等購入代を追加補正するものでございます。各男女2名が入団することからの追加補正でございます。男女各2名です。

87ページのほうをお開き願います。

10款1項8目感染症流行下における学校教育活動体制整備事業528万円は、各小中学校が感染症の影響を抑えつつ、学校教育活動を継続できる環境を維持するために、国庫補助金を活用して換気対策用備品、空気清浄機を購入するものであります。空気清浄機の購入代でございます。なお、各学校への配置台数につきましては、普通学級分でございます、亦楽小学校が8台、松ヶ浜小学校が6台、汐見小学校が12台、七ヶ浜中学校が6台、向洋中学校が8台、これを合わせまして合計で40台となっております。

続いて、2項小学校費1目学校管理費の10節需用費の修繕料25万3,000円については、亦楽小学校理科室実験台3台の天板の張り替えを行うものでございます。

次ページ、88ページになります。

3項中学校費1目学校管理費の10節需用費の修繕料94万1,000円は、こちらは七ヶ浜中学校分です。内容につきましては理科室、それから視聴覚室のエアコンの不具合の修繕と、体育館の放送設備の修繕でございます。14節工事請負費674万2,000円の減額につきましては、こちらは向洋中学校でございます。向洋中学校の校内各所の時計と連動しております親時計が、経年劣化により機能していないため、更新する費用の追加があるものの、同じく向洋中学校の図書室改修工事の事業がほぼ確定したことによる減額が大きいことによるものでございます。18節負担金補助及び交付金4,000万円は、現在、七ヶ浜中学校第2グラウンド等の拡張工事を町内店舗造成工事による発生土を受け入れる形で、株式会社ユニホーが工事費用負担で施工中であります。拡張工事に際しまして、グラウンドのクレイ舗装、駐車場舗装整備等について、工事費、期間の観点から、一体的に行うことにより効率化を図り、その費用を町負担金とするものであります。なお、工事内容につきましては、クレイ舗装が約2,310平米、駐車場舗装工が車両約40台分の1,400平米、ネットフェンス工が約155メートル、側溝整備工が約150メートルなどとなっております。

89ページを御覧ください。

4項2目公民館費の10節需用費の修繕料39万円の追加は、生涯学習センター駐車場のLED照明灯1基の修繕と、正面玄関に設置しておりますモニターの改修、それから境山区花壇の修繕分でございます。

91ページをお開き願います。

5項3目健康スポーツセンター費10節需用費修繕料106万円は、アクアリーナの防火戸について、消防点検時に5台の閉鎖速度の不具合が指摘されたことから、修繕費を追加補正するものでございます。12節委託料のうち322万円については、アクアリーナの各種ポンプや海水の揚水、配管などが劣化していることから、こちらについては現況を調査した上で、改修に向け実施設計を委託するものでございます。14節工事請負費86万円は、現在4台あります給湯循環ポンプ2台に不具合があることから、更新工事を行うものであります。

4目学校給食費10節需用費のうち22万5,000円は、冷蔵庫と電気回転釜に劣化が見られることから、修繕料へ追加補正するものであります。14節工事請負費30万3,000円の減額は、学校給食センター除外処理施設改修工事の入札差金を減額するものであります。

最後になります。92ページを御覧ください。

11款1項1目公共施設災害復旧費100万円は、近年暴風等による倒木処理業務委託などが多くなっていることから、今後備えて追加の措置をしておくものでございます。

12款1項公債費につきましては、公債の元利償還金がほぼ確定したことから整理するものがあります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後3時35分から開催いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤直美議員。何問でしょうか。

○7番（佐藤直美君） 5問です。

○議長（安倍敏彦君） 3問お願いします。

○7番（佐藤直美君） まず1問目が、ページ、88ページの10款3項1目18節の負担金4,000万円に関してでございます。七ヶ浜中学校第2グラウンド等拡張工事負担金です。

こちら先ほど御説明いただきましたけれども、こちらのまず駐車場を整備するというのですが、全協でもお伺いしたんですけれども、これは一般の方々も駐車できるようにするのか、それとも七ヶ浜中学校関係者が駐車するための駐車場なのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） この駐車場につきましては、基本的には学校への来訪者に関する駐車場になると考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、ただいま周辺の駐車場を授業参観のときにお借りして止めたりとかということもしているかと思うんですけれども、そうしますと今後は、その駐車場が整備されれば送り迎えで使ったりとかということのも、中まで入ってきてそこを利用するのか等々は、どのように今後学校側と調整していくのかということをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 七ヶ浜中学校に保護者の方が来訪されて乗り降りということは、それは可能なことだというふうには思っております。あと近隣の学校、亦楽小学校で臨時的に使いたいとか、そういった要望があれば臨機応変に使わせていただくということで考えており

ます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、そういうふうに駐車場のこと等々も変更になるというか、増えるということもございますし、いろいろな工事も着々と進んでいくに当たって、全協では学校側には再三御説明はしているということですが、その詳細、こういうふうに駐車場が増えます、こんな工事をしますというのを関係者に、保護者生徒含め、そういった説明はするののかということと、あとはクレイ舗装としてグラウンド拡張ということで、草も将来的には、恐らくぼうぼう生えてくるかと思われまます。そういった草刈り費用ということ、作業も含めまして、そこの2点、どのように今後町として進めていくのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） すみません、最初の質問が……（「周知です」の声あり）周知ですね、保護者の周知。保護者の周知につきましては、ある程度出来上がった段階で、チラシ等でこういうふうになるというふうな周知でよろしいのかなというふうに思っております。

あと、草刈りとかの管理につきましては、全協でもう副町長が回答しているとおり、今後予算協議の中で、管理について協議がされていくものと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 2問目。

○7番（佐藤直美君） 施設予約システム全体に関して、委託料に関してお伺いいたします。

こちらそれぞれの各施設にオンラインで予約できるようにということですが、その委託内容、恐らく業者に委託してということですが、どの範囲まで考えているのか、この金額の中で、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 全体についてお答えさせていただきます。

今回は導入に向けて、まず契約してからになるんですけれども、各施設の設定が必要になります。使えるための設定が必要になります。施設予約システムというのがその契約、広報のほうでは用いているんですけれども、そこのほうに、そういった使えるような設定をさせていただくということです。あとは我々のほうの調整をして、町ならではの例えば、今日も条例のほうで議論させていただきましたが、3か月前とかそういった設定なんかもさせていただくのと、あとは利用研修を職員、あとは指定管理も使うこととなりますので、そういう研修等も含めて

やると。目標としましては、一応そういったのを2月ぐらいまでに終わらせて、3か月ぐらいからもう新年度の予約情報を入力していくというのは我々の作業になるんですけども、そういった一式をこの今回の設定業務委託の中に含めているというようなことでございます。

（「了解しました」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 3問終わった。（「次、3問目」の声あり）3問目。

○7番（佐藤直美君） 3問目になります。ページ、91ページになります。

10款5項3目の12節委託料322万円に関して、先ほどもろもろ御説明はあったんですけども、そちらの委託料の内容というか、もう一度御説明お願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 今回の内容につきましては、アクアリーナのほうにバーデゾーンってございまして、そちらのほうのポンプ関係が、いわゆる経年劣化によって、いろいろ不具合が出ています。これまでも何回か修理しているんですけども、それとは別の部分で出ております。今は一部使えていないところもあるんですけども、メインの部分は使えているんですけども、今後長寿命化に向けてどの辺まで直していくかというのを、まず現況調査をさせていただいた上で、それに基づいて実施設計を行うという委託費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） その調査をしている間は、利用者の方々は今までどおり、不具合なくというか不便なく、その施設を使えるようになるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 今回の調査期間中は、それで止めることはございませんので、実際工事やる際には、恐らく多分止めてやらなきゃないと思うんですけども、それは来年度以降にそういった、どういった直すかというのを決めた上で、また改めてお諮りさせていただきたいと思いますが、今年度中の止めるということは、止めることが必要な現況調査になったとしても休館日対応でさせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それに併せまして、その下の14の工事請負費ということで、こちらのポンプ更新工事86万円ということなんですけども、やはりアクアリーナは、どこかかしこか何かいつも直している印象がございましてというか、印象というか実際に直しています。ですので、こちらでも今回この86万円で修繕をして、今後そう修繕する必要はないということは言えないとは思

うんですけれども、あまりにもちょっと工事が多いということで、担当課としてはこれをどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） こちらのほうは、ちょっと先ほどのバーデとは違いまして、ちょっと名称似ているんですけれども、温水シャワーとか、そちらのほうのポンプのほうになります。2系統ございまして、2系統が1系統に2つのポンプであって、4つポンプあるんですが、1系統がトラブルしているというか、トラブルが起こっている状況であります。今回これを選考し直すということでございます。

これまでの修繕履歴とかも見ますと、重複して直しているというのはいないんですが、やはりバーデゾーンのほうについては機械設備、いろんな機械がございまして、やっぱり年数が経過していますので、いろんな不具合が出ているということです。

なので、今回の現況調査と実施設計委託というのは、しっかりまず現況、どこが不具合があるかというのをしっかり見定めた上で、ある程度実施設計としては、私もそのポンプ絡みは終わらせたいという気持ちではございますが、ちょっとやってみてからまた判断していく形になるかなということで、長寿命化というか、そういったことに向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） ほかにありませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 3問ございます。

まず1問目でございます。ページ数が70ページ、2款1項8目、節区分が10の需用費の防犯灯修繕料へ追加ということで、64万4,000円計上されております。この修繕の場所ですけれども、すみません、最初何基修繕をする予定なのか、この予算で何基なのか、伺いたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今回何基ということではなくて、予算がまだ残っております。

その予算と、今回の補正額を足してできるのが13基になります。ですので、64万4,000円で13基ではございません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そのような答弁だということは、場所もまだ決まっていないということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 13基と私お伝えしたんですけれども、13基ということはもう場所が確定しているということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、その場所をぜひ教えていただければなというふうに思いますし、何年ぐらい経過してこの修繕が必要なのか、その辺も併せて伺いたと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） それでは、1か所ずつお伝えしたいと思います。

まず役場周辺になります。こちらの十字路のところに1か所、あと蓮沼苑の入り口のところに2か所、あと野球場、あっちの縦断線のところに1か所ございます。それと、県道境山の、何ていったらいいでしょう、境山に曲がる丁字路からもうちょっと境山方面に向かったところに1か所と、港湾道路のセブンイレブン付近なんですけれども、そちらに1か所、歴史資料館の入り口のところに1か所、県道境山、寿司屋さんがありますけれども、そちらのところに1か所、遠山地区避難所付近に1か所、県道火力前のところに1か所、シルバー人材センター付近に1か所、汐見小学校西側の入り口のところに1か所、亦楽小学校、こちらから見えますけれども、そちらのところに1か所、ちょっと松の木がかかっているその松の木の伐採も兼ねております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） もう1問。

○8番（熊谷明美君） 議長、すみません。どのくらい年数かかっているの劣化状況なのか伺います。

○防災対策室長（石井直紀君） 申し訳ございません。つけた年数がまちまちなんですけれども、12年前に、震災後にLEDを寄附していただいてつけた分を、そちらが9か所になります。野球場のほうは、こちらは事故があったときなので、ちょっと私年数分らないんですけれども、そちらのときに追加でつけた部分のものが1か所、シルバーセンター付近のものはこれちょっと新しかったんですけれども、まだこれは五、六年しかたっていないと思います。それと、亦楽小学校の西側なんですけれども、こちらはかなり年数が経過しているものと思われま。ちょっとはっきりした年数は分かりません。亦楽小学校の付近にあるものも、ちょっと年数的には分かりませんが、結構年数が経過しているものと思われま。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、2問目に移りたいと思います。2問目は76ページです。

3款1項11目18節区分、物価高騰対策重点支援給付金1億800万円のことでお伺いいたします。

これはまず、11月28日付で長寿社会課のほうから明細がいただいております。先ほど私聞き間違ったのかどうか分かりませんが、課長のほうから7万円の支給が1,400世帯ということでお伺いしたんですが、長寿社会のほうからは1,500世帯というふうになって聞いております。金額的には1,500世帯で金額合っているのではないかなと思います。まずこちらはどちらが正しいのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 先日お渡ししました資料について、ちょっと不明瞭な点があったことを最初にお詫びさせていただきます。

今回の物価高騰対策重点支援給付金につきましては、今年の5月議会で議決をいただいております電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金で、既に3万円を給付されている世帯、そちらにつきましては、今回支給対象世帯につきましては、12月上旬に支給のお知らせをさせていただき予定と考えております。それで、7万円の支給の世帯といたしますが、全体の1,500世帯で、以前の5月議会で議決いただいております給付金のほうで、3万円の支給を受けていない世帯、そちらにつきましては支給を受けていなくて、12月1日を基準日とさせていただきんですけども、その時点で非課税の世帯につきましては、100世帯を見込んでいます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） そうすると1,400人。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ということは、7万円は1,400世帯でよろしいということなんですか。今の御回答でちょっと理解できないなというふうに思いますが、私も3問しか質問ができませんので、すみません。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 7万円の世帯につきましては1,500世帯で、そのうちに100世帯分が3万円の支給も含まれていますよというような、そういった意味合いになります。

○8番（熊谷明美君） ということは、すみません、この計算式はこの内容ではないということですね。これはプラスになっていますから。

○議長（安倍敏彦君） 数字をちょっとはっきり言ってもらっていいですか。

○8番（熊谷明美君） これみんな持っているんですかって言って、長寿社会課なので出したやつを持ってらっしゃいますね。これプラスになっていますよ。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 結論から申しまして、配る金額につきましては私の説明したとおり
でして、7万円が1,400世帯、10万円が100世帯ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） じゃあ2問目に、その2問目に伺います。

この7万円のほうでございますけれども、国のほうの補正予算も先月の末に決まりまして、
もう特に非課税世帯に対してということで、早急にそれぞれに給付するよということにな
っております。

この間の経済再生担当大臣が、それぞれの自治体で特にDXが進んでいない自治体に関しま
しては、ファストパスを使って早めに支給ができるような方法を考えたいというようなお話を
ちょっと耳にいたしました。本町がまさしくそのDX進んでいないような状況なんですけれど
も、このファストパスを使って、もうなるべく、それこそ年末年始皆さん非課税世帯の方々が
年越しができるように、早急に支給すべきだと思いますけれども、その方法といたしまして考
えられているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回の支給の方法につきましては、既に今年度3万円支給受け
ている世帯で、今回該当となる世帯につきましては、12月上旬にこちらのほうから制度の御案
内のほうさせていただき予定としております。その後、御本人様から辞退や口座変更等、そう
いった申出がない限り、12月下旬に当該口座のほうに振り込みの予定と考えております。また、
そういった特段の申出がない限り、御本人様からの申請の、本人からの申請というものはいた
だかないというような形で考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 私今7万円の話をしているんですが、この3万円のほうは、今までも支
給されている世帯があつて、今までされていないということでのところの世帯が対象だとい
うのは分かっております。この7万円に関しましては、物価高騰対策の非課税世帯に対しての7
万円ということで、これはやはり早く支給すべきだというふうに思つて、私も今質問させてい
ただいているところでございます。

先ほどの事業の流れといたしまして、12月下旬にということになっておりまして、この7万
円に関しましては、特に申請手続は必要ないはずなんです。ですから、特に込み入った手続

も必要なく、支給が可能だというふうに思うんですね。ですからその辺で、つまり12月中に7万円が給付できるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらのほうで現在準備のほう進めておりますので、速やかに支給のほうをさせていただくつもりで考えております。

○議長（安倍敏彦君） 12月中にできるかできないか。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 12月中に当該口座のほうに振込の手続のほう、準備のほう進めさせていただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、3点目に移ります。3点目は81ページになります。

81ページの4款2項1目、節区分が10の需用費、プラスチック資源の周知用チラシと印刷ということで、34万1,000円ついております。これはパンフレットも含まれているようでございますけれども、このチラシ、パンフレットに関しましては、全戸配布用に印刷するものなのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） チラシ及び分別パンフレットですが、いずれも全戸に配布する予定でおります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 全戸配布ということですか。

それから、あと各地区に集積所があります。集積所のところにも、いろんなごみに関するカレンダーが貼ってある集積所もございますけれども、このプラスチックに関するのポスターではないですけれども、そういうふうな提示するようなものも考えているのか、そしてこれもこの予算の中に入っているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 集積所の表示につきましては、各地区いろんな手法があるようですので、地区の方と御相談しながら対応する構えでおります。こちらの予算からの支出ではなく、個別の対応でラミネート加工して貼ったりとかしていますので、新しいものに更新というようなことを想定しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、地区それぞれに工夫してということだと思わなければならない、そのかかった分は、後ほど申請とか請求すれば、それぞれの地区に支給されるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 個別に予算を計上して後でということは想定しておりません。地区のほうに補助金差し上げている中でお使いになるところもあるかもしれませんが、こちらのほうで消耗品等の中で対応することも想定しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 私から2問、質問させていただきます。

まず87ページ、10款1項8目感染症流行下における学校教育の体制整備ですけれども、こちらは先ほど御説明のほうで、空気清浄機を各学校トータルで40台ということで御説明ありました。今まさにインフルエンザが流行している中で、学校の中の環境整備という意味では、40台の購入は理解するところではございます。

ただ、こちらこれから発注をして納入、設置に至るまでの期間、現在のインフルエンザに対する対策として今考えておられるのか、先のことを考えての購入という意味で考えておられるのか、そちらをちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） この予算につきましては、当初はインフルエンザがそんなに流行するというふうなことまでは想定はしておりませんでした、今後1月とか、納品されれば3月まで、もしくはあと新年度に向けて対策が取れるというふうなことでの予算計上でございました。

また、そのウイルス対策のほかに、やっぱり換気、今学校で換気対策として窓を開けておりますので、そこで暖房効果が低いということもあって、暖房対策の観点からもこれを導入しようということになりました。あと隣の教室からの声が響くということもあって、どうしてもドアとか開けている関係で、そういったことで窓を閉めればそういった騒音対策にもなるということでもございました。

それで、今ちょっと財政課さんとも話していたんですけれども、庁内にエアドックみたいな空気清浄機もありますので、そういったことを学校のほうに回せないかというふうなことも今

検討中でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 今町内にある空気清浄機を検討中ということでした。今まさにインフルエンザ流行拡大しているというか、小学校あたりでも学級閉鎖等も出たりとか増えている状況であります。その辺は早急に対応していただきたいと思いますが、その辺をお伺いさせていただきます。早急に対応していただけますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 既にちょっと学校のほうには必要台数なども問い合わせさせていただきましたので、あとは財政課さんとのちょっと調整で、各学校何台ずつというふうな話、調整させていただきますと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 追加でちょっと補足説明させていただきたいんですが、先を見据えてなのか今を見据えてなのかという御質問ですが、当然ながらスケジュール的なことを言えば、この補正予算が可決していただければ、その直後に、来週ですか、指名委員会等々ありますので、そちらのほうで第1段階として、原課のほうがすぐに準備できると思うので、指名委員会での話になりますが、こちらに関しては一般競争とか、それから指名競争入札になるか、委員会での話になりますが、どうもスケジュール的には、事務的な流れからしますと、どうしても入札期間についてはもしかすると2月中下旬、そうするとそれから契約結んで納品となりまして、もしかすると2月末とか3月になるとかという可能性が、年度をまたぐ可能性もあるので、即座に対応できるかということでは、今のウイルスの状況に対して対応できるかということこれはなかなか難しいという話になってくるので、今財政課のほうと教育総務課のほうで空気清浄機云々という話がありましたが、全部に対応できるということじゃなくて、一時的に例えばこの議場にも前にはありましたけれども、あまり使用頻度が高くない空気清浄機が今どれぐらいあるんだかというところを調査してまして、もしかすると10台やそこいら辺になるかもしれないので、学校で必要とする箇所が何か所あるかに応じて、一時的に貸出しするという対応を取り得ればなと思っているので、もしくは外の施設においても、そんなに使用頻度が高くないというものがあれば子供たちを守る上でも、できるだけ一時的にも早急に貸出しできればということもありますので、あとは発注とか納期について指名委員会が絡む話なので、もうちょ

っと時間がかかるだろうなという気がいたします。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私、指名委員会の責任者でもありますので、私のほうからも回答申し上げたいと思いますけれども、今回の場合には、特殊な例として、持ち回りの指名委員会とか、いろんなことをやって、できるだけ早く納品できるように手配を進めたいと思います。見積りで済むものについては見積り、あるいは競争性も本来は必要なんですけれども、そういったことではなくて、今回はインフルエンザが流行しているということを考えれば、当然ながらそういったことではなくて、発注じゃなくて調達というふうな考え方を取れば、見積りとかいろんな工夫ができるんじゃないかと思っておりますので、そういった工夫をさせていただいて、一月でも二月でも早く納入できるように工夫してみたいと思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） では、子供たちのためにお願いしたいと思っております。

続いて2問目です。施設予約システムの導入ということなので、ちょっと幅広くなりますので、この予約システムですけれども、全協で頂いた資料にもあるとおり、書かない窓口を推進するという意味、住民負担の軽減、処理時間の軽減、そういった意味で本当にいいというか、導入はすべきだと私も思います。

その中で、先ほど直美議員からもありました委託の内容ということで、設定をするところまでの業務委託すると。運用面に関して、ちょっと施設区分はいろいろあるんですけれども、例えばスポーツ施設に関連しまして、今まで並んだ順に記入をして、時間があったら書いてという受付がありました。このシステムを導入することによって、予約の開始の時間にぼちっと押して予約ができる、そういったときに、今までと運用面で、先に行った者勝ちじゃないです、早いもの勝ちみたいなのところというのは、何か改善されたりとかというのはあるんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） これは設定によっていろいろできるというふうな前提で御理解いただきたいんですが、現時点では施設予約システム、これは4月からは内部でまず運用して窓口で対応させていただきまして、遅くとも9月までにはインターネットでできるように準備を進めていきたいと考えています。できてからの後の話として御理解いただきたいんですが、例えばスポーツ施設、今回4月から3か月前というふうに改正します。なので、インターネットは今のところはメンテナンス以外は24時間できるようになりますので、3か月到達日の零時

から受け付けできることとなりますので、先着順でやる場合はインターネットの先着順というふうな形になります。ただ、これは設定の仕方で、同日日だけを抽せんにするという運用もあるんですが、我々の中で議論した際は、現時点ではまず先着順でやってみようといったことで考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） このシステムの概要の中に、窓口での申請受付のほかにウェブでの対応、これはウェブが始まった後も窓口も併用するという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） おっしゃるとおりです。誰しもがインターネットで申し込めるというわけではございませんので、窓口に来ていただければ我々が代わりに入力して、ある程度聞いた内容で申請書を作って、書かない窓口となっていますけれども、本人の署名をちょっとしていただくんですが、それ以外はほぼ、あらかじめ利用登録されている方であれば、何月何日にこういうふうに使いたいというのを聞きながら、定期的にご利用している方であれば前のデータがそのまま使えますので、そういった形でできるだけ利用する方に負担かけない、インターネットが使えない方でも、このシステムで利便性を感じていただけるような運用をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。鈴木恵子議員。何問でしょうか。

○6番（鈴木恵子君） 2問あります。

最初の1問は、3款1項11目の物価高騰対応支援給付金支援事業費のこの負担金のところなんですけれども、76ページに関することなんですけれども、前に行政報告ということで後ろのページに事業進捗状況というのをいただいております。そこの中の資料を見ますと、2番の電力・ガス・食品等価格高騰重点支援給付金が、今11月30日現在8%という状況なんです。対象世帯は50世帯ということで、周知方法はどのようになさっているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今お話しいただいた電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金についてなんですけれども、そちらは8%ということで、家計急変世帯で8%というようなお話をいただいております。それでそちらについては、ホームページやLINE等、そういったことで現在でも周知のほうはさせていただいております。

- 議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。
- 6番（鈴木恵子君） 何世帯ですか。
- 議長（安倍敏彦君） 財政課長。
- 財政課長（小野勝洋君） すみません、こちらのほうで一応50世帯ということで見込んでいる
というような資料なんです、こちらについて家計急変世帯ということで、今年度になって新
たに非課税並みの所得に落ちた世帯ということ、50世帯見込んでいたところが、実際には8%
の申請しかなかったということで、非課税世帯じゃなくて非課税並みに落ちた世帯の方からの
申請が、50世帯見込んでいたところが8%だったということです。
- 議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。
- 6番（鈴木恵子君） そうしますと自分が非課税世帯に該当するかどうかというのは、あくま
でも自分が判断するしかないわけですね。
- 議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。
- 長寿社会課長（沼倉隆弘君） 窓口に来ていただいて御相談していただければ、その時点でそ
の方が非課税相当になっているかどうかということの御相談は受け付けさせていただいており
ます。
- 議長（安倍敏彦君） 分かりました。もう1件じゃあ質問してください。
- 6番（鈴木恵子君） 要するに、非課税、課税世帯というのはあれで分かりますけれども、自
分非課税並みの生活になっちゃったということは、あくまでも本人が自覚して申請するしか
ないということなんですね。相談するしかないということなんですね。
- 議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。
- 長寿社会課長（沼倉隆弘君） 御申請いただく時点で、1か月の収入が非課税相当になった場
合に申請のほういただくというような、そういった制度にはなってくるんですけども、御相
談いただいて、それで申請できる状況なのかどうかということをお話いただくようなことにな
ってきます。
- 議長（安倍敏彦君） その制度そのものを知らないときはどうすればいいですか。副町長。
- 副町長（平山良一君） 私から。自分がどれに該当するんだろうかというようなことが分から
ないというようなことですよ。それをどうやったら知り得るんだというようなことだと思
いますので、できるだけこういった方は該当しますよというふうな、そういったものをお知らせ
できるような形を、ちょっとそれ私もよく分からなかったものですから、ちょっと探りながら、
できるだけ住民に分かるように工夫をしてみたいと思います。今の段階ではまだ、そういった

ことじゃなくて、自分の所得が低いんだろうなというふうにふだん思っている方の中で、私該当するんだろうかというふうなことを疑問に思っている方を対象にというふうなことで、担当課では考えていたんだと思いますけれども、曖昧ですので、できるだけそういったことじゃなくて、理解していただけるように、ちょっといろんなチラシか広報かちょっと分かりませんが、担当課と相談しながら指示をしたいと思いますので、御理解いただきたいというふうに。ただ、たまたまこちらで多めに見込んだんですけれども、今回の場合はそこまで行っていないと。分からないからなのか、それともこちらでつかんだ数が多過ぎたのか、その辺もちょっと私のほうで調べて、もし分からない方が多いというふうに私が感じた場合には、そういった指示、何か別な形でお知らせするようというふうな指示をさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） よろしくをお願いします。

それでは2点目です。同じ77ページ、次のページなんですけれども、実は人事院勧告で、一般職の給料とか、それぞれの手当が上がるんだろうなというふうに予測していたら、保育所費が、委員報酬も減額、一般職も減額、あれ、どうしてこんなに全部が減額になっているんだろうという、その内訳はどうなっているのか教えてください。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらは当初職員数を15名で上げておりましたけれども、1人退職になりましたので、その分減額になっております。会計年度職員については、2名育休に入りましたので、そのため減額になっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、実際に子供を見る保育士さんの体制というのは、1名退職者が出て2名育休になって、その補充の場合はどういうふうな形で子供を見ているんですか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 会計年度職員の分、2名年度の途中で育休に入りましたが、その前に1名補充するなど、あとは体制を時間で調整いたしまして、対応しているところであります。（「分かりました」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） なかなか保育士さんが大変な状況だと、担任制は取っているということ

は、前に所長さんから聞いて、正職員が担任をしているということは聞きましたけれども、ただ、子供を見るのは正職員だけが見るわけじゃない、みんなで見なきゃいけないので、そのマンパワーがきちんと確保されないと、結局しわ寄せは子供に行きます。そこを十分検討していただいて、保育をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。能勢議員。何問でしょうか。

○4番（能勢鯨太君） 1問だけです。

同じエリアが続いて申し訳ないです。76ページの物価高騰対応重点支援給付金支給事業の部分でございますけれども、主に12節委託料のところですが、これ120万円ということですが、これ一過性の事業だと思っておりますが、ほかのこの辺のシステム委託料の中ではかなり高額になっているような印象があります。1億800万円という支給額に対して、300万円という事務費の中で、少し隠れてこの辺の金額の妥当性の検証がなされているのかどうかお伺いしたいです。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回120万円ということで計上させていただいたんですけども、今回11月の末に閣議決定を行われまして、年内の支給というようなことを目指しておりますので、速やかに支給するに当たって、委託料につきましては、こちらは概算でこれまでの経験、実績等を踏まえて、概算のほうで計上させていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） これはあくまで委託料ということで、職員の方の分、お給料、また時間外勤務手当とは別枠だと思っておりますので、じゃあ発注をまだされていない、概算ということとは発注して契約はまだされていないということでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） ではまた、これは正式に、これはまだ120万円というのは概算ということで、追って決算のときに正しい金額が見れると理解いたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございますか。仁田議員。何問でしょうか。

○13番（仁田秀和君） 4点でございます。

○議長（安倍敏彦君） 3問お願いします。

○13番（仁田秀和君） 議案書72ページの2款6項1目13節ふるさと納税ポータルサイト使用料ということで、新規利用者の獲得などといった効果が見られるという説明をいただきました。そして具体的にどの程度の効果を見込んだものなのか、現在契約されている事業者ということでございますが、違う効果を見込んでいるのか、また対象というものを絞ったものなのか説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） こちらのふるさと納税ポータルサイト使用料につきましては、今後サイトを増やすための予算となっております。こちら予算のほうを議決いただきましたら、事業者のほうとの契約行為を進めていく予定であります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは2点目に移ります。

議案書75ページの3款1項3目の19節緊急通報システム事業の追加ということで、設置申請者増により44万円ということでした。今後高齢化が進むなどで緊急通報システムの需要が増えるということが見込まれますが、現状この増額分も含めまして、随時対応できる体制ということで理解してよろしいのか、44万円の算出根拠について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらにつきましては、昨年度末で16台のほうを設置しておりました。それで、今年度入りまして5台の設置で、今現在21台の設置ということで、皆さんに御活用していただいておりますが、今後、今年度下半期に必要な分ということで、今回予算のほう上げさせていただいております。（「計算根拠」の声あり）

計算としましては、機器購入費で8万9,900円掛ける4台分掛ける消費税と、あとは機器設置代としまして、1台当たり4万円の消費税分というようなことで計算のほうさせていただいております。（「金額もう1回」の声あり）

機器購入費としまして39万5,560円、設置代としまして4万4,000円、合わせて4台分で44万ということで上げさせていただいております。5台といたしますのは、今年度既に設置したものが5台ということで、今回補正予算で上げさせていただいているのは4台分ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 前段で言いましたように、高齢化が進んで独居高齢者も増えていて、こういったところがもう最終的の頼みの綱と言ったらあれですけども、近隣の方からも身内であつたりとか、そういった方から協力をいただいて、こういったものが成立するシステムだと思いますけれども、ここの台数で十分なのかというのは、現在やっぱり独居高齢者の事故であつたりとか、そういうものがよくニュースでも見かけるようになっておりますので、そういったものの体制整備、それと周知について十分なのかという認識を伺いたかったわけです。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらの緊急通報システムの事業内容につきましては、広報等、あとホームページ等で周知のほうさせていただいております。また、地域包括支援センターの相談員や地域に出向いたときに見守り相談員、そういった方々が実際にそういった独居の高齢の方で、必要だと思われる方につきましては、その都度御本人さん、御家族さんと御相談した上で、設置の方向で進めさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） それで間に合っているんだとかいう、十分確保できるのかという、今現在のニーズに対応できるのかということ。副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、今知り得ている中では、十分この予算で間に合うんだろうなというふうなことは私も思っていますけれども、ただ、今後議員さんが心配なさるように、私たちもその辺は心配しておりますので、これは半永久的な制度だということで、そういう措置をしておりますので、今後増えたら必ずしも補正予算とかそういったことだけではなくて、予備費で対応、そういったものもやらざるを得なくなるんじゃないかというふうに思っていますので、この制度についてはずっと続けて、早急に対処できるような形にしていきたいというふうに運用していきたいというふうに思っていますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 理解しました。

3点目です。議案書81ページの4款2項1目の12節粗大ごみ収集業務委託料へ追加で248万9,000円が増加ということで、粗大ごみの量が増えたという説明をいただきました。この想定を上回った要因というものがどこにあったのか、そこら辺の分析について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 粗大ごみにつきましては、コロナ禍で極端に増えたという経緯がございます。徐々に収まりつつあるという傾向がありますが、具体的にどのぐらいになるか

というところは皮算用でしかございませんので、当初予算要求するときに財政課ともよく協議しながら、予算を要求させていただきました。

担当課としては、もちろんこの辺の予算が毎年度補正補正ということで対応させていただいているので、たくさんいただければもちろんそのほうが安心ではあるんですが、予算全体の中で考えたときに、あるいはコロナ禍が収まってきて、減少してきているというところもある中で、当初予算のとおりで要求させていただいた後は、経過を見ながら補正で相談させていただきますよという経緯がありましたので、なぜ当初と違うのかという点については説明は難しいんですが、想定よりも増えたというところでもあります。

ただ、全体としては、コロナ禍の極端に増えたときに比べれば、落ち着きつつあるという状況がございます。予算としては増額補正をさせていただきますが、全体としては落ち着いてきているというところがありますので、量についてはなかなか予測が難しかったというところがございます。御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） なぜ増えたのか。なぜ240万円になった……（「大丈夫です」の声あり）いいですか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 全体予算を見ながら当初予算を計上されたということで、コロナ禍も見据えてという予算化ということだったと思うんですけども、その中で予算があるから、この予算でその中で補正対応するということというのは、この粗大ごみを減らすというところという取組は何かされたということなんではなかろうか。その取組について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 粗大ごみにつきましては、先ほど申し上げたとおりコロナ禍で極端に増えたという経緯がございます。減らす取組というところはなかなか現実的に難しいところがありました。そこについて十分な対応が取れていなかったという反省もございます。ただ、先ほど申し上げたとおり減ってきている、徐々に落ち着いてきているというところがありますので、経過を見ながら対応についても先進的な取組等を他市町村でやっているものがあれば参考にしながら、見据えていきたいと考えております。早急にどうにかしたいという気持ちはあるんですが、簡単な課題ではございませんので、長い目で見て捉えていきたいと考えております。御理解願います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 予算負担を減らすという意味では、町民生活課の取組については一定の評価をしているものであります。否定しているものではありませんので、それを踏まえまして、

コロナ禍で現実的に難しいというのも分かります。何でもかんでも再利用を促すというわけにもいかないというのも存じております。

ただ、世界的に言えばSDGsというもので、そういったものの取組が進んでいるわけですから、うちの町としても、広報でそういったところを再利用を促したりとか、そういった簡略的な取組というものは可能だったのかなと思いますけれども、そういった考えについては、今後の予算もありますので、今回補正についての反省点としてどういうふうに捉えておられるのか、再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私のほうから答弁させていただきますけれども、おっしゃるとおりだと思います。今後の予算編成に当たって、新年度予算編成に当たっては、そういったことも十分に踏まえて、担当課だけではなくて、ほかの部署についても、そういったことを認識してもらおうというふうなことを進めながら、全体的な予算編成に当たりたいなというふうに思いますので、次期新年度予算に向けては、そういったことをやりますので、それらを見ていただければというふうに思いますし、説明をしていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございますか。歌川議員。何問でしょうか。

○12番（歌川 渡君） 重複する科目もありますけども、取りあえず7点。

○議長（安倍敏彦君） マイクお願いします。7点。3問。

まず歳入2点、64ページであります。

15款2項1目総務費国庫補助金の節区分2、企画費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,100万円について伺いたいと思います。

支出については理解できました。国の重点支援地方交付金の事業を見ますと、この低所得者世帯支援枠が今回の交付金の項目で事業であります。しかし、さらに推奨事業メニューというのが明記されておりますが、今後のこの今回補正に関わって、この推奨事業に関わるものは、今後どのような対応がされるということで担当課では見ているのか伺いたいというふうに思います。

2点目。

○議長（安倍敏彦君） 1点ずつ。

○12番（歌川 渡君） 今回はこの物価高騰対応重点地方創生臨時交付金について聞いているんですよ。ところがその中身は今回は（「マイクお願いします」の声あり）その中には、低所得

者等推奨事業メニューというのがあるんです。そしてその説明がない中で、低所得者だけの説明があったんです。なので、この2番目の推奨事業というのは、重点支援地方交付金の項目になっているけれども入っていないので、どういうふうになっているのか、今後どういうふうに対応されるのか、担当課ではどういうふうに関からの流れを示されているのかということの説明を求めたいということです。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 推奨メニューのほうにつきましては、今後これから検討していくこととなっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、改めてこの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の中に、この推奨メニューというのは含まれて、今後あるんだということで理解していいんですね。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 今検討しておりますので、今後ございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

66ページ、16款1項1目財産貸付収入、違う、66ページ。失礼しました。17款2項財産売払収入1目不動産売払収入の中の節区分、もとい、1項1目財産貸付収入の中の節区分、土地建物貸付収入348万7,000円について伺いたいというふうに思います。

この町有地貸付対象になるのは、地区区別では宅地、山林、原野、雑種地、あと今回補正で今回上程されている……（「マイクお願いします」の声あり）ごめんなさい。机が狭いもので本当申し訳ないです。公共施設等々がございます。その中の348万7,000円についての内訳について、説明を求めたいと思います。件数も含め。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） まず、当初予算から計上の中身をちょっと前もって御説明したいんですけども、当初予算のほうで890万7,000円、補正前の金額が出ております。こちらにつきましては、高台住宅団地分とか、それから町有地貸付けの複数年契約分を結んでいる分を主として当初に計上しております。今回補正しておりますのは、単年度契約分で増えた箇所ということで、約……すみません、間違えました。複数年契約の分で伸びた分を4件の増ということで、大きなところを言えば、遠山5丁目のほうのはらから福社会の後ろのほうの宅地というか貸付けをしていますところのほうで、そこだけで約160万円ほどになっております。そのほか

につきましては、単年度契約分での、例えば現場事務所とかで単年契約を結んでいるところの土地の貸付料ということになりまして、合わせて348万7,000円ということになっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということは、私が求めたこの地区別の宅地、山林、原野、雑種地、公有施設等々、あと地域名については周知されていない、または報告のための周知は、認知はされていないので報告できないということで理解してよろしいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 歌川議員さん、確認なんですけど、報告といいますか内訳を知りたいというところよろしいんですかね。

○12番（歌川 渡君） 改めて、要するに先ほどはらからの裏とか、それが宅地の地域、遠山のところで山林の貸付けなのか、宅地の貸付けなのか、原野の貸付けなのか、雑種地の貸付けなのか、そういうこの348万円というのが、あとは高台移転の貸付けなのか、そういう地域と地目というか、そういうところの中身であります。

○財政課長（小野勝洋君） 分かりました。先ほど言いました遠山5丁目の件につきましては、ちょっとお待ちください。すみません。内訳につきましては、遠山5丁目につきましては雑種地です、主に。雑種地になります。それから、菖蒲田の移転元地になりますが、こちらにつきましては、宅地の部分が3か所ということになります。主に雑種地と宅地ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

今度は歳出の項目で75ページ。前者質問しておりました。節3、1項3目老人福祉費、節区分19の緊急通報システム事業への追加について、重複しない分で、説明も若干ありましたけれども、今期4台ですね、実質的には。購入設置された方の導入するきっかけとなったもの、先ほど言われました総括支援センター、あとは見守り隊とか、あとは民生委員とかいろいろあったかと思いますが、あとは年何回か出されている町の広報を見て、自らまたは家族が申請したとか、その4人の方の導入きっかけについて、知り得るものであれば説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今年度5台設置させていただいているんですけども、包括支援センターのほうで介護認定のお話をいただいたケース、また地域の見守り支援員ということ

で、御自宅のほう訪問させていただいたケース、あとは御本人からそういった利用したいというようにお声がございまして、それで合わせて今年度、今日時点で5台の設置をさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） それは先ほど説明あったんですよ。その具体がみんなその人たちがダブって導入のきっかけになったのか、そういうことを聞いているんですよ。この中の3件は総括で設置したよ、あと1件は、民生委員が定期的訪問で必要だから包括センターに、または長寿社会課のほうに連絡して設置したかとか、そういうことを聞きたいんですよ。それは先ほどの当初の説明でされているんですよ。

○議長（安倍敏彦君） 4台分のことですよ。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 5台のきっかけの内訳につきましては、現在ちょっと資料のほうございませんので、ちょっと御回答できない状況でございます。

○12番（歌川 渡君） 分かりました。これが今3点目ですね。

○議長（安倍敏彦君） 終わりですか。ほかに質疑ありますか。なければ佐藤直美議員、2問お願いします。

○7番（佐藤直美君） 2問だったんですけども、かぶっていますので1問のみになります。

ページが92ページの11款1項1目の12委託料、災害復旧委託料へ100万円追加と。これはいろいろと災害が増えてきてということだったんですけども、この100万円という算出根拠、いろいろ増えてきているというのがありますので、これで十分なのかというところも踏まえまして、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） これで十分なのかという話になってくると、災害の規模にもよりますが、十分じゃないというふうな答えにはなってしまうんですが、今現在、当初140万円ほど委託料のほうに当初予算を置かせてもらっているんですが、もう既に125万円ほど支出済みとなっております。1件当たり倒木の木の大きさとかにもよりますけれども、やはり伐採作業とかなりますと30万円、40万円ということになりますので、おおむね3件ないし4件を措置できればなということで、ざっくりですが100万円ということを取りあえず措置させていただきたいということで、もしこれ以上の金額が出るようであれば、災害なので予備費を充当するとか、そういったことの対応はしていきたいと考えています。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） それでは残りの仁田議員、1問。

○13番（仁田秀和君） 議案書84ページです。

84ページの一番下の段、8款4項2目10節、すみません、説明あったかも分かりませんが再度、施設修繕料へ追加というところで76万1,000円、ここの内容について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらの汐見台の3丁目の緑道、こちらの街路灯の修繕となります。それと湊浜の、すみません、内訳ですよ。 （「はい」の声あり）汐見台のほうは約18万9,200円。そちらと、あと湊浜の緑地公園、こちらトンネルの脇にあずまやがあるんですけども、そちらのあずまやの柵がうちのほうで点検したところ、ぐらついておまして、その修繕となります。こちらのほうが13万3,430円。それとほかに公園の照明、そういったものの不具合、そちらにも備えまして8万6,000円掛ける3基ぐらいで約25万8,000円。それと公園の修繕、こちらに約18万円ほどを計上させてもらっております。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） いいですか。 （「はい」の声あり） それでは歌川議員、残り4問のうち3問。4問でいい。

○12番（歌川 渡君） 順番から言うと76ページ。区分3、1項11目物価高騰重点支援給付金支給事業費について、当初は質問するつもりはなかったんですけども、説明を聞いたときに、私のこの間の…… （「マイク」の声あり） 質問したことに反省を持っております。

そこで伺いたいのは、前者の質問の中で、対象が非課税及び7万円プラス3万円の非課税並みの方について、その対象者が前回の状況を見て、どういうふうな自覚をしているのか、その手段について伺いました。結局は本人の責任だということでもあります。このことが、今回私聞いて初めて分かったんですけども、こういうものを前回から周知すべき事項ですよ。自分が非課税でない、非課税だということは明確に分かると思います、通知の中で。じゃあ非課税並みというのがどこまでなのかというのが、きちんと全住民に収入及び所得に応じて明記した通知がされていたのかどうか、その点を今回改めてこう分かったんですけども、その点、緊急の施策をやる考えでいたのかと思いますけれども、改めて今回の通知の中で、そういう非課税並みの方への周知というのは徹底していくということで理解していいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） 私のほうから答弁申し上げますけれども、個々に通知を申し上げるということではなくて、何らかの形で目に触れて、それから自分が該当するのだろうか、しないのだろうかということを、例えば自分はこのくらいの収入、そして所得としてはこうなるんだ

ということの大体計算、あるいはこういうふうになりますみたいなことが、例えばチラシなんかそういったのでお知らせできればなというふうに思いますので、そういったことを通じてお知らせをしてみたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） やはりそうやって就学援助もそうですけれども、そういう形でやっぱり対象になるべき人たちへの配慮というのをこれからも積極的にやることを求めて、次の質問に移ります。

81ページ、4款2項1目の塵芥処理費の中の節区分12、これも当初質問する予定となっていたかな。なっていなかったですけれども、これも担当課の質問聞くと、十分理解できない部分が出ましたので、なぜかという、説明の中でコロナ禍で増えた、コロナ禍で粗大ごみというのはどういう対象物なのか。私よくあまり横文字苦手なんですけれども、テイクアウトとか何とかってこう、外出を控えてうちで食品を、食べ物を充実したりとか、いろんなこう音楽を聞いたりとかあるんだけど、コロナ禍で増えた粗大ごみというのは、具体的に各地区を回ったりして、環境美化衛生または区長から聞いて、どういうものがコロナ禍で増えた粗大ごみなのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問いただいたコロナ禍で粗大ごみが増えたとはどういうことかという御指摘かと思えます。これについては粗大ごみを出した方にそれぞれ聞いたわけではないので、あくまでこちらの分析ということになりますが、やはり巣籠もりの期間が長かったことで、身辺整理をするという傾向があるみたいで、うちの町に限らずなんですけど、近隣市町の状況からしても粗大ごみが増えたという経緯がございまして、分析すると巣籠もりが長くて、身辺整理をして、これも捨てようかな、どうしようかなと断捨離が一斉に行われた傾向があったというふうに捉えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、他自治体ではそういう傾向があったからなのか、私は最低でも一定の地区の聞き取りの中で確信を持って、やはりこの議会に示すような説明力というのは必要ではないかなというふうに思います。他の市町がそうだったからうちもそうじゃないの、そういう単純にということでの説明で担当課としては十分だというふうな、議会に対して説明

だというふうに理解していいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 説明が弱かったということであれば申し訳ございません。その辺は今後も含めてしっかりと分析をしたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

87ページ、10款1項8目感染症流行下における学校教育活動体制整備事業についてであります。40台、あとは緊急的に町の施設の物品を対処するというような説明でありました。そこで伺いたいのが、面倒くさいので2つ関連して。1つは、普通教室なので、特別教室については今後の購入がされる国からの予算、または事業等が示されているのかどうか。そのこと。あとはついでですから、88……（「関連するんですか」の声あり）関連して。87、88のそれぞれ小中学校の学校管理費の需用費、節区分の、それぞれ電気料の追加ということですが、これは単純にこの空気清浄機を設置したことによる分だけの電気料の追加ということで理解していいのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 1点目、特別教室に関する国からの予算はあるのかということで、現在のところそれはございません。あと電気料の増につきましては、この空気清浄機の分というわけではございません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員、ちょっとお待ちください。こちらからちょっと連絡事項あります。

お諮りいたします。

会議規則第9条で、会議時間は午後5時までとなっておりますが、第9条2項に基づき、会議時間を延長し、このまま審議を継続したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、引き続き審議を継続することに決しました。

それでは、引き続き審議をいたします。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） すみません、歌川です。

1 番目の質問は確認させていただきました。

2 点目の各小中学校の電気料の追加ということで、その中で改めて、この空気清浄機分と清浄機以外分の金額について示されるものであれば、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 電気料につきましては、空気清浄機分が幾らとかというところまでは、ちょっと把握できない状況でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、この電気料の追加というものは、空気清浄機だけではなくて、これまでの例えば前半、または9月とか10月までの月ごとの電気料の使用料を見て、不足するからの追加ということで理解していいのか。試算できなければ、空気清浄機の分が入っていないんですから。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 予算編成時に関わる話なので、ちょっと財政課長の立場でお話しさせていただきますが、当初予算編成時は電気料につきましては、世界情勢が不安定だったということも去年ありましたので、どのように予算を設定するかということについては実績値が分からないので、こちらのほうが財政側のほうから見込みで、例えば前年対比20%増とかということで、一時的に一律的にそういった措置をさせてくれということでありましたので、それを見据えて、今回電気の上昇分が学校関係とか施設持っているところについては、当初予算の設定を超えてきたということがあるので、実績値と今後を見据えての金額補正だということを認識していただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということなんですよね。ということは、これまでの何月までの分は分かりませんが、一定の月別を合算して、そしてこれの増と増えた分を計上してやるのが一般的でしょう。そのプラスこの空気清浄機が、基本的には朝の8時半かどうか分かりませんが、下校時間前の2時とか3時頃までは常時稼働するわけだっちゃん。そうすると、電気料というのは1時間当たり何ワットで、消費量が何ぼとかということは計算できるんだっちゃん。そういうことでの加算というのはしていないということで、先ほども言ったように理解していいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 今回の補正につきましては、ある程度幅を持たせて不足に陥らないように再度補正とかすることないように、ある程度幅を持ち合わせてやっておりますので、空気清浄機の電気料の消費については、ほぼほぼ少ないと思いますので、今回の補正で間に合うというふうな考えを持っております。

○議長（安倍敏彦君） 4問目、最後。（「さっきまとめたのでいいです」の声あり）いいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第85号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第30、議案第85号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第85号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書93ページを御覧ください。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,833万7,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容について説明いたします。98ページを御覧ください。

歳入の4款1項1目一般会計繰入金の減額は、財源調整によるものでございます。

続きまして、99ページを御覧ください。

歳出になります。歳出の1款1項1目一般管理費185万8,000円の減額及び2款1項1目公共下水道築造費12万6,000円の追加は、人事異動等による人件費の整理と、現金管理用の金庫の購入費でございます。

以上、議案第85号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第86号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第31、議案第86号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第86号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書は100ページをお開きください。

こちらは既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,727万円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書105ページをお開きください。

3款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金50万円は、一般被保険者療養費の財源となるものです。2節特別交付金132万円は、産前産後期間の保険税免除措置に伴うシステム改修費の財源として措置されるもので、補助率は10分の10であります。

5款1項一目一般会計繰入金4節職員給与費等繰入金134万4,000円は、職員人件費の整理に

伴う追加であります。7節産前産後保険料繰入金3万3,000円は、産前産後期間の保険税免除に伴う免除相当額が措置されるものです。

2項基金繰入金69万8,000円は、繰入額の追加となります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は次のページ、106ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費266万4,000円は、人件費の整理及び産前産後期間の保険税免除措置に伴い、システムを改修するための委託料であります。

2款1項2目一般被保険者療養費50万円は、一般被保険者療養費の増によるものです。

次のページをお開きください。107ページです。

2款5項1目葬祭費30万円は、葬祭費の増によるものです。

7款1項3目償還金43万1,000円は、令和4年度実績確定による精算分となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第32 議案第87号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第32、議案第87号令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 議案第87号令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書の108ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ515万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,912万5,000円に定めようとするものです。主な補正理由としましては、人件費の整理及びシステム改修委託費の追加などです。

議案書の111ページを御覧ください。

第2表は債務負担行為の追加です。高齢者等配食サービス事業業務委託について、期間を令和5年度から令和6年度、限度額を210万円と定めるものです。

続きまして、議案書114ページを御覧ください。

主な歳入予算の補正内容について御説明いたします。

3款2項6目介護保険事業費補助金55万円の増は、歳出予算に計上しているシステム改修費等の2分の1の補助分です。

7款1項3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、90万8,000円の増。

7款1項5目事業費繰入金、26万2,000円の増。

7款2項1目財政調整基金繰入金343万4,000円の増は、予算の調整になります。

議案書115ページから116ページを御覧ください。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明いたします。

人件費分の補正は予算の調整ですので、御説明を省略させていただきます。

1款1項1目12節委託料110万円の増は、システム改修委託料分です。

以上、議案第87号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（安倍敏彦君） 日程第33、議案第88号七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第88号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書117ページを御覧ください。

第2条は、収益的収入及び支出について、事業収益の既決予定額に42万円を追加し、4億9,279万9,000円に、事業費用の既決予定額から20万5,000円を減額し、4億7,013万2,000円にそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、117ページから118ページを御覧ください。

第3条は、資本的収入及び支出について、資本的支出の既決予定額へ18万2,000円を追加し、2億3,698万9,000円に定めるものでございます。

続いて118ページになりますが、第4条です。

第4条は、職員給与費について、既決予定額から40万1,000円を減額するものでございます。

第5条は、他会計からの補助金が追加されることに伴う文言等の整理でございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。122ページを御覧ください。

収益的収入の1款2項4目他会計補助金42万円は、児童手当補助金でございます。

続いて、123ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項2目配水及び給水費、そして4目の総係費については、人事異動等に伴う人件費の整理でございます。

3目になりまして、3目業務費の印刷製本費については、事業所名の変更に伴う納入通知書等の印刷代への追加でございます。

続きまして、125ページを御覧ください。

資本的支出の1款1項1目配水管整備事業費につきましては、こちらも人件費の整理でございます。

以上、議案第88号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論

を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 陳情第2号 「物価及び原油価格高騰、製造及び物流等のコスト高、人材不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経済対策についての要望書」について

○議長（安倍敏彦君） 日程第34、陳情第2号物価及び原油価格高騰、製造及び物流等のコスト高、人材不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経済対策についての要望についての委員会付託についてを議題といたします。

本件については、会議規則第92条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託をしますので御了承願います。

日程第35 請願第2号 「現行の健康保険証を残すことを求める意見書を国にあげることを求める請願書」について

○議長（安倍敏彦君） 日程第35、請願第2号現行の健康保険証を残すことを求める意見書を国にあげることを求める請願書についての委員会付託についてを議題といたします。

本件については、会議規則第92条の規定により、所管の教育民生常任委員会に付託をしますので御了承願います。

○議長（安倍敏彦君） 以上をもって、本定例会12月会議に付議された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日12月6日から12月28日までの23日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日12月6日から12月28日までの23日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 5 時 18 分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年12月5日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員